

75

40

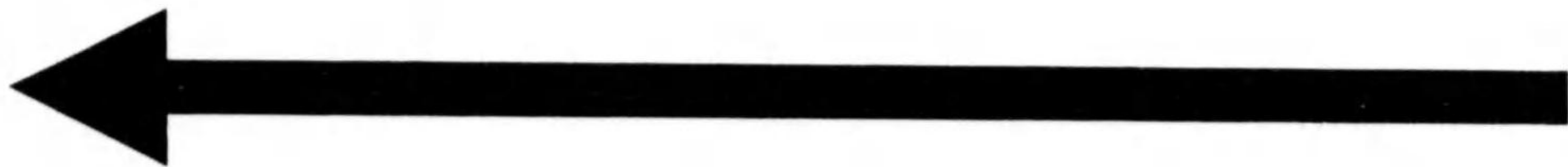
75-40



1200501289740



始





續福澤全集

第五卷



福澤先生肖像（明治三十三年寫）
病後





海峽
編者 式主 菅 達 (伊前三十三平宮)

福澤先生筆蹟
本來無一物とは云ひながら
無物の邊には自から勢力の
大なるを見るべし

明治三十二年秋 福病翁

御儀三十二平舟 福海
大ぶさう見ん
無神の盤にお自云る徳氏の
本来謙一神とお云ひ云はる
福海 主筆 謹

巾車一物さうまひの
三吾物のさうまひの
の大ききと見らるる
明治三十二年 福海 謹

時事論集

75-40

續福澤全集 第五卷 目次

福澤先生肖像
福澤先生筆蹟

時事論集

明治三十年篇

概 説……………一

政治外交……………三

何ぞ大に人權問題を論ぜざる……………三

空威張を止めて實力を奮ふ可し……………五

人心の不平……………七

不平破裂の時機……………九

政治上の不平を如何す可きや……………一〇

クリート事件の成行如何……………一三

目 次……………一

政黨員の地方官……………二

内務大臣の鑛毒視察……………一五

臺灣の軍政民政を區別すべし……………一七

臺灣行政の改良……………一九

日露協商……………二二

臺灣當局者の人選……………二三

足尾銅山鑛毒事件の處分……………二四

臺灣施政の革新……………二六

當局者の抱負如何……………二八

拓殖務無用……………三〇

米布合併に付き日本の異議……………三三

腹を切らざれば坊主と爲る可し……………三四

老後の思出でに奮發す可し……………三五

臺灣を如何せん……………三六

速に伊藤を召還す可し……………三九

形勢更に急なり……………四〇

外患未だ去らず内憂來る……………四四

議會に弄ばるゝのみ……………四五

日英同盟の説に就て……………四九

自から決せざれば自から倒る可し……………五三

新聞紙の外交論……………五五

政府の病症如何……………五八

政府の破壊も止む可らず……………六〇

伊藤板垣を入閣せしむ可し……………六一

伊藤の歸朝……………六三

外交の危機……………六五

政府果して決斷するか……………六七

伊藤の入閣を望む……………六九

選舉干涉の程度……………七一

元老合同の實を收む可し……………七三

眼前に事の切迫を如何せん……………七五

事實を見る可し……………七八

人を御する馬を御するが如し 一六

大隈の進退 一六

決断の足らざるを掛念するのみ 一六

政界の進歩 一七

獨逸の膠州灣占領 一七

今の政府に對外の覺悟ありや 一七

對外の進退 一八

元老の責任 一八

條約實施と法典 一八

當局者に誠意誠心ありや 一九

今日は只對外の一事あるのみ 一九

更に當局者の決断を望む 一九

政府の解散 二〇

速に決す可し 二〇

日本の政界既に薩長なし 二〇

軍事國防

武邊の心得を獎勵す可し 二六

海軍の士氣を奮勵す可し 二九

内國にて軍艦の製造 三二

軍備縮小説に就て 三三

海軍當局の人物 三五

水雷艇員の特待法 三七

死者の贈位賜金に付き 三九

容易に用兵を談す可らず 三九

軍備は無用を目的とす可し 四三

財政經濟

銀行家と企業家と自から區別す可し 一六

金本位案提出 一六

議會は幣制案を如何せん 一七

公債募集と租税增收 一七

民力の發達と租税の増徴 一七

税法の改正と租税の增收 一八

財政の始末を如何せん 一五三
實業家の軍備縮少運動に就て 一五四

産業貿易

資本主と職工 一五七

職工條例制定の必要ありや 一六〇

✓ 農商務省の大改革 一六三

果して愚狂の實を見る可し 一六六

職工條例は翻譯條例なる可し 一六九

翻譯條例は斷じて思ひ止まる可し 一七三

鐵工事業に著手す可し 一七五

教育學術

教科書の編纂檢定 一七八

女子の本位如何 一八〇

學術進歩の賜として見る可し 一八三

教育流毒の結果を如何す可きや 一八四

古毒治療の手段如何 一八六

社會交際

交詢社大會演說(明治三十年四月十八日) 一八八

國を開かば大に開く可し 一九〇

戰勝の虚榮に誇る可らず 一九三

西洋書生の共同力 一九五

西洋書生油斷す可らず 一九七

内地雜居の覺悟 一九九

宗教道德

本願寺騒動の鎮撫策 二〇三

宗教は經世の要具なり 二〇五

宗教は茶の如し 二〇八

宗教論に付外國人の誤解 二一〇

修身處世

國民の覺悟 二二三

雜說

新年の心得 二二五

御大葬に就て 二七
 大赦特赦に就て 二八
 藝人の救恤 二九
 演劇改良 三〇
 古物保存の要不要 三一
 後藤伯 三二
 時事新報第五千號 三三
 外國人の内地旅行に付き警察の取締 三四
 漫言 三五
 大儲け 三六

明治三十一年篇

概説 三七
 政治外交 三八
 十四年前の支那分割論 三九
 支那分割今更ら驚くに足らず 四〇

新内閣の組織 四一
 支那分割到底免る可らず 四二
 支那分割後の腕前は如何 四三
 支那償金の延期を許す可し 四四
 大院君薨す 四五
 内地雜居掛念に堪へず 四六
 排外思想の系統 四七
 排外思想と儒教主義 四八
 儒教主義の害は其腐敗に在り 四九
 儒教復活の責は今の當局者に在り 五〇
 我輩は寧ろ古主義の主張者なり 五一
 支那人親しむ可し 五二
 政變 五三
 今の外交の心得は如何す可きや 五四
 支那人失望す可らず 五五
 外交問題に對する政客の舉動 五六

對外の硬軟……………三六六

米西兩國の開戦……………三六八

支那に對して更に要求す可きものあり……………三九〇

對韓の方針……………三九三

對韓の方略……………三九五

對清要求の理由……………三九七

止むを得ざれば威力を用ふ可し……………三〇〇

亡命人を歸國せしむ可し……………三〇一

當局者大に奮發す可し……………三〇三

朝鮮移民に付き僧侶の奮發を望む……………三〇六

威海衛の引揚……………三〇八

老壯起伏間一髮……………三一〇

政權の維持は政黨に依るの外なし……………三一二

政黨内閣の初幕を開く可し……………三二五

官民尊卑の考を脱す可し……………三七

政府黨組織の好機會……………三三〇

平均政略の妄想……………三三三

朝野共に決斷す可し……………三三五

藩閥征伐の成行如何……………三三九

米西戦争及びフキリツピン島の始末……………三三三

伊藤總理の辭表……………三三六

民黨員注意す可し……………三三八

飽くまでも伊藤氏の決心を望む……………三四二

新内閣の新色……………三四三

新政府は自から立脚の地を認む可し……………三四五

伊藤氏の心事……………三四八

經世家の事を行ふ可し……………三五〇

爵位勳章の用不用……………三五三

新内閣の内情易からず……………三五五

政府の基礎甚だ危険なり……………三五八

政黨の輩自から憚る所を知る可し……………三六〇

黨員輩は單に黨内のみを見る可らず……………三六三

外務大臣問題 三五
 憲政黨員に告ぐ 三六
 自家の臺所より始末す可し 三七
 責任内閣の實を明にす可し 三九
 貴族院議員の本分 四〇
 支那の改革に就て 四一

軍事國防

海軍擴張の外ある可らず 四三
 二億圓吝しむに足らず 四四
 海軍擴張止む可らず 四五
 空論の時に非ず 四六
 支那兵大に用ふ可し 四七
 澎湖島の防備を嚴にす可し 四八

財政經濟

大に外資を入る可し 四九
 増税の程度 五〇

納税力の餘裕 五一
 増税の方略 五二
 専ら酒税に取る可し 五三
 何故に酒税増加を斷ぜざるか 五四
 増税と減税 五五
 如何にして二億圓を得べきや 五六
 増税の斷行に躊躇す可らず 五七
 所得税は斷じて増す可らず 五八
 増税案の廢棄 五九
 外資輸入の道 六〇
 飽くまでも酒税増加 六一
 税源保護 六二
 清酒の保護 六三
 收税吏の人選最も肝要なり 六四
 増税案は死活問題に非ず 六五
 密造防遏の方法 六六

地價修正……………四三九

税源選擇の順序……………四四一

一切反對……………四四三

賣藥税……………四四六

産業貿易

日本の農業……………四四七

日本の米……………四五〇

豈に管米のみならんや……………四五三

商工立國の外に道なし……………四五六

航海獎勵の必要……………四五六

運輸交通

鐵道國有の理由如何……………四六三

世間の鐵道論……………四六五

官有とす可きもの豈に管鐵道のみならんや……………四六七

社會交際

同盟罷工の真相……………四六九

同盟罷工に處するの道如何……………四七三

富豪自から慎しむ可し……………四七四

東京市長……………四七六

宗教道德

宗教に内外を區別す可らず……………四七九

宗教上に統計の必要……………四八一

修身處世

内助の功を没す可らず……………四八四

雜說

明治三十一年……………四八六

老偉人グラッドストーン……………四八九

横田ノブの犯罪に就て……………四九〇

ノブの控訴に就て……………四九六

漫言

清麿朝臣の神託……………四九九

豐太閤紀念祭……………五〇〇

大聲の相談は止して貰ひませう

五〇一

先生病後篇

概説

五〇四

政治外交

國法を厲行す可し

五〇五

爵位の利用

五〇七

政界の動搖其原因何くに在るや

五一〇

元老既に老いたり

五一一

政府に責任あり

五一一

ビヤヅリー氏歡迎會に於ける演説

五一九

帝室の財産

五二四

軍事國防

國の爲めに戦死者に謝す

五二七

漫に一兵をも損す可らず

五三九

國民自衛の覺悟

五三一

財政經濟

稅源保護の手段に注意す可し

五三三

所謂勤儉貯蓄の説

五三八

勤儉貯蓄の人民

五四一

一種の鎖國論

五四三

姑息の増稅斷じて不可なり

五四六

酒稅の納期及び酒造家の注意

五四九

産業貿易

地主の覺悟如何

五五三

農業の前途

五五五

商賣人失望す可らず

五五七

教育學術

女大學の流毒

五六〇

女子教育の方法

五六二

婦人の生意氣は鳥なき里の蝙蝠のみ

五六四

文明の政と教育の振作

五六六

社會交際

差當り遊廓の始末を如何……………五七〇

東西同化……………五七三

社會の品位……………五七五

宮内大臣の告諭に就て……………五七七

盃の獻酬を止めにする可し……………五七九

今の宴會は封建時代の陋習なり……………五八〇

老論跋扈……………五八三

近時の流行……………五八五

日本の金満家は多々ます／＼利すること易し……………五八七

西洋富豪の事情は我國に異なり……………五九〇

我國に於ける貧富の衝突は極めて激烈なる可し……………五九一

今の富豪家に自衛の覺悟ありや否や……………五九四

宗教道德

國民の體力……………五九六

清僧大に奮發す可し……………五九八

各宗の腐敗孰れが最も甚だしきや……………六〇一

僧侶の運動……………六〇三

親鸞主義の復活……………六〇五

寺と檀家との關係……………六〇七

猫の同類たる勿れ……………六〇九

修身道德の主義……………六一一

殺人事件と宗教……………六一三

修身處世

先づ表面の醜態を慎む可し……………六一六

錢の輕重……………六一八

表面の體裁より始む可し……………六二〇

口を外國に藉る可らず……………六二三

外交上に警しむる所を知る可し……………六三五

婦人の懷劍……………六三七

法典研究の必要……………六三八

一步を退く可し……………六三〇

日本流か西洋流か……………三三

庶子私生兒を厚遇す可し……………三六

人の妾たるものも大に考へざる可らず……………三八

男子たるものも大に注意す可し……………四〇

醜行男子に告ぐ……………四二

醜行男子尙ほ悟らざるか……………四三

日本人の品行……………四四

斷じて恕す可らず……………四六

地方に於ける元老の舉動……………四七

元老に望む……………四八

更に元老に望む……………四九

徐々に改む可し……………五一

梅を見て桃を問はず……………五二

親の非行その子に報う……………五三

只その不幸を憐れむのみ……………五五

婦人も亦その責を免かれず……………五七

男女同罪……………六九

雜説

幼弱者の保護に注意す可し……………七一

墓地の膨脹……………七三

花柳界の成行……………七五

團菊の後に團菊なきか……………七九

婦人と衣服……………八一

醫風矯正……………八三

平素の注意大切なり……………八六

追加の部

漢學の主義其無効なるを知らざる乎……………八八

文明の主義を知らんと欲する者は洋書を読む可し……………九一

洋學の地位高尚なるを要す……………九五

過去漫に想ふ勿れ現在未來こそ大切なれ……………九六

離婚の弊害……………一〇〇

目次

離婚の原因…………… 七〇一

離婚を防ぐの法は男女の交際にあり…………… 七〇二

歳末の一言學者後進生に呈す…………… 七〇三

明治二十年一月一日…………… 七〇四

志士を處するの法…………… 七〇五

官立公立學校の利害…………… 七〇六

教育組織の改革を祈る…………… 七〇七

明治二十二年大晦日…………… 七〇八

醫藥分離後の惡弊亦思ふ可し…………… 七〇九

明治二十五年一月一日…………… 七一〇

朝鮮變亂…………… 七一〇

新年と共に商況の繁昌を賀す…………… 七一〇

國會不成立(漫言)…………… 七一〇

天道の機轉(漫言)…………… 七一〇

魂消た魂消た(漫言)…………… 七一〇

附記

事に原因あり…………… 七二六

平民主義の謀反人…………… 七二〇

袞龍の袖に隠る…………… 七二四

政府城の割據…………… 七二四

逐風捉影の愚…………… 七二五

極端苛烈の氣風…………… 七三〇

上流の泉源濁る…………… 七三三

局外の老政治家…………… 七三三

上下親愛…………… 七三六

當局者に望む…………… 七三〇

目次

明治三十年篇



本篇の概説 此年 月皇太后陛下崩御。二月京都月輪東北陵に於て御大葬を営まる。○第十議會に於て衆議院の民黨は言論出版、集會に關する政府の法律改正案に對していはゆる三大自由は人權問題であるからとて大に不平を唱へこれに修正を加へたが、其中新聞紙の發行停止廢止は貴族院の同意を得て實行せらるゝことになつた。政府が本議會に提出した幣制改革案即ち金貨本位制案は兩院を通過して十月一日より實施せられた。幣制改革に對する「時事新報」の意見は本篇所載の社説の外に「福澤全集」第九卷に收録せる「幣制改革」と題する長篇の論説を参照すべきである。斯くて第十議會は兎に角に無事に経過したが、松隈内閣は成立當初の意氣込に似ず重大なる時局に面して何等見るべきの施設なく、差當り臺灣の統治の如きは制度の宜しからざるためか將た當局者其人を得ざるがためか治績毫も擧らず政府は何故か手を下さなかつた。臺灣の經營を最初より重要視して政府の斷乎たる處分を希望せる「時事新報」は此有様を堪へ難しとし、本篇に於ても政府の決斷を勸告せる幾多の所論がある。此年外交の局面には諸種の事件が前後續出して容易ならざる形勢であつた。此五月に起つた朝鮮の露國兵雇入事件に就て、或は日露協商規定の不備のためであるから其規定に改正を加ふべしとの説が唱へられたるに對し、「時事新報」は日露協商の如きは一時の彌縫手段にして其規定をいかに改むるも結局は實力如何の問題であると論じたが、これより先き四月には布哇政府が條約に違反し我移民の上陸を拒絶したるため、我政府は軍艦浪速を布哇に派遣し一方布哇政府に對して談判中、突如として米布合併事件が起つた。我政府はこれに對し米國政府に抗議を試みたるも、彼の上院に於ては合併案を可決し、布哇政府との交渉事件は外國の仲裁々判に附することゝなつた。而して十一月には獨逸の膠州灣占領、十二月には露國の旅順借入事件が発生して事態はますます重大化した。内外多事、殊に外交の危機切迫しつゝあることは既に豫想せられたところで、「時事新

報」が在野の元老を政府に入れ事を共にして時局に當るべしと反覆主張したのはこれがためであつて、政情も次第に其方向に動き始め、實は昨年の政變にも伊藤と板垣とは居残り松方大隈を入るゝ計畫であつたところが、其計畫齟齬して松隈内閣を見るに至つた次第である。然るに其内閣は更に振はずして内政の始末さへも意の如くならず、況して對外の方策に至つては不安心に堪へないので、「時事新報」は此五月に有栖川宮に隨行して英國に渡航したる伊藤を速に召還せよと勸告し、八月伊藤の歸朝するや、伊藤板垣を入閣せしめ元老合同の實を收むべしと説きたるも、政府當局者には其決斷なきのみか部内の不統一を醸し、大隈は閣内に於て異論を唱へ、大隈を支持せる進歩黨は政府の改革に關する要求を提出し、恰も内外相呼應して政府に迫るの勢を成したるにぞ、政府は進歩黨の要求を退けると同時に大隈は辭職して内閣一部の改造が行はれ、進歩黨と絶縁したる政府は自由黨に對して提携を申込んだけれども其拒絕するところとなり、第十一議會に臨むこととなつたが、十二月議會開くや進歩自由の兩黨が一緒になつて政府不信任案を提出せんとしたので、政府は開會匆々解散を斷行したるも、部内不統一の結果遂に拾收すべからざる状態を呈し、總選舉を行ふに及ばずして十二月末自から總辭職をするに至つた。

政治外交

何ぞ大に人權問題を論ぜざる

人間社會に人權の自由は甚だ大切なり商賣營業も自由なければ行はず殖産興業も自由なければ盛ならず苟も人權の自由に關する問題とあれば決して等閑に付す可らず今の政客輩が所謂人權問題を云々する其目的は我輩の飽くまでも賛成する所にして言論集會の自由の如き素より必要なりと雖も若しも其輩が眞實心の底より人權の大切なるを解して熱心に自由を望むとなれば目下の社會には差當り緊急問題の更に大に論ぜざる可らざるものがあるが如し政府より提出したる新聞紙條例の改正案の如き固より完全のものに非ずと雖も實際の不都合とは何々の個條なるや從來政府の當局者が兎角民論を嫌ひ自家に不利益の言論とあれば一概に治安妨害と認めて動もすれば發行の禁停止權を濫用したるが如き言語道斷にして禁停止全廢論の發生も決して無理ならぬ次第なれども今回の改正案には治安妨害の個條を削除して全く政治上の言論を開放したり政府の發案としては非常の決斷なりと云ふ可し或は皇室軍事外交等の事に禁停止の制裁を存するは尙ほ自由を缺くものなりと云はんかなれども今の社會に絶對の自由は到底見る可らざるのみか皇室以下の事項に制裁を存したりとて實際に何等の不都合ある可きや又社會の風俗秩序を紊る云々の條項に至りては今の新聞紙に果して制裁の必要なしやと云へば我輩は實際の事實に徴して尙ほ未可なりと答へざるを得ず否な此條項に就ては禁停止は兎も角も更に大に罰金を課し其取締の一層嚴重ならんことを望むものにして此點より見れば政府の改正

案は寧ろ自由に過ぎたりと云ふも可なり假りに一步を譲りて是等の制裁は人權の自由に關係あるものとするも若しも人權の點に著眼して今の社會を眺めたらば更に重大なる不自由の目前に横はるものはなきや我輩の敢て問はんと欲する所なり抑も人權とは生命財産名譽を稱するものにして孰れも輕んず可らざる其中にも名譽は最も大切にして生命財産にも換へ難き場合なきに非ず人權の第一として重んず可きものなるに然るに今日の實際に其第一の名譽は恰も他に蹂躪せられて非常の侮辱を蒙りつゝあるの事實はなきや彼の華族の如き大名公卿の家は自から歴史上の由來あるものにして一種の種族として社會の一隅に生存を許すも維新以來士族平民の仲間より成上りて爵位を得たる輩の舉動を見れば實際に必要ななき場合に傲然何位何爵など稱し一般の人民と階級を殊にして獨り自から名譽を恣にするが如き如何なる心得ぞや爵位の制は政府部内の定めにして其部内に於て身分の高下を云々するは恰も他界の事にして關係せざる所なれども一般の社會に對し其名譽を誇るに至りては取りも直さず他に不名譽を與ふるものにして華族以外の人々は恰も人權の最要部を犯されたりと云はざるを得ず如何となれば世間一般に悉く爵位を有するときは其爵位には名譽の見る可きものなき筈なるが故に特に其名譽を維持するが爲めに華族と名くる一種の階級を設けて一般人民と殊にしたるものにして其名譽は恰も他の不名譽を以て買ひ得たる次第なればなり然かのみならず犯罪の場合にも華族有位の者に限りては一般人と處分の手續を異にするが如き何れの點より見るも今の人民は非常の不名譽を蒙るものにして其關係の大小は言論集會の一般に不自由を同するものと同日の談に非ず然るに眼前の屈辱は之を不問に置きながら實際には格別の利害もなき新聞紙の禁停止事件などに人權問題の名を付して大聲喋々するとは畢竟人權の眞實貴重なるを解せざるものにして共に名譽の何物たるを談するに足らざるなり若しも然らずと云はゞ我輩は何故に斯る重大

の問題より立論せざるかを敢て詰問せんとするものなり(明治三十年一月二十六日)

空威張を止めて實力を奮ふ可し

政府の威嚴は如何なる時代如何なる政體にも必要にして苟も威嚴を缺くときは政令萬事意の如くなるを得べからず分り切たる事實なるに今の政府の當局者輩が爵位の光を假り自から一身を尊大にして高く構へ自から名譽の地位に居るは本來如何なる目的なるや或は其部内に名譽を專にして外に對して盛に威嚴を張らんとするつもりならんれども大なる心得違ひにして彼等が獨り自から空威張を演ずる其間は政府の威嚴は到底見る可らず人生の名譽は甚だ重大なり何人も犯さるゝことを欲せざるものなるに恰も之を專有して一般に臨まんとす取りも直さず他の名譽を踏付にして自家の前に平伏せしめんとするに異ならず或は此有様を以て威嚴を示したりなど思ふことならんれども苟も無神經の動物に非ざる限りは頭より踏付にせられて然かも重大なる名譽を犯されながら之に甘んずるものはある可らず彼等に於て斯る心得なれば此方にも自から覺悟ありとて内心深き處に反撥の念を藏め機會を窺て大に發せんとするは一般の情にして内に其念を蓄ふるときは政府人の舉動とあれば事々物々總て癩癩の種ならざるはなく些細の事にも反目の態を呈する中にも前年始めて國會の開設は恰も癩癩大破裂の機會を與へたるものにして爾來の成行は奇觀百出、神聖なる議場は恰も罵詈放言の府にして醜態見るに堪へず政府の威嚴は毫も立たずして口に言ふ所を行ふ能はざるは尙ほ可なれども實際に行はんとする所さへ言ふ能はずして自から煩悶苦痛の爲體は只氣の毒と云ふの外なし抑も政府對議會は國事を協議するが爲めにして互に意見を殊にして相争ふは寧ろ立憲政の本色として認む可し敢て差支なければ

空威張を止めて實力を奮ふ可し

も今日の有様は果して其本色を認む可きや否や大臣の輩が議場に出席して何か演説すれば質問頻發頗る喧しき其實問は敢て疑を質すが爲めに非ず言底自から一種の毒を帯びて演説者を困らせんとするのみならず時としては穩ならぬ言語を發して唯無益に辱かしめんと試みるものさへなきに非ず堂々たる議場に他を困らせ辱かして得々たるは大人氣なき舉動なれども畢竟年來の侮辱を報いんとするものに外ならず自から無理ならぬ次第にして面前に於てさへ斯る始末とあれば一般の人氣は想像に難からず政府の威嚴は果して何れの邊に行はれつゝあるや我輩の頓と認むること能はざる所なり論より證據は當局者の舉動を見よ米國の如き共和政治の國に於ても大統領の教書なるものには政府の意見を明言して憚かる所なく金銀の利害、關稅の輕重は勿論、或は外交上の事にまでも論及して吾々外國人にも其主義方針を知るに難からざるに反して數年來毎度我當局者の議會演説を見れば茫々漠々殆んど雲を掴むが如く常に具眼者の冷笑を招くのみにして今度の總理大臣の演説も相替らず同様にして少しも面白からず外交の關係の如きは儀式一偏に説き去るこそ體を得たるものならんれども眼前の内政に就て實業の發達を望むと云ひ人材の養成を急なりと云ひ貿易の利不利は國家の損益に影響するが故に生産力を増加し物産の販路を擴張す可しなど云ふが如き餘り尤も過ぎたる道理にして恰も人間に向ひ飲食は缺く可らず養生は大切なりと云ふに異ならず他の教を待つまでもなきことにして是れが施政方針の演説とは驚入たる次第ならずや評す可き辭にも差支へて只呆れ果てるのみなれども然れども事實を云へば當局者とても實際は斯くまでの愚物には非ず其方寸中自から相應の所見もあらんれども思切て公言するを得ず恰も經書を素讀して如何様に解釋せらるゝも差支なきが如き言を述べて自から其場を通れんとするは畢竟自信に乏しきが爲めにして其自信に乏しきは左右に顧慮して不安心に堪へざるが爲めに外ならず即ち威嚴の立たざる明白の證據

と云ふ可し何ぞ醜態の甚だしきや而して何故に威嚴の立たざるかと云へば當局者輩が單に自家の名譽を專にせんとして一般の感情を犯して他の憤を買ひたるが爲めなりと云ふ小兒の戲と認めざるを得ず古今東西、政府に威嚴なくして力の伸びたる例を見ず當局者にして眞實責任を負ふて政務を張らんとすれば先づ自から兒戲の空威張を止めにして大に實力を奮ふ可きのみ（明治三十年一月二十九日）

人心の不平

三十年來我社會進歩の跡を見れば實に驚く可きものあり王政維新匆々第一に四民同等の實を行ふて士族の常職を解き平民の苗字乗馬を許し次で廢藩置縣を斷じて治權を統一したるを始めとして法律を定め裁判所を設けて人權の安全鞏固を保證し遂に國會を開て參政の權を一般人民に付與したるが如き短日月の間に自由平等の主義を實にしたるは西洋諸國にも其類を見ること稀れにして非常の進歩と云はざるを得ず維新前封建時代の有様を顧みれば各藩互に政法を殊にして寬嚴一ならざる中にも其藩主たるものは一藩中の生殺與奪を恣にするのみか藩中幾多の士族は銘々に平民を切捨にするの權利あり人民の生命財産は殆んど他の私有物にして劍呑至極、絶えて人權の安全を見る能はず三十年來の進歩只驚く可きのみにして兩々相對すれば現在の境遇は恰も地獄より極樂に移りたるに異らず今の人民たるものは如何なる幸福ぞや自から省みて一點の不平もなきのみか其幸運に甘んじて極樂往生を遂ぐるこそ其身の冥加なる可きに實際は然らず多々ます／＼足るを知らずしてます／＼不平なるは是れぞ人間の慾情にして如何ともする能はざる所なり或は新舊變り目の時代に遭遇して親しく地獄の辛酸を嘗めながら極樂の快樂を享け得たるものは一身の前後を比

較して自から満足するものもあらんれども夫れとても實際覺束なきに目下の社會には生れながら極樂に成長したるもの甚だ多く此種の輩に向ては假令ひ地獄の昔を語りて今日の難有さを知らしめんとするも決して解せざるのみか現在の境遇に居て現在の有様を眺むれば更に又種々の不平なきを得ず喻へば薦を著て起臥したるものに木綿の夜具を與ふれば満足す可きが如くなれども次第に之に慣るゝときは更に絹布を望み更に絹を得るも慣るゝに隨て更に不平を訴ふるの常なり況して最初より絹の夜具に寝ねたる者の如きは是れは著心が悪し是れは目方が重しなどとして苦情は止む可らず會て目撃したることもなき薦の淺ましきを云々して絹に満足せしめんとするも到底詮なきこと、知る可し即ち人間の慾情、多々ますゝ足るを知らざるが爲めにして極樂に生れて極樂に成長したる今の人民には地獄の説法も全く無益なる尙ほ其上に爰に殊に注目す可きは教育進歩の事實なり本來教育の目的は一般の知識を進めて物の道理を解せしむるが爲めなれども人生字を知り學を講ずるに隨ひ精神の發達と共に理想の高尙に赴くは必然の成行にして其理想よりして社會の實際を見れば耳目に觸るゝ物、一として不平の種ならざるなき中にも特に癩癩に障るものは何事なりやと云へば彼の政治上に階級を設けて華族平民を區別し當局者の輩が虚榮自から喜んで人民を侮辱するが如き又彼の富豪金満家の輩が無識無能の俗物にてありながら父祖の餘蔭もしくは自家の僥倖にて家を成し恰も社會の富を私して他を苦しむるが如き最も堪へ難き所にして其感情は積りゝて何時か一度は破裂せざるを得ず即ち政治上に何か大變を醸し又社會上に貧富平均論の發生は必然の成行にして到底免かる可らず我輩の斷言する所なり但し政治上の大變と貧富論の發生と孰れか早くして孰れか晩きかは豫じめ明言するを得ざれども早晚到來の免かれざるは明白にして存する所は只時期の問題のみなりと知る可し(明治三十年三月六日)

不平破裂の時機

人情自然の成行よりするも教育進歩の事實よりするも政治上並に社會上に不平の破裂は早晚免かる可らずとして扱その破裂の時機は如何と云ふに抑も政治上の不平は腦より來り貧富平均論の説の如きは胃の腑より發するものなり孰れが早く孰れが晩きやは姑く擱き腦より來るものは感情一偏、中に鬱積したる癩癩を漏らすが爲めにして外より之を醫すること甚だ容易ならずと雖も胃の腑より發するものは生活の必要に迫られて不平を訴ふるに過ぎざれば胃の腑を充たさしむるときは其不平も隨て止む可し強ち至難事にも非ざるが如し爰に差當りの一例は九州地方には封建の餘習として一種の不平家多く壯年血氣の輩を集めて自から團結を成しながら本來是れと定まりたる主義もなく又金力にも乏しくして政治社會に勢力を逞うする能はざるより其不平は或は貧富平均論などの趣向に發して社會黨共產黨の如きものを見ることもあらんかとて窃に掛念したるものも少なからず實際に於ても頗る其邊の傾なきに非ざりしが此三五年來該地方に炭坑採掘の事業勃興して之と同時に鐵道の敷設も盛に行はれ一攫千金の奇利も少なからずして昨日までは素寒貧の壯士輩が遽に富豪紳士に化するなどの沙汰も珍らしからず一般に實業界の春を催ほして仕事の繁忙を告げたるより地方の不平も何時しか跡を絶ちて何れも其處に安んずるに至りしは實際の事實なり左れば社會上の不平は實業繁昌して人々職業に有付き胃の腑の充満するときは忽ち消滅するの常にして之を醫すること自から難からざるを見る可し我國近來の有様を見るに次第に實業繁昌の勢を呈して其社會に人の需用甚だ多し從來日本の實業界は全く素町人生ひ立の輩に占められて恰も別天地を爲し殆んど文明の空氣を隔絶したることなれども今日の商賣實業は世界を相手の

仕事にして其關係の廣大複雑なる苟も文明の教育に養はれて思想の緻密なるものに非ざれば之に當るを得ず分り切たる成行にして現に近來は文明の士人にして其社會に入るもの少なからず今後其流の士人が次第に勢を逞うして素町人に代る其趣は日本全國に流行したる彼の漢方醫が次第に文明の醫學に推されて何時となく屏息したる如く知らずの間に代謝の氣運到來するは疑ふ可らず今後の實際に果して斯る成行を見て文明の新教育を受けたる後進の輩がおのゝ地位を得るときは自から之に満足して社會上の不平を見ずして済むことある可し要するに胃の腑より發する不平、即ち貧富平均論の如き問題の破裂すると然らざるとは教育進歩と實業繁昌との割合如何に存して實業の繁昌が常に教育の進歩に先だつ間は先づ以て安心なれども若しも一方の繁昌が一方の進歩に伴はずして之に後るゝことあらんには其曉こそ始めて破裂を見ることならん其時期は自から知るに難からずして又隨て之に處するの工風もなきに非ざれども一方の腦より來る政治上の不平に至りては本來感情一偏のものにして如何なる時機に破裂す可きや之を豫測すること甚だ難し蓋し貧富平均論の如きは學者の説として公然唱ふるも世間に反對するものは甚だ少なかる可し之を唱ふる自から容易なれども政治上の大變動は心に思ふも口に發するを得ず以心傳心、相傳へていよゝ忍ぶ可らざるに至りて始めて事實に現はるゝものなれば其破裂は自から遅々たるを免かれざれども一旦破裂するときは其勢案外激烈にして恰も火藥の爆發に等しきものある可し但し其時機は我輩の素より豫測する能はざる所にして銘々の判斷に一任するの外なきのみ(明治三十年三月七日)

政治上の不平を如何す可きや

感情鬱積の結果として政治上の大變の破裂は早晚免かる可らず但し其破裂の時機は我輩の敢て豫言せざる所にして銘々の判斷に一任するの外なし瞑目沈思すれば甚だ寒心の至りなれども爰に日本の習慣に於て一種特別殆んど解す可らざるの事實ありと云ふ其二三の例を云はんに王政維新前、徳川の末路に當り國論沸騰鼎の如き有様を呈して一方は勤王論を唱へて時の政府を顛覆せんと企て一方は佐幕論を主張して飽くまでも徳川の政權を維持せんとして双方對峙、一步も譲らず互に讐敵視して水火も管ならず他を倒すか自から倒さるゝか到底兩立す可らざるの勢なりしに何ぞ圖らん一朝遽に大政返上云々とて三百年來の政府を他愛もなく敵黨の手に渡して自から屏息したるは是れ幕府顛覆王政維新の事實なり次に維新の後に至りて廢藩置縣の始末は如何と云ふに三百の諸侯おのゝ兵力を擁して國內に割據し互に相睥睨して尺寸の土地も他に侵さるゝを許さず僅に立木一本の争にても國際の葛藤を免かれざる程の次第にして三百年來固有の封土を維持したることなれば假令ひ維新政府の力を以てするも其封土を取纏めて全國一統などとは逆も思ひ寄らざる所ならんと思ひきや最も有力の強藩が自から率先して藩籍奉還を願ひ出で政府をして隻手を勞せずして容易に廢藩の實を挙げしめたる其舉動は殆んど了解に苦しむ所なり又國會開設の始末の如き西洋諸國などの例を見れば容易の沙汰に非ず人民は飽くまでも抵抗して聞かしめんとすれば政府は飽くまでも壓制して聞かしめざらんとし互に反目軋轢の極、双方共に極端の手段に出でゝ人を殺し血を流し甚だしきは國王を刎ねるなどの慘狀を演じ漸く目的を達して漸く今日の憲法政治を見たる次第なるに反して我國の國會は人民より開設を促したるに非ず否な多少は促さざるに非ざれども其聲尚ほ微弱にして耳を傾くるに足らず政府にして固く執る所あらんには敢て聞くの必要を見ざるに然るに政府は自から進んで之を開きたるのみならず然かも發布の憲法を見れば甚だ寛大自由にして立憲の舊國に

さへも稀れなる完全のものなりとは如何なる理由にて斯くまでに思ひ切りたるや只驚くの外なきのみ蓋し其次第を尋ぬるに徳川の大政返上は政府に大豪傑あり天下の大勢到底維持す可らざるを悟りて決断したるものなりやと云ふに決して然らず又藩籍奉還とも同様にして當時の大名中に時勢を察して斯る處置に出でたるものは一人もある可らず國會開設亦然り明治十四年に當り九年後の二十三年を期して開會を約したるが如き如何なる理由にて決したるやを知らず何れも解す可らざるが如くなれども畢竟その決断を促したるは日本全體の空氣にして時機の未だ切迫せざるに自から決断して恰も内済を申込むが如き一方より見れば餘り淡泊に過ぎて厭氣なきに似たれども自からは空氣の然らしむる所にして日本人に一種特別の氣風と認む可し左れば政治上今後の成行に於ても事體の未だ容易ならざるに先だち自から門を開て内済の手段に出で以て一般の不平を緩和するときは事は案外穩にして破裂を見ずして止むこともある可し我輩が華族の制を無用視して爵位などの虚榮空威張を止む可しとて毎度當局者に勸告を試みたるは敢て一時の思付に非ず深く今後の成行を考へ不平の破裂を未然に防ぎて事を穩便にするの微意に外ならざるのみ當局者果して我輩の微意を諒として今より徐ろに謀を爲すときは日本の國風に於て其決断は難からず敢て望む所なれども若しも狐疑躊躇して空しく歲月を消する間には遂に破裂の時機に遭ふて禍亂一發亦救ふ可らざるに至る可し鎖國時代の日本ならんには源平の戦と云ひ又南北朝の争と云ひ單に國內の騷亂にして千百年の上より見れば別に掛念するに足るものなしと雖も今日の日本には外國との關係もありて内亂無政府、久しきに涉るときは國の獨立に如何なる危害を及ぼすやも知る可らず心あるもの、深く考へて大に注意す可き所なり(明治三十年三月九日)

クリート事件の成行如何

昨日の紙上に記載したる在上海本社特派員よりの電報に據ればクリート島事件に付き英國人の意氣込はなか／＼盛にして在野黨のチャールズデルク及び小グラッドストンの如きは希臘王に電報してクリート島の文明の爲めに希臘の行爲を賞讃したりと云ひ倫敦に於ける一部の市民は希臘に對する政府の政策に反對の運動を爲さんとて公園に集會したりなど云ふ中にも特に著目す可きは英國の義勇兵が希臘の軍隊に合せんが爲めに本國を出帆したりとの一報なり果して事實にして義勇兵が隊を結んでクリート島に向ひたらんには英の政府に於ても知らぬ筈はなかる可し知りながら知らぬ風して出發せしめたりとあれば政府の意向も少しく疑ふ可きものあるが如くなれども其邊は兎も角もとして扱その義勇兵がいよ／＼實際に出發して希臘兵に力を合せたりとすれば列國の政府は決して黙過せざる可し先づ英政府に照會して貴國の人民が目下の場合にクリートに出掛けて希臘兵に合するなどは飛んでもなきことにして平和の妨と爲るが故に早速引取る可しと迫ることならん英は之に答へて義勇兵は政府の兵隊に非ずして一種の壯士輩のみ政府の與り知る所に非ずと云はんかなれども列國は容易に其手に乗らずいよ／＼政府の知らぬ浮浪の徒ならば列國の力を以て斷然處分す可し夫れにても差支なきやと更らに押返すに至れば英政府も夫れにて差支なしと答ふるを得ず假令壯士にても浮浪にても苟も英國の臣民たる以上は之に手を觸るゝことは斷じて相成らず果して列國の輩が手を出さんには英政府は正當防禦の手段として正面より之を防ぐ可しとて遂に大破裂を見るに至ることはなかる可きや是れは眞の想像にして實際に於ては一方に列國、一方に英國と云ふも其列國は英を外にして悉く同一致し居るや否や又いよ／＼

大事に及んでも其曉に敵味方が如何に分るゝやは容易に知る可らず故に此電報に接して先づ注意を要するは其事實は實際如何なる可きや若しも無事に治まれば其治り方は如何、いよゝ破裂すれば如何様に破裂して列國の去就は如何なる有様を呈す可きやの成行にして大に刮目して見る可き所なり事、海外萬里に在りと云ふも其成行如何は日本の商賣貿易に影響すること少小ならず輕々に看過す可らざるなり（明治三十年三月十二日）

政黨員の地方官

豫報の如くいよゝ各縣知事の更迭を見て其後任は多く政黨員の中より出でたり所謂人材登用の第一著手にして次第に廣く及ぶことならん政黨員の採用固より異論なしと雖も之を地方官に用ふるに至りては我輩の感服せざる所なり其輩は一旦官に入籍して姑らく黨名を脱するも政治上には飽くまでも主義を同ふすることならんれば或は議員選舉の際などに同臭の候補者を助けて黨勢を張るが爲めには好都合ならんけれども同臭のものゝ好都合は即ち異臭のものゝ不都合にして其事實は平素の縣治上にも現はれて種々の反對衝突を免かれざるは勿論、本來是種の黨員は全く黨略の爲めに就官するものなれば政府の方針一變して黨略と相容れざる場合には何れ袂を拂て去ることならん當人の覺悟は夫れにて差支なしと雖も今の政界の實際に徴して風雲の變態、朝に在て夕を圖る可らず自家の進退は只その風雲の成行に一任して明日をも知る可らざる斯る頼み甲斐なき知事に直接せしめらるゝ人民こそ迷惑なれ今日は地方民の智識も進歩して知事の更迭の爲めに人心を動搖せしむるが如き沙汰は實際に稀れなる可しと雖も平素は恰も黨勢擴張に心を用ふるのみにして一旦風雲の變あれば忽ち吹去らるゝものと最初より運命の定まりたる輩に對しては何としても

信用は置けぬ次第なり況んや其人物を見れば或は老朽を以て老朽に換へ無能を以て無能に換へたるものもなきに非ざる可し地方の迷惑ますゝ以て知る可きなり本來我輩は人材登用云々と云ふ其人物には重きを置かず只人氣一新の手段として其種類の多くして範圍の廣からんことを望むものなれども其地位は人民に直接する地方に用ひずして中央政府に養ふこそ實際に無毒なる可し或は中央には多數の新人物を容るゝの地位なしと云はんかなれども是れは決斷の足らざるが爲めのみ現に政府にても勅任參事官など云ふ新官を置くに決したるよし何れ黨員輩採用の準備なる可し既に此邊の覺悟ならんには現在の規則を改めて大に登用の道を開くも可なり或は其改革にして實際に不可とあれば更に勅任書記官勅任秘書官等の名目を設くるも差支はある可らず何れにしても多少の輩を中央に養ふて夫れ相應の職を與ふるの工風はある可きに殊に地方の職を授けたるもの多きは其輩の伎倆、中央政府の事務に不充分と認めたるか又は單に黨勢擴張の一點よりして成る可く黨員を地方に配置するの趣旨に出でたるものか我輩の解せざる所なれども其内情は兎も角もとして近年來地方政の綱紀甚だ振はずして時としては殆んど無政の情態を呈し行政の威嚴の全く見る可らざる其處に今又政黨員を地方の知事として人民に直接せしめながら自家の黨略の爲めに運動してますゝ地方民の信用を失ふこともあらんには果して如何なる有様に陥る可きや今後各地方に種々の事態を醸す可きは我輩の斷言して疑はざる所なり（明治三十年四月九日）

内務大臣の鑛毒視察

樺山内務大臣は數名の屬僚を率ゐて所謂鑛毒地方視察の爲めに出張して凡そ一周間も掛る見込なりと云ふ大臣の鑛

毒視察果して效あるや否や我輩の聊か疑ふ所なり鑛毒事件は政府に於ても既に委員を命じて目下正に調査中のよし委員の中には學者もあらん技術家もあらん銘々の専門より害毒の有無多少を調査して其調査の結果に由り始めて判断を下すことならん其判断に就ては立法行政の上にも關係少なからず自から當局者の意見もあらんれども實際に毒の有無多少を調査するは素より専門家の事にして素人に分る可きに非ず即ち政府にても特に委員を命じたる次第なる可し然るに今度大臣が自から視察に出掛けたる其目的は何くに在るや大臣は學者に非ず技術家に非ず而して其隨行の輩とても何れも行政一偏の官吏のみなるが如し此一行が視察の爲めに一周間を費したりとて實際に何の得る所ある可きや若しも實地を目撃して素人に分る程のものならんには最初より調査委員を命ずるの必要もなき筈なるに一方に委員の調査中にも拘はらず一方に國務全面の衝に當る大臣が自から一地方一事件の視察とは何事ぞや或は其出張は實地を檢分して判断の料に資するが爲めなりと云はんれども専門家調査の結果をも待たず素人たる大臣が分りもせぬ視察して先入、主と爲ることもあらんには寧ろ判断の妨には爲らざるか先頃來該地方の人民が多人數を催ほし陳情請願云々とて騒々しく政府の門を叩きたるは文明の法律世界に如何にも穩ならぬ舉動にして斷然排斥と思の外、當局者は親しく面會して事珍らしく彼等の陳述を聴聞したるのみならず今又自身に出張とは隨分念の入たる次第なり前年三陸地方海嘯の折、時の内務大臣が上方に在りて被害地方の出張延引したりとて世間に其冷淡を云々したるものありしに反し昨年岐阜其他の洪水には當局者の視察甚だ親切なりしとて世俗の評判を博したることあり是れさへ我輩の感服せざる所なるに今度の鑛毒事件は専門調査の上に非ざれば分らざるのみか調査の結果に由りて判断する其判断は嚴正一偏唯學問上の原則に據るの外なきものにして大臣出張の必要は何れの點に在るか解す可らざる事なり昔しく徳川政府創

業のとき板倉周防守が所司代として京都に在勤、人民の訴訟を聴くに障子を締切り其中に坐を占めて双方の陳述に耳を傾け一切他の顔を見ずして判決を下すの常なりしかば或人その次第を尋ねたるに他の顔色を見るときは自然に愛憎の念を生じて公平を失するの恐れあるが爲めなりと答へたるは何人も記憶する所なる可し徳川時代奇人の奇行、今日に學ぶ可らざるは勿論なれども今は却て其反對に世界には公平方正を以て自から許す奇君子にして眼前の風光と多數の愁訴とを見聞し自分の正直に引較べて事の真相を速了し單に素人の考を以て實際に分りもせぬ利害論を號呼するものなきに非ず俗に云ふ彌次馬の上等なるものにして其無責任の放論は差支なけれども事の責に任ずる當局者に於ては斷じて許す可らず既に出張の上は今更ら致方なし只充分用心して篤と視察を遂ぐ可きものなり(明治卅年四月十三日)

臺灣の軍政民政を區別す可し

本月八日は馬關條約に定めたる臺灣の住民に去就を決せしむるの期日にして此期日に至りて島地を去らざる住民は日本の臣民と見做すことなる可し即ち八日以後は臺灣の島民も眞實我政府の治下に服従する次第なれども實際の有様を見れば島民の去就は姑く擱き土匪の類は依然横行して狂暴を逞うし良民を苦しめ守備兵に抵抗するなど所在の人心尙ほ恟々たるが如し尤も彼の土匪なるものは一種の兇賊にして隱見出沒、剽掠を事とし支那政府の時にも常に其始末に苦しみたるよしにて敢て今回に始まりたるに非ず其狂暴横行は強ち統御法の失策に歸す可らずと雖も兎に角に施政の未だ行届かざるを見る可し抑も島地の割讓以來既に滿二年に達したり前一年の間は殆んど戰亂鎮壓の爲めに費して今尙ほ百事勿々とは云ひながら青天白日盜賊輩の横行さへも禁ずる能はずとは何事ぞや此一事より推測するも一般

施設の有様も大凡そ思ひ遣らるゝ次第なり新領地の統御固より困難に相違なしと雖も其困難は最初より豫期したる所にして今更ら驚くに足らず兎に角に著手以來の成績として多少は見る可きものある筈なるに我輩の耳にする所は只官吏の苦情と土匪の騒動沙汰のみにして是れが新政の新局面なりとて注目すべきものを見ず聞く所に據れば總督府の執務は恰も法律づくめにして甚だ精密なるは善けれども其手續の繁雜なるよりして事務は容易に抄取らず書類は山の如くに堆積して一日又一日次第に澁滯するのみ例へば官吏の月給を渡すに下級の輩などに至りては其月のものを其月に請取ることさへ六かしく或は一二箇月も延引して其間は止むを得ず他借して生活費を辨するもの多し渡す可き金なきに非ず其金はありながら手續の面倒なるが爲めに然るものなりと云ふ以て其一斑を知る可し斯の如き始末にして新附難治の島民に臨み以て成效を期せんとす事の見る可きものなきも怪しむに足らざるなり政府は今回島地に新縣を増置して施政の便を謀り又民政局の如きも大に改革を加ふ可しと云ふ其増置改革いづれも可なれども我輩の所見を以てすれば新領地の統御經營は一に當局者の手腕に存するものにして其人物を得ること第一の必要にこそあれば今の總督府の組織を一變して廣く人物を得るの道を開くこと急要なりと信するものなり現在の官制に據れば總督は海陸軍の大將もしくは中將に限るの定めなれども斯る大任を託す可き人物を單に軍人に限るとは窮屈至極なりと云ふ可し新領地の經營は單に軍事のみならず殖産興業教育警察衛生土木等その事は多々にして何れも永久の利害に關して然かも精密周到の考を要す可きものなるに本來その邊の事には不向なる軍人を總督として局に當らしめ總督は其部下なる民政局長に一任する如き次第にては到底目的を達す可らず蓋し總督の地位を軍人に限りたるは島地の防備に重きを置きたるが爲めなる可し防備の事、固より大切なりと雖も一般の經營は更に大切なり況んや軍事上の事は軍務局なるものあれば

其局長に權限を委任して事に當らしむるも差支はなかる可し總督必ずしも軍人に限るの理由とはあらざれば現在の組織を一變し民政と軍政とを判然區別して總督の任は其身分に拘はらず廣く適當の人物を求めて當らしむること肝要なる可し我輩は今の軍人中に人なきを云はず又現任者に就て云々するものに非ず只島地經營の大體上よりして軍民の區別を主張するのみ(明治三十年五月四日)

臺灣行政の改良

總督府の組織を改めて軍政と民政とを區別し總督は軍人と限らず廣く適當の人物を求めて全權を委任し治蹟の效を責むるを第一として其施設は自から多々あれども我輩の所見を以てすれば何は扱置き執務の手續を簡易にして銘々に責任を重んぜしむること肝要なる可し政府は今回島地に新縣を増置し又下級の行政機關を擴張して施政の便宜を謀る可しと云ふ何れも差支なれども目下の弊は執務手續の繁雜にして事務の澁滯に在るが如し現在の仕組に於て事の裁決は素より總督の權内に存すれども其裁決に至るまでの手續は甚だ面倒のみか些細の事件を處分するにも各部擔任者の會議を経るの常にして責任の歸する所、明ならず隨て中央と各地方との交渉の如き甚だ難澁にして一事件の始末にも數回の往復照會を要して尙ほ用を辨ぜざるが如き毎度のことにして交通不便の土地にては殆んど堪へ難き次第なりと云ふ左れば前にも記したる如く官吏の月給も一定の期日に渡すを得ずして困難を感じしむるは勿論、商人が注文品の代價を請取るにも請求書を出してより數十日の後ならでは手に入らざるの始末にして内地の御用商人輩は止むを得ず夫れにて我慢すれども土人の如きは現金に非ざれば安心せざるが故に目前の必需品にても土人の手より買入るゝこ

と能はざるの不便ありと云ふ畢竟單に手續を繁雜にするが爲めに於て斯る有様にて草創新治の實を擧げんとす實際に難しと云ふ可し或は手續を簡易にするときは其間に専私の事行はれ易きの掛念ありと云はんれども銘々に權限を付與する其代りに責任を重くして之に臨む可し人間の本性は案外正直にして自から責任の地に立つときは容易に私するものに非ず或は時として多少私の行はるゝことありとするも徒に事を滯滞せしめて公私共に不便を感じ結局大損に歸するに比すれば其利害同日の談に非ざる可し島治の全體を見れば一方には軍政組織にして政を行ふに兵を以てするに非ざれば能はず土匪蜂起の警報は殆んど日々の沙汰にして恰も戒嚴令を布きたると同様なる其一方には事務を辨ずるに無益の手續を重んじて一片の往復照會にも數十日を費して悠々閑々恰も天下太平の有様とは兩々相對して奇觀と云ふ可し法、三章を約する云々は古代のことにして今日の實際に行ふ可らずと雖も寧ろ内政の餘弊とも云ふ可き繁文の手續を其儘にして百事草創の新島地に施さんとす今の文明人にも感服するものはなかる可し左れば中央の總督府の如き各部擔任者の責任を重くして敏捷に事を處せしむるは勿論、地方の縣廳又は其他の行政機關に至るまでも主任に相應の權限を與へて事務滯滞の弊を去り總て執務の手續を簡易にして只その實效を責むること、し之を統ぶるに總督その人を得て大に面目を革新すること目下の必要として我輩の希望する所なり

次に守備隊の配置法を見るに處々に散在して勢力を分つる姿なきに非ず今日までは行政機關も整はずして憲兵巡查の如きも人數の足らざるより守備兵は本來同島の防備に任ずる大任務を有しながら實際には恰も警察巡邏の職をも兼帶し區々たる土匪輩の爲に四方に奔走して奔命に疲るゝが如き自から止むを得ざる次第ならんれども斯の如きは決して軍隊の威嚴を保つ所以に非ざれば速に警察の組織を整へて軍隊は自から各要所に集中せしめ勢力を蓄へて容易に動かす一たび動けば必ず目的を達するの覺悟なかる可らず防備の事に任ずる軍隊をして三々伍々處々に散して恰も猪狩に従事せしめ奔命に疲れしむるが如き斷じて許さざる所なれば此一事よりするも當局者が大に斷じて速に行政機關を整へ土匪輩の爲めに輕々軍隊を動かさしめざるの必要を認むるものなり（明治三十年五月五日）

日露協商

朝鮮政府の露兵雇入事件は遂に沙汰止みと爲りたるよし此事件に就ては單に朝鮮人の主張したるのみならず京城在留の露人中にも陰然慙慙するものありて政府の議に上りたる次第なりしかども彼此交渉の末、目下の場合、朝鮮に多數の兵を貸すが如きは露國本來の眞意に非ずとの事にて中止したるものなりと云ふ或は是れぞ日露協商の效能にして其效能を收めたるは我外交家の働に外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更に明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に著手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は甚だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更に明確に規定するの必要もあらんれば追加の談判も固より差支なければ抑も是種の協商は一種の事情より發したる一時彌縫の手段に過ぎずして永久に頼む可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に纏まることもあらんかなれども此始末を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時内に對するの政略としては兎も角も識者の冷笑は免かれざる可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は

該條約こそ東洋平和の基礎を据ゑたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども締結以來の有様を見れば朝鮮に於ける日本の勢力は殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はますます干渉を逞うして専横に及ぶ所なく遂には併合の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戦争の端を開きたるに非ずや或は戦争に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんれども支那が朝鮮の内政に干渉して傍若無人いよ／＼傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝一夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同様にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否や又今後の規定は將來の紛議を豫防するに足る可きや否やは姑く擱き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと覺悟せざる可らず左れば今回貸兵事件の中止に引繼ぎ更に協商の新規定を贏ち得たりとするも是れは單に一時を彌縫する目下の小策に外ならず我輩の當局者に望む所は公文以外の手段に在るのみ（明治三十年五月十八日）

臺灣當局者の人選

臺灣統治の實を擧げんとするには當局に其人を得ること第一に肝要なり現在の總督は今回土匪の始末に付き自から責を引て辭職す可しとの噂あり果して事實なるや否や知る可らずと雖も土匪の一件は兎も角も今日に至るまで一般の有様を見れば種々の困難少なからずして統治能く舉りたりとは云ふ可らず結局大革新の必要は明白なれば若しも現任者にして自から引退とあれば後任者の人選こそ差當りの急務なれば現行の制度に據れば總督の地位は海陸の軍人に限る

の定めなれども本來臺灣の經營は其事多々にして重きを置く可きものは單に軍事のみに非ず否な實際に拓殖の效を致して國の富源を益せんとする其施政計畫は寧ろ軍人の素質に不適當の事業にこそあれば我輩の前に論じたる如く軍政を全く獨立のものとして總督は必ずしも軍人と限らずして人選の自由を廣くすること肝要なりとして扱その人選談に至り我輩に於ては敢て誰れ彼れを云はされども文明の學問思想を第一必要の資格として或は完全の教育を受けざるまでも少なくも新思想に乏しからざる人物を得て其任に當らしめんことを主張するものなり或は臺灣は既に我版圖に歸して其住民は日本の臣民に外ならず即ち其政は内地の地方政と同様に於て只殊なる所は民心の方向未だ定まらざるまでのことなれば恰も維新の當初に東北の地方を處分したるが如く軍隊の威嚴を以て之に臨み又内地の民政に老練なる地方官の輩をして直接せしめたらば民心の歸一も難からざる可しなど容易に事を見るものもあらんなれども是れは大なる間違なり彼の土地が日本の版圖たるは事實に相違なれども其住民は全く外國人同様にして決して内地人を以て認むるを得ず即ち數百年來外國政府の治下に居て彼等の心を以てすれば敵國に征服せられたるの考あるのみならず風俗習慣は勿論、その思想信仰までも別にして實際に外國人に外ならずれば之を治むるには全く外國人に臨むの覺悟を以てせざる可らず他國には外國の領地を征服して其人民を治めたるの例なきに非ざれども日本にて此事あるは今回始めてにして無經驗の事業にこそあれば其施政計畫に就ては廣く世界古今の例を考ふる其例の中には或は失敗したるものもあらん或は成功したるものもあらん其成敗の跡を鑑みて取捨す可きは勿論、或は廣く前例に徴するも東西古今の事情場合は自から殊にして必ずしも他の例に據るを得ず新奇の事情に對しては自から新奇の處置なかる可らざる其處置が世界普通の眞理原則に照らして大體に誤りなきを期せんとするには新思想新知識の人物に非ざれば斷じて不可な

り而して此事たるや武邊一偏の軍人に望む可らず又單に精神氣骨を以て自から誇る老腕家に望む可らず我輩の其人選に就て特に新流の人物を必要と認むる所以なり

又拓殖務の當局は從來他より兼任したれども昨今の説に據れば其兼任を解て更に專任者の新任を見る可しと云へり拓殖務省なるものは前内閣の時臺灣並に北海道を監督するが爲めに設けたるものなれども爾來の實際を見れば是れぞ拓殖の本色として認む可きものもなく特に一省を置くの必要は聊か疑はしきに似たり然れども設置勿々廢止論も大早計のみならず眞實拓殖の實を期せんとならば南島北海その事業は少なからずして敢て無用の長物に非ず要は其人を得ると然らざるとに在るのみなれば今回の更迭に就て是れ又特に新思想の必要を第一として所謂精神氣骨の老腕は斷じて謝絶する所のものなり(明治三十年五月二十七日)

足尾銅山鑛毒事件の處分

は昨日を以て公にせられたり其處分の方法は鑛主に對する鑛山監督署長の命令書、官林民林の處理方并に被害地方の免租取調の命令に就て見る可し抑も此避害豫防等の方法は政府の兼て命じたる委員調査の結果にして専門の技師が學理上より判斷して斯く／＼すれば實際に害毒を免かる可しとて責任を負ふて立案し政府に於ても至當と認めて命令したることなれば最早や一毫も動かす可らずして該事件の處分は茲に終りを告げたるものなり左れば命令通りに此方法を實行するときは鑛毒は全く跡を絶つことならんれども只爰に残る所は將來の防毒法は是れにて充分なりとして今日まで被むりたる既往の損害は果して如何す可き一事なり處分の命令中には曾て此事に及びたる事項なけれども

我輩の所見を以てすれば本來この事たる政府の預り知る可きものに非ず政府は既に權能の許す限りに於てあらゆる力を盡して處分の法を講じたることなれば其責任は充分に全うしたるものと云ふ可し故に若しも被害地の人民にして從來の損失を其儘に付すること能はずして其補償を求めんとならば之を法廷に訴へて法律上に争ふ可きのみ又鑛山主に於ても萬一この命令に服従すること能はざるの事情あらんには是れ又法律に訴へて裁判を求むるの外ある可らず而して裁判所に於ては如何なる判決を下すや知る可らずと雖も其判決は日本國法の命する所にして不服とあれば控訴上告たゞ法律上の手續を盡す可きのみにして其最後の判決に至りてもいよ／＼目的を達すること能はざるときは最早や如何ともす可らず只黙して國法の所命に服従するの外なし一國の法律は甚だ重し以て人を殺す可く以て人を活す可し死生尙ほ且つ法律の命する所にして苟も背くを得ずとあれば況して財産所得の損益に至りては只管國法に依頼して他に訴ふるの道なきものなればなり又その處分に就ては地方の人民などが例の如く演説集會など催ほして不服を唱ふるものもある可し其演説集會にして法律に觸るゝの舉動なき限りは全く自由にして毫も牽束す可らざること無論なれども若しも其演説集會にして不穩に涉り或は竹槍蓆旗などの行爲を煽動するの口氣あるか又は多人數の力を以て他人を脅迫するが如き舉動もあらんには政府は斷然職權を以て處分し一毫も假借する所ある可らず文明の政法に於て苟も訴ふ可きものは自から訴ふるの場所あり斯る不法の行爲は斷じて許す可らざればなり要するに我輩は此命令を政府の權能上あらん限りの手段を盡したるものと爲し其權能以外の處置は總て之を法律の判決に任ずるを以て至當と認むるものなり(明治三十年五月二十八日)

臺灣施政の革新

戦勝の報酬として得たる償金の使用法に付てすら巧拙の批評を免かれず況んや新に收めたる新領地の統治法如何に於てをや世人の刮目環視する所にして兎角の評論喧しきは當然なりと云ふ可し臺灣施政の易からざるは我輩の豫て察する所にして今日の不始末は必ずしも當局者の罪のみに非ず新附の民は新政の趣意を解せず新主人も亦彼等の性情を審にせず文明の制度、必ず悦服するならんと思ひの外煩累に堪へずとして却て舊政の無紀律を慕ひ一令一律疑心の種と爲ると共に當局者の方針も定まらずして時に或は威を以て畏服せしめんとして失敗し又或は恩を以て心服せしめんとして思はしき功を見ず主客共に方向に迷ふ其間には兵亂の混雜もあり總督の更迭もありて匆々二箇年を経過し恰も統治の手習に長歲月を空うしたるが如くなれども此手習中に政府が民情を詳にすると同時に島民も亦實際日本人に接して幾分か發明する所ありしに相違なきのみか其去就を決す可き五月八日は既に過ぎ去りて決心の臍もいよ／＼固まりしことなる可し自から一新の時期に到着したることなれば最早や猶豫す可きに非ざるなり左れば手習の時日既に過ぎ去りていよ／＼實地の場合と爲り扱これに處するの法を如何す可きやと云ふに我輩の所見に於ては従前の仕組にては到底大革新の望なきを信するものなり本來歴史を異にし言語を異にし風俗を異にする異郷異人種を支配するには自から臨機の活斷を要するの例にして尋常一様の規律を以て律す可らず先づ第一に其總督に任ずる者には殆ど無限の權力を附與すること必要なるに今の組織にては内地に拓殖務省なるものを設けて遙に島政の根本を支配し總督は本省の指揮に従て進退せざる可らず數百里の外より一々報告し又一々命令を受けて事に當ると云ふ迎も活潑機敏に運動する

を得ず況んや其命令者は必ずしも特に新領地の事情に明なるものにも非ざるに於てをや不如意を感じるは當然にして何人も總督たらんことを望む者なかる可し且つ之を武人に限るが如き窮窟千萬にして武人武に長すと云ふも臺灣の經綸は一片の武藝を以て辨す可きに非ず故に今日果して大革新を斷行せんとならば先づ總督の地位を高めて全權を委任し隨意に法律を發布するは勿論、財政の如きも大體の額を定むるのみに止めて細目に至ては何事に向て如何に費すも其勝手に一任し出入も自由にして必ずしも常に臺灣に居住す可しと限らず出で、は則ち總督たり入ては則ち内閣に列し奇語を以て云へば恰も臺灣王に封じて獨立の姿を成さしめ而して其人には即ち元老中の文武兼備最も大膽なるものを擧げて一切の責に任せしめ別に副總督或は次官を置き是れには文明の新思想に富める才物を選任して萬端の事務を處辨せしめて始めて治績の見る可きものある可し今日の總督は恰も拓殖務の屬僚にこそあれば胸中經綸の策ある者も之に就くを屑しとせざることなれども今これを改めていよ／＼大權力を委任するに於ては人みな功名心あり奮て此重任に當らんと欲するものあるは疑ふ可らず維新の當時北海道を治むるに開拓使を置き全權を委任し紙幣發行の特典をさへ與へたるほどなれば況して割讓の新領土を支配するに是式の度胸はなかる可らず抑も我輩の敢て斷行を促す所以は今にして革新の功を擧ぐる可き能はずんば將來或は不測の災あらんことを恐るればなり臺灣は豊富の地にして又要衝の境なり世界中に垂涎するもの少なからざるは勿論にして日本が之を收めたるに付ては口にこそ言はざれ心の底には窃に嫉ましく思ふものなしと云ふ可らず左れば其施政の不始末に乗じて仰々しく批評を試み近年日本人は開化したりと云ふと雖も只僅に自國を治むるの力あるのみ到底海外の領地を支配するの腕前なしとて日本の名譽を傷くるのみかいよ／＼何時迄も治績を擧ぐる可き能はざるに於ては日本人は島民を虐遇するとか人民が可愛想なりとか種々の物

論を生じて遂には人^{ヒト}道の爲め傍觀す可らずなど唱へて意外の邊より意外の干渉を見ることなしと云ふ可らず萬々一にも斯る次第に立ち至ることもあらんには此上もなき恥辱にして臺灣の始末はいよいよ以て困難なる可し我輩の心配する所にして屢々此問題を論ずるも之が爲めのみ敢て當路者の英斷を促すものなり（明治三十年六月十七日）

當局者の抱負如何

昨年前内閣の末に際し朝野の間に松方大隈の二人を政府に入るゝの議を生じたるは戦後の國情、内外の事態容易ならざればとて二人をして財政外交の局に當り大に手腕を試みしめんとの趣旨に外ならず其計畫は實際に齟齬して事情一變、内閣の更迭を致したれども新政府の組織に二人が出現して然かも主要の地位を占めたるは自から一般の希望に投じて當人に於ても得意の情なきを得ざる可し蓋し本年度の諸計畫は組織勿々力を用ふるの暇なく孰れも前の成案に由りたるの意味もある可し否な自から其旨を明言して更に大に抱負あるよしを吹聴したることなれば何か覺悟はあることならんと思へども今日までの始末を見れば別に感服す可きものなきが如し外交の關係は戦後ますます微妙の度を加へて容易に言ふ可らず當局者の苦心も窺に察する所にして表面に出色の變化なきも怪しむに足らず布哇事件の如き軍艦を以て之に臨む、甚だ容易なるが如くなれども一方に鬼面、他を嚇すの權略あれば一方には亦自から虎の威を假るの狡智なきに非ず況んや關係の稍や大なる事柄に至りては所謂對外硬の筆法など言ふ可くして行ふ可らず分り切たることなれば目下の外交上に大に見る可きものなきは當然の事として姑く擱き當局者の自から明言したる財政上の抱負とは果して何事を指したるものなるや我輩の聞かんと欲する所なり彼の金貨法の如き法律上には立派に成立したれ

ども其結果の如何は容易に知る可らず或は之が爲めに公債賣出の道開けて外資輸入の目的を達したりと云はんか外資の輸入には自から程度ある可き其程度は兎も角もとして公債の賣出は詰り外國より借金するものに外ならず等しく借金とあれば最初より外債募集と打出して金を借るも同様にして特に公債證書の借金を悦ぶ可きに非ず其名は如何にしても借金は借金にして一時の窮策に過ぎざるのみ聞く所に據れば明年度の歳計豫算額は各省より要求の儘にすれば凡そ四億圓に達す可しと云ふ國力の膨脹に相應して諸般の計畫を全うせんとするときは四億の數も敢て驚くに足らざれども實際の歳入は僅に一億内外に過ぎざるに如何にして其支出を辨す可きや數に於て許さざるは明白なり左れば精々削減して三億とするか二億何千萬とするか何れ相應の額に止むるの外なる可しと雖も斯くては國力膨脹の實にも拘はず數年來豫算の不成立に引續き戦争以後は軍備擴張の一點に力を注ぎたる爲めに殆んど拋棄されたる諸般の新事業は到底著手の見込ある可らず國事ますます滯滞して國民をして不便不利益を感ぜしむる其結果は全般の進歩を妨ぐるのみか恰も前政府の計畫を其ま、踏襲したるのみにして毫も革新の實を見ずとありては自家の宣言に對しても面目なかる可し我輩の取らざる所なり抑も今日の計は千思萬考、増税の外に出づるを得ず我輩の幾回か論じたる所にして所謂増税とは必ずしも一時に大に増すの意味に非ず國力の程度、納税者の事情を考へて漸次に歳入を増すこと、爲し結局收支相償ふを目的として計畫こゝに一定するときは公債の募集なり又は他の手段なりして其間一時の遺繰は差支なければども一定の計畫なくして前途漠然、單に其日ぐらしの姑息手段を演じつゝ實際前政府の遺蹟を襲ふに過ぎずとありては一般に失望して人氣忽ち落ちざるを得ず大に考ふ可き所なり或はいよいよ増税の計畫を斷じて發表の曉には世間に多少の苦情はあることならん否な議會の大反對に遇ふて之が爲めに政府の更迭を致すこともあらんかなれども

左ればとて此儘に経過するときは人氣頓挫、早晚自滅は免かる可らず今日までの人才登用云々などは單に初幕に過ぎざるのみよ／＼の本幕に至り更に觀る可きものなきに於てはいよ／＼無能を現はさざるを得ず老悛たる老政客の名稱と云ふ可し或は財政の事は自から其當局の責任にして他の預り知らざる所なりなど云はんれども等しく政府に列しながら事の最も重大なる財政の計畫に對して責任を推委するが如き決してあるまじき談にこそあれば我輩は其決斷に付き政府主要の當局者に向て大に望む所なきを得ざるなり（明治三十年六月二十日）

拓殖務無用

臺灣統治の策、一にして足らざれども要は當局の人物如何に在るのみ而して其當局者には充分の權力を附與し恰も臺灣王に封じたるの覺悟を以て一切の處分を任せざる可らず若しも然らざるに於ては到底統治の實を見る能はざること事實に明白なり一昨年樺山氏が最初の總督として赴任の際には親しく權限を委任せられて自から大に期する所ありしが如くなりしかども就任匆々未だ施設の見る可きものなきに病の爲めに辭職したり實際の病氣とあらば致方なければども氏は歸京後間もなく政府の更迭に際して内務の刺職に當り今尙ほ其職に勉めつゝあるを見れば所謂病氣とは生理上の病に非ざりしや明なり蓋し總督就任の際には大に權限を委せらるゝの約束なりしかども其後政府の處置を見れば中央に臺灣事務局なるものを設けて數名の委員を置き内閣の監督に屬して島地諸般の事務を管理し政府と總督との間に往復する文書さへも一切事務局の手を経ることゝ爲し恰も一個の關門を設けて總督の運動を掣肘したり無限の權力を要する新領地の統治に斯る始末とありては何人も堪ふ可らず當時樺山氏の病源も多分是等の事情に基づきたること

ならん左れば此事實に徴するも充分の自由を與へずして適當の人物を得るの困難は明白なるに然るに政府は曾て其事情を顧みざるものゝ如く更に拓殖務省を新設して更に總督の權限を縮小し其地位をして實際政府の一屬僚たるに過ぎざらしめたり臺灣統治の重任たるは今更ら云ふまでもなき所にして地位名望共に第一流の人物をして當らしめざる可らず最初樺山氏が就任の時には政府に於ても充分委任の内意にて當人も其覺悟にて赴任したるよしなりしに間もなく一變して種々の掣肘を試み更に再變して餘計の一省を設けます／＼總督の權限を縮小したるは如何なる考に出でたるや毫も解す可らず其地位既に一省の屬僚に過ぎずとあれば到底第一流の人物を招ぐ可らざるは勿論、或は二流三流の輩にて大に手腕を試みんとするものも斯る不充分的權限にては應ずるものある可らず更迭再三遂に人を得ずして今日の失體を極めたるは固より其處にして毫も怪しむに足らざるなり或は彼の劉銘傳の施設經營は甚だ巧にして驚く可きものあり日本人などの容易に及ばざる所多しとて非常に感服するものあれども我輩の所見を以てすれば實際の伎倆如何は姑く擱き其成績に觀る可きものあるは畢竟彼の國情の然らしめたるものと認めざるを得ず即ち支那の國風として總督の地位は恰も一省に王たるに異ならず一切の事、自家の權内に處分して百事意の如くならざるなきが故に斯る成績を收め得たることなれども我國現今の組織にては假令如何なる大人傑を事に當らしめても彼の成績の半分はおろか其眞似さへも覺束なかる可し實際に人物はありながら力を伸ばすの地位を與へずして却て支那の老物をして名を成さしむるとは何事ぞや左れば臺灣總督府を獨立のものとして爲し總督に一切の權力を與へ第一流の人物をして之に當らしむるは目下焦眉の急にして政府の速に決斷す可き所なり蓋し拓殖務省の新設は前内閣の發意にして時の當局者は何か必要を感じたることならんれども其考は當初より全く間違ひに外ならざれば今日その誤りを正すは毫も遠慮なきの

みか現政府の中にも別けて樺山氏の如きは當時親しく其局に當りて一切の事情は萬々承知の筈なれば大に自家の意見を述べて善後の法を講ぜしむること至當なる可し

臺灣の關係は右の如くにして又聞く所に據れば北海道の如き拓殖務の管轄に歸してより諸事滯滞を免かれず隨て當局者も其地位に甘んぜざるの姿なきに非ずと云ふ近來南方の事、急なるが爲めに北地の經營談は多少人耳に遠ざかりたるが如くなれども所謂北門の鎖鑰たるの實は今尙ほ舊の如くにして決して等閑に付す可らず開拓殖産の事業は勿論、經世家の眼より見れば北顧、大に備ふるの必要は敢て南海の新版圖に讓らず南北相對して經營の最も大切なる土地なるに拓殖務に所屬以來寧ろ退歩の色なきに非ずと云ふ畢竟組織の宜しからざる爲めに於て此點よりすれば拓殖務省は只是れ有害の厄介物に外ならず幸ひ大臣も兼任のことなれば此際斷然廢止すること得策なる可し敢て當局者の決斷を望む所なり（明治三十年六月二十三日）

米布合併に付き日本の異議

日本と米國との交際は特別に親密にして恰も兄弟の如くなる其交誼の永久に全からんこと我國民の日夜に希望して止まざる所なるに然るに近來兩國の間とかく多事にして關稅問題の未だ片付かざる中に又もや布哇事件を生じたるは我輩の甚だ遺憾とする所なり絹物等に對する増稅の如きは米國の産業を保護するが爲めに或は必要なりとの口實もあらんかなれども布哇の合併に至ては殆んど其何の意たるを解する能はず米國は元來商工業を以て立國の基礎とするものにして他國を併呑するは其國是に非ず近來モンロー主義など稱して或はニクワラグワの葛藤に容喙し又或はヴェネ

ズキラの境界問題に干渉したれども是れは洲内の事にして洲外に領地を開くとは自から別なり米國の本來外に土地を漁らず内に他國の勢力を容れず即ちモンロー主義の本色のみならず實際に於ても今日布哇を收めて利益ある可しとは思はれず各人種の寄合地は統治困難にして諸外國との交渉も自から面倒なれば之を守るが爲めには夫れ相應の軍備も必要にして詰る所は所得以て所費を償ふに足らざるや明なり米國は何を苦んで斯る無益の難物を引受けんとするか傍觀者の解釋に苦しむのみならず折も折とて日本が布哇の爲めに正當の權利を妨げられて談判を開き彼れ是れ推問答の最中に横合より飛び出して突然にも合併云々とは恰も亂暴人を保護して被害者を苦しむの姿を呈し如何にしても大國の大人政略とは視る可らず然かのみならず傳聞に據れば我在米公使は合併問題公表の一兩日前に米國々務卿を訪ひ風説の實否を質したるに自分に於ては少しも知らずと返答したりと云ふ如何なる事情ありしかは知らざれども今少し挨拶の仕様もある可きに全く知らずなど空嘯き翻つて直に發表して一杯喰はせたるが如きは親切なる舉動と云ふ可らず布哇談判の始まらんとするや遽に軍艦を派遣して暗に布哇の後楯たるが如き姿勢を示したるさへ面白からざるに此時此際合併問題を提出し剩へ事の間際に至ても尙ほ知らずなど公言する米國政府の心中唯大人氣なしと評するのみなれども彼國にも亦自から見る所ありて進退することなれば進むも退くも勝手次第にして傍より彼れ是れ忠告がましき言は無益の沙汰なり我は當さに我權利と信する所のものを行ふ可きのみ今布哇は獨立の國にして又獨立の意思あり何れの國に合併するも全く隨意なるが如くなれども其存亡に直接の利害を感ずるものは又自から容喙の權あり近くは希土の問題に歐洲列國の干渉するが如き其一例にして遼東還附も亦然るのみならず米國は殆んど何の關係もなきヴェネズエラ又はニクワラグワの紛議にすら容喙したるは前にも記せし所なり今日日本人の布哇に移住する者三萬内外にして何

れの國民よりも多數なり産業の資本は米人の手より出づるもの多しと雖も其努力は主として日本人の貢ぐ所にして布哇の爲めにも日本の爲めにも便益少なからず其貿易も次第に發達して明治十九年には我より輸出せしもの僅に二萬五千餘圓に過ぎざりしに同二十八年には殆んど四十萬圓に達したり異數の進歩にして今後も尙ほ此勢にて推し行かんには移住民のますく増加すると共に商賣も亦一層繁昌す可きは疑ふ可らず然るに今若し此海島國が忽然として没せば從來の關係一變す可きは勿論にして假令ひ遽に我移民を悉く放逐するが如きことなしとするも米國の國情に徴すれば我既得の利益、將來の好望を害することなしと云ふ可らず然かのみならず布哇の併呑は即ち米國々是の一變を證するものにしていよく侵略主義を取て太平洋の要衝に據るが如き奇觀を呈することもあらんには我立國の基礎にも自かから影響なきを得ず日本が布哇の存亡に付て喙を容るゝの權利あるは固より論を俟たずして知る可し我外務大臣は早速米政府に向て抗議したるよし世間に傳ふるものあり至當の處置にして英獨等の諸國も亦必ず默過せざることならん我輩は只管米國元老院の否決を待ち我開國以來の日米交際を萬々歳に傳へんことを切望する者なり（明治三十年六月二十四日）

腹を切らざれば坊主と爲る可し

戦後の國情容易ならざるは更に云ふまでもなし國民一般に方向を共にして國の根本を固ふする一事の外、苟も他念ある可らざる目下の時節に際して一方を顧みれば從來責任の輕からざる政客輩が今尙ほ異同を云々して互に相憚るの情ありとは更に解す可らず藩閥と云ひ元老と云ひ又情實と云ひ行掛と云ひ多年來の沙汰にして政客の去就進退は此編

絆の中に行はるゝの常なりしかども抑も藩閥情實云々は一個の私にして國家の公に非ず國事閑にして一般に安眠の折柄なれば私の戯も聊か恕す可しと雖も目下の場合には斷じて許す可らず國民と與に警醒して誠意誠心大に勉む可きものなり試に思へ日清戦争の當時には其輩も地位境遇の如何に拘はらず平生の情實行掛を忘れて只管戦勝を祈るに餘念なかりしに非ずや即ち國の公の爲めに一身の私を忘れたるものにして我輩が其平素の戯を恕して咎めざるも畢竟此邊の心掛あるを疑はざるが爲めのみ然るに目下の國勢を如何と云ふに戦争中に比すれば更に大切なるものあり否な瞑目沈思考ふれば考ふるほど更に大切にして更に語勢を強むれば或は危機一髪と云ふも不可なき場合にこそあれば其輩にして果して本心を忘れざる限りは他人の言を俟たずして自から悟る所なきを得ず彼の戦争は非常の大事にして當局者の苦心尋常ならざりしは固より察するに餘りありしかども又一方より考ふれば若しも幸にして事を全うするときは古今未曾有の大功名にして其功名は自から時の當局者の一身に歸することなれば政治家に取ては實に千載一遇の好機會と云はざるを得ず左れば當時反對の地位に在りし政客の身として其一身の私より云へば單に當局者をして功名を専らにせしむるは殆んど忍びざる所なりしならんれども黙して言はざりしのみか寧ろ國民と方向を共にして當局の政略を助けたる程の次第なるに然るに更に大切なる今日の場合に平生の情實行掛など云々して互に相憚るとは何事ぞや目下の時節に際して眼中に見る所のみは唯對外の一事あるのみ如何にして前途の困難を經過す可きや如何にして他の反對に觸れずして國運の發達を全うす可きやとて其善後策の爲めとあれば殆んど一身の所在を忘れ互に心を空ふして互に相容れ議論の緩急を咎めず地位の相違を問はざるは勿論、幾個の腦髓を一に合して鞠躬盡瘁するも尙ほ不足を感ずるの時なる可し思ふて茲に到れば責任甚だ重くして半宵の夢も安からず寝ても寝られざることならんと思ひの外實

際如何なる心得にや窃に不平を唱へて事の妨害を試みるものなきに非ずと云ふ奇怪至極の舉動にこそあれ果して不平あらんには明白に其次第を陳じて公然これを争ふ可し自から男子の本色として恕す可きなれども他の面前には黙して口を開かず恰も無言の同意を表しながら蔭に廻れば窃に種々の蔭言を吐き不平だら／＼自から愚痴を逞ふするのみならず暗に傍人を煽動して妨害を試みるに至りては政客の小争聞くも馬鹿／＼しき次第にして平時ならば一笑に付し去る可きも今日の場合には斷じて許す可らず即ち眞實國家の邪魔物にして斯る邪魔物は有害無益、一日も存在を欲せざる所なれば苟も國家の爲めを思はゞ潔よく切腹して早く此世を辭す可し或は腹を切るは痛しとて未練もあらんには腹の代りに髪を切り坊主と爲て山に入る可し我輩の敢て勸告に及ぶ所なり（明治三十年七月一日）

老後の思出でに奮發す可し

今の政客輩にして時勢の容易ならざるを悟りたらば女々しき私情は斷然止めにし一身を國家の公事に捧ぐるの覺悟を以て自から期せざる可らず事の急とあれば政府の地位に多少の更迭を見るも必要にして先進の先輩にして自から進むと決するときは後進の中には自から讓るものもある可し今日の場合は情實行掛など云々して互に相憐るの時に非ざるなり目下の政局多事多端なる中にも差當りの問題は會計の出入即ち軍備の問題なり或は單に經濟の一方より見て軍備擴張は成る可くお手軟かに願ひたしとの説なきに非ず我輩に於ても固より望む所なれども如何せん其擴張は戰爭の結果止むを得ざるの必要に出で、既に外國にも知れ渡りたる事實なり其結果の得失は兎も角も之が爲めに國勢の局面を一變し滿世界の視線を我國の一點に集めしめたる上は最早や騎虎の勢にして今更ら躊躇す可きに非ず實際に之を用

ふると用ひざるとの談は別として著々歩を進めて飽くまでも目的を達せざる可らず分り切たることなれども實際に先だつものは金にして差當り會計談の急を告ぐる所以なり扱この一段に至りては公債を賣出すなり外債を募るなり兎に角に外に借金して一時の間を合はするか又は内に租税を増徴して國庫の實收入を増すか二つに一つを取るの外なしとして其取捨は政府の強弱如何に由て決するのみ政府の基礎薄弱にして決斷の勇氣に乏しからんか後の始末は後の事として差當り外國に借金して一時を彌縫し責任を他に嫁するの姑息策に出づることならんれども之に反して強固の政府ならんには國家永久の利害に訴へて自から責に任じ軍費の如き時の必要に應じて一定の時限中に消費する費用は其時代の國民に於て支辨す可し子孫後世までも負擔せしむる性質のものに非ずとて増税の決斷を斷ぜざるを得ず増税に人民の苦情は免かる可らずして彼の營業税の如き其苦情に自から理由なきに非ずいよ／＼決斷となれば今の税法の大改正は無論として清酒税の如きは取り敢へず更に二倍するも差支なく其他尙ほ取る可きの税源に乏しからず苟も正當の増税ならんには區々たる苦情に耳を傾けずして大に斷行す可きなれども其決斷は薄弱無力の政府に望む可らず左れば財政の一事に就ても當局の決斷は容易ならざるに更に外を顧みれば形勢切迫殆んど危機一髪を呈して大に進退を決せざる可らざるの場合なりと云ふ政府の基礎を強固にして其急に應ずるは目下の必要として扱今の當局中にも松方大隈西郷等の長老は其儘留任しながら更に伊藤山縣板垣後藤藤井上等局外の政客を容れておの／＼適任の地位を占めさせ眞實心の底より協同一致して事に當る可し其人々の決心次第にて新組織を見るは甚だ容易なり其自から進むは敢て他を排するに非ず目下の場合に自から進むと決すれば現任の後進輩は寧ろ喜んで地位を讓ること請合ひなればなり或は是種の政客輩が打揃ふて政府に列するときは藩閥元老云々の非難もあらんか藩閥云々とは薩州もしくは長州の出

身なりとて其一身に就て非難することならんれども薩人にも長人にも等しく日本人に外ならず其輩の名望伎倆が一般に重きを成して實際に國の安寧を保つを得ば差支なきのみか大切の時節に際し安心して政局の任を託せんとするには長老の政客を除て他に適當の人物を見ず藩閥元老など云々する場合に非ざるなり又更に政客自身の私の爲めに謀るも多くは既に六十前後の年輩にして老後の心身如何に強壯と云ふも此世の前途は五年十年に過ぎずして餘命幾ばくもなく無常の風吹き來りぬれば頓て白骨と爲るの身と悟りたらば其白骨の上を包みたる老肉を國家に捧ぐるものと覺悟して今更ら遺憾はある可らず同じ維新の長老にても西郷木戸大久保の如き或は非命に死し或は病に斃れて餘す所は數名の政客輩のみ而して今や國家危急の大厄運に際す協同一致、老後の思出でに大に奮發して國家の爲めに盡さんこと偏に切望に堪へざる所なり（明治三十年七月二日）

臺灣を如何せん

臺灣の始末は版圖内の處置に過ぎざるが如くなれども其關係は甚だ廣くして外に對して國の榮辱得喪に關するの大事故たるを忘る可らず抑も外國人が臺灣の形勝に著目し東洋立脚の地と爲すの志を抱きたるは一朝一夕の故に非ずして其形跡著々事實に徴す可きものあり徳川政府の末年の頃、普漏西人が該島の占領を企てたるは隠れなき事實にして其計畫頗る進みたりしに如何なる故にや遽に中止したり當時に於ては更に解せざりしかども後に思ひ合すれば普佛戰爭の爲めに外ならざるが如し實際の戰爭は夫れより數年の後に開けたれども普國が彼の大戰爭を思ひ立ちたるは容易の事に非ず内々の用意に三五年を費したるは疑なき所にして正に經營慘憺に忙はしからんとする折柄なりしかば力

を他に用ふるの暇なくして一方の計畫を中止したるものならん或は其後戰勝の餘勢を以てすれば更に其計畫を實にするは容易なるが如くなれども彼の一戰は解く可らざるの怨を隣國に結んで表面こそ平和の體なれども双方内實の關係は非常のものにして互に軍備の競争に忙はしく殆んど全力を擧て此一方に注ぎつゝある其有様は戰爭前に比して更に急なるものあり東洋に餘力を伸ばす能はざるは之が爲めのみ又前年佛清戰爭の時彼のクルベール提督の目的は臺灣に在りしかども一時澎湖島を占領し又基隆を封鎖して僅に上陸を試みたるのみにて其目的を達せざりしは畢竟本國の事情許さざる所ありしが爲めに外ならず左れば外國人が臺灣に著目したるは久しき以前よりの事にして單に胸裡の計畫のみならず實際に手を著けたることさへもありたれども各國共に何分にも内の事に忙はしくして遠く餘力を逞うするを得ず機會未だ到來せずして一年一年を経過する中に日清戰爭の結果として一朝遽に我國の手に落ちたることなり日本人が之を得たるは眞實偶然の機會にして最初より心掛けたるに非ざれども彼等の考を以てすれば恰も自家掌裡の物を他に奪はれたるの感なきを得ず窃に不平に堪へずしてます／＼眼を鋭くして其始末に注意するは自然の情なる可し加ふるに彼の島地に在留する外國人の如きは年來無規律なる支那政府の下に居て自由氣儘に擧動したるものか日本政府の統轄に歸してより次第に規律の整ふに隨ひ次第に不自由を感じて百事、前の如くならず其不自由は政法整理の結果にして止むを得ざる次第なれども從來放縱に慣れたる彼等の情に於ては是れ又不平の種にして甚だ不愉快ならざるを得ず彼の香港邊の外字新聞などが日本人に云々の擧動ありなど針小の事を棒大に記すのみか實際無根の説さへ捏造して漫に誹謗を逞うすること多きは畢竟不平外人等の口より出づるものにして日本人に對してます／＼惡感情を起さしめんと趣向に外ならず右の次第にして彼等は恰も嫉妬の眼を以て四方より環視することなれば若しも其統治の實際に

不始末を演じてます、難澁の態を呈するときは日本人には到底他を治むるの能力なし世界人道の點より見て其儘に差置き難しなど、如何なる故障を生ずるやも知る可らず然かのみならず目下對外の形勢甚だ容易ならずして或は時宜に由りては既に外に得たる利益をも見捨てざるを得ざる場合もある可し立國の運命にも關する大利害の爲めとあれば眼前の小得喪は目を瞑しても忍ばざる可らずと雖も臺灣は既に我版圖に歸して其事實は滿世界に認められたる所なれば如何なる場合に際するも見放す可きに非ず即ち臺灣を棄つるは恰も我四國九州を棄つるに等しく國の面目に掛けても斷じて許す可らずと覺悟して大に力を致さざるを得ず何れより見るも其經營は目下の急にして寸時も等閑に付す可らず而して其經營は大に當局の人物に任じて只管その成を責むるの外なきに然るに眼前に事の急を認めながら尙ほ斷ずる能はざるとは何事ぞや聞く所に據れば政府は今回臺灣の施政を改革する目的のよしにて其方針なりとて新聞紙に記載されたるものを見るに方針の得失談は姑く別として其趣旨は政府の見込を以て施政上の手加減を總督に教ふるものに外ならず既に人に任じながら恰も席上に手を取て手習を授くるが如き始末にては何事も出来得べき筈なきは無論、又實際に今更ら席上の教授を難有く拜受して一々遵奉するが如き輩ならんには其腕前も知れたものにして全く望を絶たざるを得ず此始末に徴するも政府に大英斷の考なきは明白にして施政の前途知る可きのみ若しも斯る次第にして悠々閑々一日を經過する其中には案外の急事出来して周章狼狽を嘆むの大變を見ること疑ある可らず其時に至れば如何に當局者を責むるも既に晩くして事に益なし我輩が自から堪へずして更に切言する所以のものなり（明治三十年七月四日）

速に伊藤を召還す可し

伊藤博文氏の外國行は有栖川大使の隨行として英國女皇即位六十年の祝典に列し其事を終りたる上は歐洲の事情視察の爲めに諸國を漫遊して凡そ一年餘を費すの豫定なりと云ふ氏の眼識に加ふるに其地位名望を以て外人に接するときは他人の容易に聞き得ざる所を聞き得るの便宜もある可し視察の效能少なからざるは疑もなき所なれども歐洲諸國には夫れ、駐在の公使あり又附屬の文武官も少なからず孰れも適當の人物にして其國々の事情に就ては常に注目を怠らず詳細の報告もあることなれば内に坐して其消息を知る敢て難きに非ず單に視察の爲めとあれば必ずしも親からするに及ばざる筈なるに然るに氏が外國に一年餘も費して事情視察とは自から他に意味なきを得ざる可し他人の心事を穿ちたる説にして言ひ悪き所なれども聊か我輩の推量を述べんに伊藤の人物に就ては世間に兎角の評判なきに非ざれども本來は誠意誠心決して國家に不親切の人に非ず私情の爲めに公事を忘るゝが如き敢てせざる所にして身は局外に在りながら窺に小策を運らして當局者を妨ぐるなどの卑劣心は萬々ある可らず我輩の確信して疑はざる所なれども如何せん年來氏の推輓を受けて今尙ほ政府の内外に散在する部下の輩に至りては主公全權の時代を回想して今の政府に平なるを得ず何とかして其舊に復せんとて互に聯絡を通じて現政府の事を妨げんとする其小策は銘々の小名利を期するものにして主公の預り知らざる所なれども其輩の運動は伊藤の名を利用するが故に外より見るときは恰も後楯として頼む所のあるやの觀なきを得ず當人の迷惑の上もなきことならんれども年來の關係自から止むを得ざる所にして亦自から實際の掛念もなきに非ず例へば老西郷の如き温厚篤實決して亂を好むの人物に非ず當時私學校黨

の舉動頗る不穩にして早晚事變を免かれざる可きは何人も期したる所なれども政府の當局者輩も西郷の郷里に在る間は大丈夫なりとて安心し居たる程なりしに何ぞ圖らん西郷自から首領として彼の大騒動を演出したるは畢竟部下の運動に迫られ止むを得ず起ちたり否な起たせられたるものにして老翁をして謀反人たらしめたるは實に部下の勢力なり左れば伊藤は此邊の事情を知るが故に面倒を避くるが爲めに外遊を思ひ立ち政府に於ても或は厄介拂の思ひして體よく之を出發せしめたることならん此推測は實際に穿ち得て甚だ遠からざる可し單に此一方より見るときは其進退淡泊にして當人の無邪氣を知る可きが如くなれども此際氏の一身を以て視察がてらの漫遊とは國事を軽く視たるの舉動にして我輩の取らざる所なり抑も伊藤を始めとして今の政客輩は目下の時勢を如何に認め居るか内外多難危機切迫して國事の大切なるは親の大病に異ならず平時ならば兎も角も苟めにも大病とあれば兄弟喧嘩はサラリと止めて親の膝下に集まり看病に餘念なかる可き此場合に看す／＼其大病を餘所にして漫遊とは何事ぞや又内に在る政客輩も其大病を知らせずして他をして外に遊ばしむるとは何事ぞや速に伊藤を召還して共に看病の事を與にす可し目下の場合に汗漫の外遊など決して許す可らざる所なり（明治三十年七月十一日）

形勢更に急なり

近日日本の地位が世界の人心に漸く不安の念を催はさしめたるは疑もなき事實にして著々思ひ當るものなきに非ず今後對外の多事多難自から想像するに足る可し若しも我國にして依然從來のまゝに安んじ永く東洋の極端に雌伏の覺悟ならんには彼等の不安心も一時にして自から止むことならんれども今後の國勢を考ふれば人口の繁殖と云ひ商賣

の發達と云ひ次第に外に膨脹するは自然の數にして其膨脹は國民生存の必要なるに苟も外に出でんとすれば忽ち他の猜疑を招て觸るゝ所衝突を免かれずとありては困難至極、容易ならざる次第にこそあれ外に對して衝突の難儀を避けながら實際に膨脹の實を全うせんとするの工風は如何す可きや大に考ふ可き所なり蓋し外國人は從來日本人を小兒視して恰も之を弄びたることなれども近年來の進歩漸く容易に侮る可らざるの實を示したる其處に日清戦争の一事は彼等の意外に出で、窃に恐怖の心を惹起したる其心より見るときは所謂疑心暗鬼の喩にします／＼其怖る可きを感じ満腹の猜疑を以て我に接するに至りしこそ目下の實際なれ一視同仁四海兄弟云々とは西洋國人の常に唱ふる所なれども其聲言の公明正大なるにも拘はらず彼等に先天の痼疾とも云ふ可きものは宗教人種の區別にして其異教異種の國人に對して動もすれば非道法外の舉動を演ずるは此區別の觀念より來るものに外ならず彼等が日本人を小兒視したる中は恰も之を弄ぶに餘念なくして其區別を忘れたることなれども既に恐怖の念を生じて猜嫌の眼を以て之を見れば其眼中に映するものは第一に宗教人種の點にして痼疾一發容易に回復す可らざるは無論、今後國勢の膨脹に隨て其猜疑心はますます／＼増長せざるを得ず容易ならざる次第にして此一段に至りて我進退を如何す可きやと云ふに抑も彼の宗教人種の觀念の如き畢竟西洋人の痼疾とも見る可きものなれども彼等は今の世界に多數を占むる其多數の運動は取りも直さず世界の大勢を成して恰も破竹の勢を以て進みつゝあることなれば日本も亦既に世界の一國として大勢と共に進むと覺悟したる以上は今更ら退却は斷じて許す可らず即ち其進退は立國の運命を決す可き分目としてます／＼進むの外なきのみ我輩が大に國を開て政治法律學問教育は勿論、風俗習慣に至るまでも成る可く世界の流行に近づかしむ可しとの事を述べたるは即ち此意味にして今日に於て國家百年の大計は此外に手段ある可らず識者の確に認むる所なれど

も然れども此事たるや眞實百年の計にして幾多の歳月を要することなれば今より心掛けて大に勉むるも吾々の一代に其結果を見る能はざるは無論、或は第二の時代にも之を見ることを得るや否や覺束なし要するに時間の問題にして自から後を期するの外なけれども顧みて外を眺むれば四邊の形勢甚だ急にして寸時も猶豫す可らざるものあるを如何せん蓋し日本の發達は近來に至りて外國人の往々著目したる所なれども戦争以來恰も國運の勃興を見たるは彼等の案外に出で、實際の豫期に反したることならん喩へば鐵道を敷設せんとしたる豫定線路の中途に端なく一大障害物を發見して然かも其障害物は日にます／＼膨脹の勢ありと云ふ設計者の豫算は之が爲めに大に齟齬したるや疑なし其喫驚想ふ可きなり故に當局者の身として考ふるときは更に豫定の線路を變更するか或は大に奮發して其障害物を未だ大ならざるに取除くるか孰れにか決斷せざる可らざる場合にして假りに我輩をして地を易へて他の局に當らしむるも差當り此點に考へ至らざるを得ず怪しむに足らざる次第にして更に語氣を切にして云へば日本の勃興は前途の障害物を發見したるに異ならざるのみか今後日一日を延引すれば國力の發達軍備の充實に隨ひ其障害はます／＼大ならざるを得ず左ればとて他を顧みれば何れの方向にも既に障害物の大なるものありて前進の目的は容易に達す可らずと云ふ事の難易を考へ又時の遲速を計りて早晚何とか斷ぜざる可らざるは自然の數にして正に經營慘憺の中に在る可きは自から村度に難からず目下の事態は實に危機一髪に迫りつゝあるものと云ふ可し左れば徐ろに永久の事を謀れば自から百年の長計なきに非ずと雖も今は焦眉の急にして暫時も猶豫の暇なし目下の思案は何は扱置き長老の政客輩が眞實心の底より一致協同して此難局に當り國論を一にして外に對するの外なきのみ即ち時勢の緩急を考へて大に忍ぶも又は大に伸ぶるも内の一致こそ第一の必要にして兄弟喧嘩の小争を事とするの場合に非ず國家の大事より見れば政府の主力の

如き何人の手に歸するも問ふ所に非ず只速に一致協同の實を成して國の根本を固うし以て外に對せんこと我輩の切望に堪へざる所なり（明治三十年七月二十日）

外患未だ去らず内憂來る

世界の形勢甚だ可ならずして日本は東洋に孤立するのみか次第に外より壓迫せられて一步も外に出づるを得ず外交は勿論貿易殖民の事業も只退縮の一方にして自から雄飛の心を抑へて國內に雌伏の止むを得ざる場合にも至らば其有様は如何なる可きや對外の困難と共に内の不平不愉快は非常のものにして結局破裂の不幸を見ざるを得ず滿腹の不平、内に鬱積して散ずるの道なくます／＼外より抑へらるゝのみなりと云ふ遂に破裂の極端に至るは自然の勢なればなり我輩の所見を以て假りに成行を想像すれば其破裂の現象は種々なる中にも最初は先づ開國論と攘夷論との衝突なる可し今日の實際に眞實文明の主義を解して心身共に其主義の實行に勉むるものは割合に多からず只その智識と勇氣とを以て世間の衆愚論を壓倒して勢力を占めつゝあることなれども其勢力は國勢進歩の勢に乗じて社會を擧て眞正面に進行の場合にこそ有力なれ恰も四面を鎖されて一步も外に出づるを得ず外に出づれば觸るゝ所、衝突の危険を免かれずして暫く雌伏を忍ばざる可らざる時節には其所論自から壯快ならずして俗流の氣に投ぜず勢力甚だ奮はざる其反對に多數の衆愚論は固より無責任にして一時の快を貪るのみなれば大局の大利害には頓著せず漫に他を敵視して恰も攘夷論に等しき暴論を爲す其暴論は却て一般に歡迎せられて或は開國論を目するに賣國論を以てして内に亂暴を逞うする其有様は恰も維新以前の騒動を再演するが如き奇變も圖る可らず當時の國勢は開國進歩の一方にして前途の望、多々

なりしが故に其騒亂の中にも兎に角に進歩の實を見て亂暴も跡を收むるに至りしかども若しも四邊より壓迫せられて外出の道を塞がるゝが如き時態ならんには内の争は只ますゝ甚だしきを見るのみなる尙ほ其上に最も恐る可きは極端論の發生なり凡そ議論の争、甚だしきに至るときは其末、遂に極端に趨るは自然の傾にして空論の恐る可きは實に此一點に在り開國論は元來文明書生の唱ふる所にして只管忍耐を旨とするものなれども反對の頑論甚だ盛にして或は暴力さへも用ふるの場合に至れば其書生の中にも少年血氣の末輩などは自から堪へずして非常の極端論を主張するものを生ずる又その一方に頼む可らざるものは本來無主義の論客なり彼等の暴論は素より一定の所見あるに非ず一時の不平より一時の快を貪らんとして攘夷などの極端論を唱ふることなれども攘夷論は到底實際に行はれざるを悟るときは更に不平を漏らすの道を求めて其道を得ず煩悶狂熱の末、全く其方向を一轉して他の極端論に近づき双方の極端と極端と相合して遂に非常の極端論を現出することもある可し甚だ奇なるが如くにして決して奇ならず本來無主義の輩が極端より極端に趨るは怪しむに足らざる所にして現に明治の初年、一時の勢に乗じて生啜の西洋論を唱へ識者をして聳聳せしめたる輩の如きは曾て洋書を覗きたることなきのみか維新前までは大に鎖國論を主張したる所謂有志家に多かりしを見ても無主義者の頼む可らずして其變化の容易なるを知るに足る可し彼等は元來猿の如き輩にこそあれば忽ち其説を變じて他の極端と相合してますゝ毒論を逞うする其論勢の向ふ所を察すれば實に寒心す可き次第にして互に相殺すは無論、遂に内亂をも醸して容易ならぬ慘狀を呈するにも至ることならん往昔の如き鎖國の日本ならんには假令ひ内亂を醸して互に相争ふも其争は自から國內に止まりて自から止むときある可し源平の亂を始めとして南北朝の争より應仁以降の戰亂の如き随分永續して慘狀を極めたれども幾百年後の今日より見れば戰塵全く收て一點の

痕を止めず日本は依然たる日本にして如何なる影響もなければ今昔相對して大に異なるものは外國との關係にして若しも内亂久しきに涉りて國內統一の實を失ふこともあらんには環視の外國人は決して傍觀せず其隙に乗じて銘々の利益を謀る其結果は古來一點無缺の金甌に疵を生じて或は立國の基礎を空ふするの大變も知る可らず容易ならざる次第なりと云ふ可し抑も我輩が是種の憂を懷きたるは敢て昨今に始まりたるに非ず熟らゝ時勢の變遷を察して他年一日斯る成行を見るの時ある可しとて窃に頭を悩ましつゝありしことなれども近來四邊の形勢を見れば危機日に切迫の狀を呈して對外の前途甚だ容易ならずいよゝ他の壓迫を受けて國勢進歩の道を塞がるゝこともあらんには内の不平不愉快は堪ふ可らずして其破裂の機を早むるの成行なきを得ず若しも然らば外患未だ去らざるに先づ内憂を催ほすものなり其始末を如何す可きや即ち今後の國情は單に對外の困難のみならず同時に對内の困難を感じるものと覺悟して之に對するの方法を講ぜざる可らず識者經世家が畢生の心力を盡して大に考ふ可き所のものなり（明治三十年七月二十二日）

議會に弄ばるゝのみ

既に増税の至當を認めながら議會の向背に掛念して斷ずる能はずとすれば借金の外に手段なし償金の存する間は遺繰算談に此處一兩年を姑息していよゝ始末の付かぬ場合に迫りて始めて外債募集と出掛くることならん今の當局者の思案は先づ以て此邊なる可し時に由りては借金手段も敢て非難す可らず否な之が爲めに利することもなきに非ずと雖も抑も軍備擴張は全く不生産の事にして大に其事に費す以上は一方に於て自から節する所なきを得ず之を一家に喻

ふれば一方には刀剣武器の類を買入れながら従來の生活法を其儘にして依然贅澤を繼續せんとす數に於て許さざる所なり今の借金手段は國民に一錢の負擔をも増さず軍備擴張の大事業を成さんとするものにして果して目的を達すれば甚だ妙なれども經濟法に數理外の妙案はある可らず一時の姑息は永久の患を遺すものにして後の始末を如何す可きや或は目前に軍備の急を告げながら國民の資力足らずして其急に應ずること能はずとあれば一時借金して間を合はすも自から止むを得ざれども國力の實際に増税の餘裕あるは何人も認むる所にして當局者自身に於ても亦その然るを認めながら之を斷ぜず借金の窮策に依頼して後の始末を顧みずと云ふ全く自家の責任を忘れたるものにこそあれ苟も眞實國家の利益を認めたらば國會の向背などは眼中に置かず最初より解散を覺悟して決斷す可きのみ抑も國會の開設は國政の施行を滑にして國家の利益を謀るが爲めに外ならず吾々國民が年來その開設を希望しいよ／＼開設の上には又その發達を希望して大に望を屬したるは只この一點のみなるに若しも今日の如き危急大切の場合に際して毫も國家の利と爲らざるのみか寧ろ其利益に反對して看す／＼危道を踏ましむる如き舉動もあらんには實際に國家の害物にこそあれ斯る害物の存在は一日たりとも許す可きに非ざれば斷然廢止するも差支ある可らず吾々國民は國會と名くる邪魔物の爲めに寸分にては利益を妨げらるゝことを欲せざるものなれども然れども今の議員の輩を見れば決して私利の爲めに公益を忘るゝものに非ず現に日清戰爭の際には自から進んで軍費の支出を決したる程の次第にして其誠意誠心明に知る可し我輩の敢て疑はざる所なれども凡そ人間相對して他の弱點を見るときは自から輕侮の念を生じて戯れに之を弄ばんとするは普通の人情にして必ずしも惡意あるに非ず今の政府を見れば其基礎甚だ薄弱にして對議會手段の如き笑ふ可きもの少なからず議員輩の舉動は對手の與し易きに乘じ之を苦しめて弄ばんとするに過ぎず寧ろ無邪氣の戯と

云ふ可きのみなれば政府の當局者が大に奮發して眞實國家の爲めに其所信實行の覺悟ならんには國會の向背は決して掛念するに足らず議員の輩も他の決心の堅固なるを見るときは其戯を止めにして本心を現はす可し我輩の慥に保證する所なり或は政府の邊には次期の議會は總選舉を前に控へて銘々に再選の用意中なれば反對の氣焰頗る盛にして増税案の如き容易に通過の見込なし總選舉の後に至れば議場の形勢自から平穩に歸す可きが故に明年を待て提出することを得策なれなど云ふの説もあるよしなれども畢竟一時遁れの辯解にして決斷の勇なきを證するものなり果して斯る次第ならんには國會は差置き先づ政府よりして廢するの外なきのみ要するに増税の一事は到底實行せざる可らざるものにして之を行はざるときは詰り自から倒るゝを免かれずとすれば之を行はんとして早く倒るゝも亦自から愉快ならずや現政府組織の當初には或は三日天下などの世評さへもありて當局者自身も自から短命を期したるが如くなりしに其三日天下が實際既に一年も維持したるは儲物にこそあれば決して惜しむに足らず自から倒るゝものと覺悟して大に奮發す可し案するより産むが易く案外容易に行はれて更に三年の命を延ばすこともあらんには非常の大儲けと云はざるを得ず我輩の敢て勸告する所なり(明治三十年七月二十七日)

日英同盟の説に就て

過般有栖川宮殿下が英國女皇陛下即位六十年の祝典に大使として參列せられたる折、彼國の歡迎一方ならず又その隨行員たる伊藤氏が彼の總理大臣ソールズベリーと對談の時にも打解けたる話もありたるよしに付き外字新聞紙などは漫に想像して或は日英同盟の黙約にても成立したるが如くに傳ふるものなきに非ず無責任なる新聞紙の想像は何れ

にしても差支なけれども若しも我國人の中には是種の妄想を抱き萬一の場合には兩國の間に攻守同盟の實を見る可しな
ど漫に他を頼む者もあらんには非常の了簡違ひと云はざるを得ず今日の對外に一國の孤立は固より策の得たるものに
非ず苟も利害を共にするの國あらんには平素より特別の交を結ぶは無論、時としては攻守同盟の約束も必要なれども
單に大使の歡迎、政治家の對談を見て兩國の間に同盟の成立を云々するが如きは恰も小兒の見解にして世間の物笑に
こそあれ外國の使臣を歡迎するは國交際の例にして苟も文明國の禮儀を知る者ならんには好意上の使臣に對して鄭重
の禮を盡さざる者なきのみか平生互に嫉視の間柄にても其禮儀に異同はある可らず況して異常の盛典を祝する爲めに
特派されたる大使とあれば彼の待遇の一方ならざるは至當の事のみ又伊藤ソールズベリーの對談の如き主人が遠來の
客を待するに好意を以てしたるまでのことにして毫も怪しむに足らざるなり喻へば商賣人が互に利を争ふて商賣上に
は互に敵視しながら他の訪問に接するときは之を迎へて茶を饗し酒を勧めなどして歡待するは主人の客に對する禮に
して普通の事なるに然るに若しも其歡待を以て一回の訪問、主人の歡心を買ひ得たりと認むる者もあらんには大間違
なる其證據には客たるものが眞實自家の内情までも打明けて金談に及びたらんには如何、直に一言の下に跳付られて
面目を失ふ可きのみ商賣の法と待客の禮とは本來自から別なればなり今、英國と日本とは素より商賣敵を以て見る可
らず眞實紛れもなき親友國なれども左ればとて一國には自から一國の利害ありて其利害は一毫も他の爲めに枉ぐ可
らず或は彼の近來の地位を目して孤立など云ふものなきに非ざれども其孤立とは一國自から支へて他に頼らざるの謂の
み實際は純然たる獨立の實を表するものにして蓋し英人の考を以てすれば英の國力は獨力以て世界に立つに差支なし
と信じて事の有無ともに他に頼るの必要を感じざるものならん他の各國が彼を嫉視するにも拘はらず其聯合の力を以

て尙ほ一指を加ふる能はざるこそ明白の證據にして英人の所謂光輝ある孤立とは決して誇大の言に非ざるを知る可き
なり思ふに今の國交際は義理もなく人情もなく況して自から損して他の爲めにするが如き義俠心などは一點も見
らず世界一般の常態なる中にも殊に英人の如きは本來の性質として自重固く持して容易に動かす眼中唯自家の利害あ
るのみにして他の痛痒を知らず其一段に至りては冷淡殆んど水の如くにして一切萬事自國自利の數より割出すの風な
れば自利の爲に一毫も利益なき他國に關係して事を共にするが如き其國質に於て斷じて爲さざる所なり左れば百の有
栖川宮千の伊藤をして使せしむるも他の一片の好意に應じて自利以外に攻守同盟の約を結ぶが如き英人に限りて萬々
望む可らず明白の事實にこそあれば我國人たるものは單に禮遇の一事を認めて苟も心を動かす可らざるものなり我國
今日の對外に利害を同うするものを求めて同盟の約を結ぶは固より望む所なれども同盟は相互の利益を旨とするもの
にして詰り交易の主義に外ならざれば苟も我國にして他の同盟を求めんとらば先づ自から富強の實を成して自から
同盟の爲めに利すると同時に又他をして之が爲めに益せしむるの要素を備へざる可らず喻へば國の同盟は男女の結婚
と同様にして處女たるものにして望む所の良人に歸せんとらば自から相當の資格を造らざる可らず同盟の嫁具は即
ち富強の實にして其實にして備はるを得ば自から求めざるも他より結婚を申込むものある可し其對手は英國なり又は
其他の國なり苟も利害を同ふして事を共にせんとするものならんには敢て擇ぶ所に非ざれども如何せん目下我國の實
際を見れば國內の百事今正に整理の最中にしていよ／＼富強の實を成すは前途尙ほ遠きことなれば其對手は孰れにし
ても目下の緣談は先づ以て覺束なかる可し我輩は他と同盟の香ばしきを知らざるに非ずと雖も輕卒に進んで之を求め
ず唯退て自から勉め自から同盟の地を造りて他の來るを待たんと欲するものなり(明治三十年八月一日)

註 英國女皇の祝典に有栖川宮が大使として参列せられ、伊藤博文が其隨行員として渡英、彼の當局者と會見したるとき、内外に日英同盟成立の説があつた。「時事新報」は素より熱心なる同盟の主張者なれども、世論の輕卒を戒むるために本論を記したのである。(編者)

自から決せざれば自から倒る可し

今の政府の當局者が國家大切の局に當りながら部内の情實にからまれて運動の自由を缺くは恰も身體に腫物を生じて悩むものゝ如し切斷の必要は明白にして早く自から決すれば苦痛を感ずること少なくして快癒も速なれども然らずして因循躊躇するときは次第に大患に陥りて遂に自から倒るゝに至る可し抑も藩閥と云ひ行掛と云ひ畢竟自家部内の内情にして表面に公言す可き事柄に非ざれども若しも其情實を切斷するが爲めに更に他の患を引起すの掛念もあらんには亦自から考ふる所なきを得ず第一に情實の切斷は外國に對して日本の名譽を損ず可きや否やと云ふに若しも之が爲めに他の輕蔑を招くの成行もあらんには情實の保存固より大切なれども外國人の眼中に認むる所のものは只日本政府あるのみ其部内に情實の有無は敢て關せざるのみか寧ろ全く情實の沙汰を絶ちて活潑有力の實を見るに非ざれば他に對して重きを成す可らず左れば其切斷は日本國の名譽には全く關係なしとして次に或は内亂を醸すの掛念もあらんには又自から考物なれども我國目下の事情に於て藩閥情實の切斷は一般に希望する所なれば其決斷を見て喜ぶものこそ多けれ決して怒るものはある可らず或は情實部内の輩には多少の不平は免かる可らずと雖も之が爲めに内亂の掛念なきは我輩の萬々保證する所なり果して然らば情實切斷は内外共に故障なきのみか寧ろ政府の基礎を固くして國の名

譽を増すの結果必然なるに今の當局者が兎角躊躇して決すること能はざる其原因は果して何くに存するや表面の觀察には到底解す可らず事、内幕に涉りて聊か言ひ悪くき所なれども我輩の所見を直言せしむれば畢竟當局者の輩が現在の地位を惜しむの私情に外ならずと認めざるを得ず政治家が局に當りて事を行ふには先づ第一に自家の地位を固うせざる可らず彼等が其地位を惜しむは敢て非難す可らずと雖も本來地位を惜しむは自家の政見を行ふが爲めなるに然るに今の當局者は現に其地位に在りながら情實の爲めに左視右顧して毫も意の如くなるを得ずと云ふ即ち其輩の地位を惜しむは事を行はんとするが爲めに非ず單に其地位に伴ふ利益を利するの私情に外ならずと認めらるゝも辯解の辭はなきことならん我輩が今の政府に腐敗の實ありと云ふは即ち此事なり或は當局者の輩がいよゝ／＼全く腐敗し去て滿朝の情實を眺めながら之を掃ふの力なく自家の一身も亦その情實の中に浮沈して一日にても現在の地位を永うするを利益と認め飽くまでも嘔り付くの覺悟ならんか一身の私情に於ては策の得たるものゝ如しと雖も實際には其得策こそ却て失策なれ政府が情實の爲めに運動の自由を缺きながら自から斷すること能はざるは身體に生じたる腫物を其儘にして切斷を行はざると一般、無事の經過は望む可らず早晚その腫物が化膿を催ほして潰裂するときは時機既に晚れて身體も同時に倒れざるを得ず明白の成行なりと云ふ可し左れば當局の輩が如何に其地位を永うして自から利せんとするも政府の全體よりして崩るゝときは獨り自から安んずるを得べからず單に一身の爲めに謀るも腫物の化膿せざる内に早く自から切斷の覺悟こそ肝要なれ我輩の敢て勸告する所なれども思ふに今の當局者は決して私利の輩のみに非ず誠意誠心、國家の公に奉じて他念なきは平生の行爲に徴して明に認むる所なれば畢竟その不決斷は單に私情の爲めと見るを得ず或は自から地位を固うしたる上に大に奮ふの覺悟ならん果して然らば情實の腫物は既に膨脹して化膿の患

自から決せざれば自から倒る可し

且夕に在り何は兎もあれ切斷の決行片時も猶豫す可らざるなり本來我輩は今の政客に對して恩怨なく又その伎倆に於ても軒輊する所あるに非ず松方を視る伊藤の如く板垣に對する大隈に異ならず孰れをも友とせざる代りに又孰れをも敵とせざるものにして只望む所は此國家大切の場合に當り政府の基礎を固くして國の根本を養はんとするの一事のみ而して此目的を達するには先づ部内の情實を根底より切斷するに非ざれば不可なりと認むるが故に苟も決斷の勇氣あるものならんには其人に望を屬して國事を託せんとするものなり（明治三十年八月四日）

新聞紙の外交論

新聞紙の議論は輿論を代表するものなりと云ふ國中多數の説は自から異にして必ずしも一致す可きに非ざれども苟も外に對する國家の大利害とあれば誰れ彼れを問はず深く心に銘して自から思ふ所を同うせざるを得ず其關係の容易ならざるが爲めにして外交論の最も謹しむ可き所以なり西洋諸國の如き例へば英米と云ひ獨佛と云ひ又英露と云ひ外交上の差違れは毎度の沙汰にして其場合に於ける新聞紙の口調を見るに筆鋒なか／＼鋭くして對手の政府が云々の舉動は我を侮辱したるものと認めざるを得ず其當局者の演説は云々の意味なる可しなど遠慮なく批評して他を罵るの聲を放つことなきに非ず此一點より見れば事態甚だ困難にして容易に調停の望なきが如くなれども實際新聞上の議論騒しき時は外交の關係案外に軽くして其交渉とても尋常一様の行違ひに過ぎざる其反對に事體少しく重きに涉れば紙上の議論甚だ穩にいよ／＼切迫の場合に至れば黙して一語を吐かず全く議論を見ざる時こそ外交は恰も危機一髪の急を呈するの常なり即ち國民の心に國家の利害を重く視て自國の不利を避けんとするよりして議論を謹しむものに外な

らず用意の周到なるを見る可し日本人は彼等に比して殊に愚なるに非ざれども開國以來四十年と云ふも世界國交際の仲間に入りたるは漸く近年のことにして外交の經驗甚だ乏しからざるを得ず隨て新聞紙の如きも自から事に慣れざるが故に其議論にも自から用心を缺き周到緻密最も謹しむ可き場合に却て大言壯語して國內の人心を騒がすのみならず實際に當局の事を妨ぐるの憾なきに非ず本人の考は毫も惡意あるに非ずと雖も國家の不利は免かる可らず大に警しむ可き所なり外交の結局は詰り國力の如何に決するものなれども其掛引は甚だ微妙なり硬軟緩急當局者の方寸に存して所謂虚々實々の魂膽最中に人民が其背後より騒ぎ立て、早く既に虚實の形を露はすこともあらば當局者の一身は恰も腹背に敵を受くるの姿にして失敗は固より當然なる其失敗は取りも直さず國家の失敗にして自から事を敗るものなればなり蓋し國民たるもの、外交上の心得は事體の如何に由りて自から殊ならざるを得ず彼の西洋諸國に毎度見る如き漁獵事件もしくは殖民地境界事件など關係の輕き事柄ならんには是非を論じて利害を争ふも差支なしと雖も苟も重大の事件にして然かも切迫の場合には全く黙して當局者の方寸に一任し其成行に注意しながら事、遂に纏らずしていよいよ破裂の曉には大聲疾呼自から狂して一般の敵愾心を奮起せしむ可し日清戰爭の時に我國民が國中を擧げて大に狂したるは恰も右の最後の場合に於て然る可き所なれども目下外交の情態は大に論ず可き時か將た全く黙す可き時か苟も國家の利害を思ふものならんには自から考へて自から悟る可し他人の言を俟て警しむるの場合に非ざる可し左れば今の新聞紙は一片の記事と雖も之を記すこと容易ならず例へば外國の事を傳ふるに倫敦の公園に虎が暴れ出し若しくはニューヨークの劇場に火を失して人を殺傷せしめたりとの事柄の如き全く虚傳に出でたりとあれば直に之を取消して差支なれども事、苟も外交の機微に觸れて關係の容易ならざる事件に至りては深く筆を慎しみて一句た

りとも等閑にす可らず假令無根の説にても一たび公にして内外の耳目に入り一種の感情を惹起さしむるときは其感情は纏綿斷續して容易に消失せず外交上に取り返しのかねぬ大事を見るの恐れある可し要するに外交の事態いよ／＼切迫すれば新聞紙の筆はいよ／＼鈍るの常にして我輩の如き身その局に在らずと雖も外交の事を記し又これを論ずるに當りては自から外務大臣たるの心得を以てするが故に一身の私に於ては世間の人氣に投ず可き壯快の説なきに非ざれども紙に臨めば自から筆の不自由を感じて自から躊躇するものなり苟も國家の利害を思ふものならんには此心得なかる可らず此心得あるものにして始めて共に今の外交を談ず可きのみ(明治三十年八月八日)

政府の病症如何

今の政府の處置を見れば一人の屬僚を更迭せしむるにも四方に遠慮して容易に斷ずるを得ず況して一省存廢の決斷の如き到底望む可らざる所にして其優柔不斷驚く可し此一方より見るときは政府の中心は情實の爲めに侵蝕せられて全く腐敗の本相を現はし老朽の大木最早や自から支ふるの力なきが如くなれども更に一方より眺むれば彼の幣制改革の如き非常の英斷を斷じて毫も難色を見ざる其舉動は更に大に驚く可きものあり抑も金貨論の利害は別として實際に其關係は甚だ大なり經濟上の一大事にして政界一時の處置と同日の談に非ざれば如何なる政治家をして事に當らしむるも其改革には非常に注意して研究の上にも研究を重ねいよ／＼夫れと見極めの付きたる上にて徐々に決す可き事柄なるに然るに政府の決斷は甚だ容易にして恰も青天の霹靂と一般、世人の意外に即決したりと云ふ斯る大事に斯る速斷は世界古今にも稀れなる所にして非常の勇氣あるに非ざれば能はず事の利害は兎も角も此一段に於ては只その勇氣

に驚かざるを得ず當局者の所謂抱負云々果して空言に非ざるが如くなれども財政上に斯る抱負を有して眞實心の底より大決斷に出でたるものならんには政治上にも自から抱負なきを得ざる可し否な之あるは我輩の疑はざる所なれども今に至るまで是れと認む可きものなきのみか一人の更迭、一省の存廢さへも容易に決する能はずして戦々兢兢何か非常に怖るゝ所のものあるが如き如何にも氣分不揃の沙汰にして同じ政府の舉動とは見る可らず我輩の甚だ解せざる所なり彼の神経病の患者を見るに氣分甚だ不揃にして平素は極めて幽鬱陰氣にして他人に面することさへも嫌ひ何事も無性勝に經過しながら何か激する所あるときは突然非常に狂躁を呈して大に人を驚かすことあり是種の患者は其取扱甚だ容易ならず何れ瘋癲病院に入院せしむ可きものなり今の政府の氣分不揃も或は此神経病の類には非ざるか、果して然らんには實に容易ならざる次第にして一日も國事を託す可らずと雖も我輩の診察に據れば其病は決して神経に非ず所謂情實病の爲めに犯されたるのみにして左までの難症に非ざれば尙ほ治療の見込あるものなり即ち腦の働きは充分にして事を斷ずるの明はありながら局所に腫物を生じて其部分の不隨を呈したるに過ぎざるのみ腦力は固より全體の運動強弱を司どるものなりと雖も既に腫物を生じたる手足に至りては腦の命令も何分行はれずして爲めに不如意を感ずることならん左れば幣制改革の如き國民全體には非常の大事なるにも拘はらず政府の部内に於て之が爲めに直接の痛痒なきが故に一決直に行はれたれども屬僚の任免、省局の廢置の如き取りも直さず局所の利害に關する小難事に至りては先づ其部分の不隨を醫するに非ざれば何事も行はる可らず是れぞ即ち情實病の病根にして百事滯滯の不始末を呈する所以なれども其病根の所在は單に一局部に限られて切斷の施術も敢て難きに非ず何ぞ思ひ切て大に斷ぜざるや局部の切斷甚だ容易なれども若しも因循姑息日一日を遅延して次第に病根を長ぜしめ遂に腦を犯すにも至らば如何

なる變症を呈するやも知る可らず劍呑至極なりと云ふ可し外に向ては金貨法の如き非常の大事を斷じて自から抱負の大なるに誇りたる政府にてありながら部内の小情實を斷つ能はずして自から不如意を感じつゝ遂に自から倒るゝの危険をも顧みざるとは何事ぞや局部の切斷こそ目下應急の施術なる可しとして我輩の決斷を勸むる所なり(明治三十年八月十一日)

政府の破壊も止む可らず

我輩が政府に無爲無能の實を認めて當局者を責むるは敢て他意あるに非ず世間或は單に政府を倒すを目的として之を攻撃し其倒るゝを見て自から喜ぶものなきに非ず是種の論客は西洋諸國の政界などにも往々見る所にして之を倒すの外に目的なきものなれども我輩の如き決して斯る無益の舉動して自から喜ぶものに非ざるは年來の所論に徴して世人の明に認むる所なる可し我輩の目的は只政府の基礎を固くして活潑に運動せしめ以て國家の根本たる富強の實を成さんとするの一事にして其目的を達せんが爲めに當局者の決斷を促すのみ今の政府は藩閥政府なりと云ふ藩閥とは薩長人の手に政權を握るの故ならん實際に相違なしと雖も苟も政府たる責任を盡して事の實を擧げんには其權力は薩人に在るも長人に在るも差支はある可らず又元老云々の如き毫も頓著する所に非ず苟も日本人にして眞實國の利益を謀るものならんには何人が政府の局に當るも我輩に於て不服はなけれども如何せん目下の實際を見れば政府の創立以來殆んど一年なるに未だ一事の見可きものなくして恰も無爲無能とは此大切の時節に堪へ難き次第にこそあれ蓋し松方と云ひ大隈と云ひ決して無氣力の人物に非ず又その伎倆とても今の政客中に於て殊に劣るものに非ざるは年來の經

歴に徴するも明白にして前の伊藤板垣等に比して大差なきは我輩の認むる所なれども其輩が今日多事の局に當りて眼前に事の決す可きもの多々なるにも拘はらず既に一年を経過して尙ほ一事をも斷ずる能はずとは何故ぞや或は部内の情實容易に破る可らず若しも決斷して之を破らんか其情實の未だ破れざるに政府自から破れて隨て自家の地位をも失はざる可らず斯ては俗に云ふ蝸蜂取らずの始末にして智者の事に非ず姑く時機を待て動く可しとの考もあらんかなれども姑息極まる考にこそあれ抑も其輩は今の始末の儘にして何時まで政府を維持し得べしと心得居るや我輩の所見を以てすれば若しも此儘にして自から斷ぜざるときは政府の腐敗は日にます／＼甚だしく遂に自から倒るゝは必然にして其時機の到來は決して遠からず其時に至れば政府の地位は共潰れと爲り折角の考も行ふの機會を得ずして共に倒るのの外なきのみ其成行は鏡に掛けて見るが如し或は萬一の僥倖に政府の命脈は割合に永續するとしても當局者自身の命脈は如何なる可きや其輩は何れも六十歳前後の老境に達して生理上に餘命の頼み少なきは恰も風前の燈に似たり現に同輩後藤氏の如き平素頗る健康なりしかども老病には勝つ能はずして遂に不幸を見たり今にも無常の風吹き來りぬれば忽ち後藤氏の後を追ふの身にてありながら自から決する能はずして時機の到來を待つと云ふ地下の故友の笑を如何す可きや否な地上の我輩と雖も其姑息に驚かざるを得ざるなり更に翻て明治初年の有様を見れば百事匆々天下の人心未だ一に歸せず政府の安危尙ほ知る可らざる其時に際し當時の柱石とも云ふ可き西郷木戸大久保等の輩は互に意見を闘せて苟も合ふを求めず去るものは決然去て未練の念なく留まるものは固く留て飽までも自家の所見を行ひたるは征韓論を始めとして毎度の事なりしかども其去就は國事を滯滞せしめざるのみか察る革新を促して今日の進歩に益したること少なからず畢竟當時の輩が自家の地位を吝しきまらずして情實以外に去就したるが爲めのみ今の當局者にして苟

も國の爲めにするの念あらんには早く決断して情實を破る可し或は力、足らずして自から破るゝ其時には外に去て大に之を攻撃するも可なり其進退は寧ろ國事に益すること前例に徴して明なればなり我輩の敢て決断を勧告する所なれども或は尙ほ聞入れざるに於てはいよ／＼單に地位を吝しむの私情に出づるものと認めて根柢より破壊し更に政府の改造を望まざるを得ず破壊は本來の目的に非ざれども今や國家の事、急にして情實の爲めに片時も躊躇す可きの時に非ざればなり（明治三十年八月十三日）

伊藤板垣を入閣せしむ可し

我輩が曩に伊藤を召還して政府の事を共にす可しとの説を述べたるは決して偶然の思付に非ず抑も昨年の変更の際し伊藤板垣は其儘在任しながら大隈松方後藤の三人を政府に入るゝの一事は天下一般の希望のみならず實は時の當局者の發意にして其入閣を促したるものなり當時政府の事情を如何と云ふに所謂戦後經營の局に當りて百事困難なる中にも殊に苦しみたるは外交財政の二局にして共に國家の重大事なれども外務の適任者と認められたる陸奥は兎角病氣にて容易に起つを得ず朝野の間に求むるに大隈の外に適當の人物ある可らずとて先づ之に決し財政は年來の經歷もあれば松方こそ適任なれば後藤も有爲の人傑、事を共にするは勿論なりとて様々勧誘の上に整ひたる相談にこそあれば事の主人たる伊藤は勿論、板垣とても辭職の念ある可きに非ず又他の三人に於ても時の政府を打毀して更に自から組織するなどの考は最初よりして毛頭もなかりしに相談既に熟していよ／＼實行の途端に至り行違ひと云へば行違ひなれども僅に話の前後、時間の相違より板垣の辭職と爲り板垣辭職すれば伊藤も獨り留まるを得ずとて遂に彼の始末を見

たる次第なり左れば今の政府は眞實出來損ひの政府にして其組織の當時種々の奇態を呈したるも之が爲めに外ならず我輩の失望したる所なれども出來損ひながらも兎に角に形を成したる上は更に改造も容易ならず試に運動せしむるの外、致方なしとて只管その運動を促したる次第なりしに出來損ひは果して出來損ひにして活潑の運動力を缺き爾來殆んど一年、何事も斷ずる能はずして恰も全身不隨の態を現はしたるこそ正に目下の容體なれ而して伊藤板垣の心事は如何と云ふに其進退は前述の次第なれば兩人の心に一點の蟠りもなきは明白にして偶然地位を殊にしたるが爲めに今の政府を妨げんとするなどの考は斷じてある可らず前後の事情に徴して疑ふ可らざる所なれども爰に厄介なるは伊藤の政府を去りたる爲めに平生その驥尾に付したる輩にして共に職を辭したるもの少なからず此輩は年來政府中に衣食して官海の周旋奔走には得意なれども一たび外に出づるときは閑散無事に苦しむのみか差當り生活の方便さへ覺束なきものこそ多ければ壯年の血氣、無事不平に堪へず同類相和して種々の言を放ち或は無根の説さへも構造して必死に運動する其運動は只管双方を離間して自から利せんとする小輩の小策に過ぎざれども朝野地位を殊にして其間に幾分の距離を存するときは他の讒間も自から入り易くして次第に距離を大ならしめ不本意ながらも周圍の事情に擁せられて知らず／＼互に敵視するに至るの掛念なきに非ず否な昨今の様子を見れば幾分か其邊の傾あるが如し本人の本心は互に明白なるにも拘はらず今更ら斯る成行もあらんには左りとは頼母しからぬ次第なりと云ふ可し蓋し明治以來の政府は凡そ斯る有様にして離合集散一ならず入るものあれば出るものあり互に地位を殊にして互に敵視しながら其間に兎に角に政府を維持して今日に至りしことなれば目下の情態も今更ら怪しむに足らず平日ならんには其儘に看過す可き處あれども抑も明治二十何年戦後の日本は國勢全く一變して事態の容易ならざるは三十年來未だ曾て見ざる所な

り殊に外交の局面は非常に重くして危機一髪とも云ふ可き場合なればこそ特に適任の人物をして當らしむ可しとて畢竟昨年の変更談も端を茲に發したる次第にして今の政府の當局者も其覺悟を以て自から出でたることなる可し然るに外交の形勢は昨年に比して毫も變ぜざるのみならず寧ろますます急を告るの場合に切迫しながら政府の組織は最初の計畫齟齬したる爲めに恰も不具の有様に陥りて運動意の如くならず立往生の姿なりと云ふ國家危急の場合に堪へ難き次第ならずや左れば目下の計は本來の本に立返りて昨年の宿案を實にし伊藤板垣を入れて事を共にし政府の基礎を固うし以て運動を自由にするの外なかる可し我輩の更に勸告する所なり後藤の如き今は既に此世を去りたるのみか生存者と雖も彼れ是れする間に種々の事情を生じていよ／＼相近づく可らざるに至るときは如何す可きや時機去り易し事は神速を貴ぶのみ但し念の爲めに一言せざる可らざるは我輩の精神は今の松方大隈を今の儘に置きながら伊藤板垣を入るゝの意味にして即ち昨年の本に返らしめんとするに外ならず若しも此二人を入れながら他の二人が却て自から退くこともあらんには恰も前の出来損ひを繰返すに過ぎずして本來の目的に非ざれば此一事はよく／＼心得べきものなり聞く所に據れば伊藤は既に歸途に就き來月初旬には到著の筈なりと云ふ逃す可らざる好機會にこそあれば其歸朝を待て直に斷行す可きのみ我輩の所見を以てすれば此決斷は目下の實際に行はれ易き處置にして之を外にして他に工風なきを認むるものなれども當局者にして尙ほ此決斷に不同意とあれば更に自から運動の覺悟あることならん我輩は今政府に對して毛頭も惡意あるに非ず只國家を思ふの精神よりして親切一偏に事を談ずるのみなれば努め／＼怨を懷くことなく若しも他に銘案銘策ありとならば遠慮なく其詳細を打明けて語る可し單に我輩一人のみならず國民一般も大に安心することならん當局者の覺悟果して如何、我輩の是非とも承はらんとする所なり（明治三十年八月十四日）

伊藤の歸朝

に付ては世間に種々の想像説なきに非ず或は其歸朝は昨今外交の形勢ますます切迫して事態容易ならざるに付き政府の邊より呼返したるものなりと云ひ或は又伊藤自身彼地に到りて親しく事情を見聞の上、果して事の切迫なるを察して遽に自から歸朝に決したるものなる可しとの説あり我輩は其決心の自他孰れに出でたるかを知らず又實際孰れにしても之を知るの必要なければども其原因を外交の事情に歸するの一段に至りては何人の想像も同様にして實際に間違ひなかる可きを信ずるものなり抑も目下外交の事態は我輩の毎度述べたる如く危機一髪とも形容す可き有様にして苟も國家を思ふもの、傍觀す可き場合に非ず然るに年來國事の衝に當りて責任の輕からざる伊藤其人が事情視察の爲めとて海外に漫遊して悠々一年間も費す可しと云ふ恰も親の大病を餘所にして旅の保養に耽けると一般斷じて許さざる所なれば内の當局者たるものは早く彼を呼返して事を相談す可しとて只管勧めたる所なりしに今回果して歸朝の報に接したり豫定の漫遊を止めにして遽に歸朝とは目下の形勢に大に思ひ當る所のものありて遽に決したることなる可し蓋し伊藤の外遊は事情視察云々と稱するも實際は内の政界の煩累を避くるが爲めに外ならず我輩の察し得て間違ひなきを信ずる所なれば若しも伊藤にして單に一身の利害を謀らんに海外の漫遊に無事を樂むこそ得策なれども目下の形勢は日にますます切迫して出發の當時と異なるのみか親しく事情を見聞していよ／＼事の急なるを察し得たるが故に國家の大事容易ならず今は一身の利害を思ふの時に非ずとて匆々歸裝を理めたるものならん或は伊藤の一身に就ては優柔不斷、大事に當る可き人物に非ず或は圓轉滑脱、事を終始するの熱心に乏しなど自から種々の批評なきに非ざ

れども孰れも他の缺點のみを見たる觀察にして適評に非ず我輩の所見を以てすれば彼が誠意誠心、國家の爲めに身を惜まざるの精神家たるは平生の經歷に徴して疑はざる所なれば今回の歸朝は全く國家を思ふの一點より決したるものと認めざるを得ず果して然らば其歸朝後の進退を如何と云ふに或は當局者に對して充分に自家の意見を述べながら自から事に當るの考はなきことならんかなれども今の政府の有様を見れば斯る大切の場合にも拘はらず因循姑息、眼前の小事さへも斷ずる能はざるは畢竟情實以外に傑出して重きを成すの人物に乏しきが爲めに外ならず其始末の爲めには假令伊藤自から歸らざるも之を呼返すの必要ありしことなれば彼の歸朝を歓迎して打解けて事を談じたる上その意見果して一致とあれば早速、内に入れて事を共にす可し目下の事を處するに意見の一致は疑を容れざるのみならず伊藤と雖も此場合に國家の爲めに入閣は必ずしも辭する所に非ざる可ければなり我輩の只管勸告する所なれども若しも其意見には同意を表しながら例の情實の爲めに事を共にすること能はざるか又は其歸朝を幸に一切の責任を他に譲り自から退かんとすることもあらんには夫れこそ國家に不親切の舉動として我輩は斷じて之を許さざる可し或は又伊藤の歸朝に付き現政府に味方の小政客輩は從來の行掛りより他の政府に入るを嫌ふて之を妨げんとする其反對に伊藤恩顧の小輩又は政府反對の政客等は機會乗ず可しとて大に反對の運動を始むることあらんか斯くの如きは双方共に主人に不忠なるのみならず實に國家の罪人なれ苟も日本國民として國事を重んずるものならん此場合に斯る不心得はある可らずとして我輩の豫め忠告する所なり

更に一説あり曰く伊藤の歸朝は外交問題の爲めに外ならざれども其問題とは英國女皇の祝典に參列の折柄、彼の政府の當局者に會して日英兩國の關係に付き何か重大の事を議定したるが爲め其結果を齎らして急に歸朝することなら

んなど云々するものなきに非ざれども是れは又驚入たる想像と云はざるを得ず蓋し重大の事云々とは兩國の間に攻守同盟の約束にても成立したりと云ふことならん外國の新聞紙などにも往々かゝる風説を傳ふるものなきに非ざれども是れぞ所謂齊東野人の言のみ抑も同盟の事は言ふ可くして行ふ可らず假りに今回伊藤が彼の當局者との會見に外交上の形勢に談及して或は緩急應援云々の言ありたりとするも固より一場の坐談にして實際に當にす可きに非ず若しも伊藤が輕々之を信じて鬼の頭にてても得たるが如く得々歸來することもあらんには見下げ果たる次第なれども伊藤決して小兒に非ず英人を對手にして攻守同盟の如き重大事を坐談の間に決しながら之を頼みにするが如き短見淺慮の人物に非ざるは我輩の確に保證する所なれば同盟云々の想像の如き眞實痴人の夢を説くと一般のみ序ながら一言するものなり（明治三十年八月十七日）

外交の危機

我國は維新以來三十年固より外國の交際なきに非ざりしかども外國人の我を視るは恰も一個の貿易國として甚だ重きを置かざりしに明治二十年日清戰爭の終局より事態一變、遽に強大國の實を成したる其強大とは取りも直さず世界の表面に國の地位を進めたることにして外交の關係自から重大ならざるを得ず戰爭の結果として今更ら驚くに足らざる所なり抑も外國の心を動かす可きもの一にして足らざれども最も著しきものは戰爭に若くはなし維新の後、我國内の戰爭は一再のみならずして然も一般の人心を動かし國の損害を招きたる大戦なきに非ず佐賀山口の亂の如き今日より見れば時を移さず鎮定して格別の騒動にも非ざる如くなれども當時の時勢に於ては容易ならざる次第にして當局

者の心を悩ましたること一方ならず殊に西南の騒亂に至りては維新以來の一大戦争、殆んど一年間を戦ふて實際戦死者の数は日清戦争の時よりも多く又軍費の如き正味四千萬圓と稱するも是れは眞實戦争の爲めに政府より支出したるものに過ぎず九州地方戦地の人民が家屋を焼かれ財産を失ふたる直接の損害より國中一般の商賣上に蒙りたる間接の影響までも計ふるときは容易の額に非ず左れば國の損害上より見るときは日清戦争と同日の談に非ずして非常の大戦争に相違なかりしかども如何せん其大戦争も單に國內の戦争に過ぎざりしが故に毫も外國人の心を動かすに足らず蓋し彼等の考を以てするときには日本國內の戦争に孰れが勝ち孰れが負くるも頓著す可きに非ず見る所は只國の強弱如何の一點のみなれば斯る大戦争も外に對して毫も重きを成すに足らざりしに然るに日清戦争は如何と云ふに實際は案外容易にして朽ちたる大木を倒すと一般これを倒すに格別の力を要せざりしのみか國內の商賣營業は毫も平日に異ならずして更に損したるものなし甚だ平氣にして日本人の心に於ては非常の大戦争とも思はざれども兎にも角にも我國未曾有の外戦にして世界の表面に國の實力を發表したることなれば外國人が恰も自から從來の迂闊に驚き遽に眼を鋭くして滿世界の視線を我國の一點に注ぐに至りしこそ今日の實なれば戦後の日本が富強の實を成したりと云ふは即ち世界外交の檜木舞臺に立ちたるものにして其一舉一動他の注目を免かれざるのみか或は日本の兵鋒甚だ銳利にして世界の大国と認められたる支那帝國を一撃の下に打倒し其領土を割讓せしめたる表面の事實に驚き日本は他國侵略の野心を懷く者なり其人民の移住、商賣の擴張も畢竟野心を實にするの方便なる可しなど漫に想像して疑心暗鬼を生じ大に恐怖するものあれば或は東洋に手足を伸ばさんとして多年の計畫著々歩を進めて進行の途中、日本が恰も遽に膨脹の實を呈して前途に横はるを發見し遽に計畫の齟齬に驚きながら乃公の事を妨ぐる小癩の邪魔物、事の序に直に一

蹴して踏み過ぎんか否な急いで仕損するの危険を冒さんより徐々に事を謀り機會の熟するを待て一時に全力を擧げ根柢より其邪魔物を一掃し去らんかとて今正に魂膽最中のももある可し孰れを顧みるも我に可なるものなく四邊の形勢甚だ容易ならずして我輩が毎々云々する危機一髪の場合とは即ち此事なり思ふに是種の情態は今の世界外交の常にして事に緩急の別こそあれ孰れの國も同様の關係を免かる可らず獨り我國のみの患に非ざれども兎にも角に日本が檜木舞臺に上りたるは昨今の事にして遽に他の猜忌陰險の渦中に投じながら一國孤立以て世界の風潮に當るの姿なりと云ふ國事の困難は立國以來未だ見ざる所なり此大切の場合に處し外交の事を善くして國家を維持するは政府當局者の責任にして其人々は一身に國家存亡の大任を負擔するものとして誠意誠心大に奮發せざる可らず分り切たることなるに今の政府の輩は何と心得居るか自家部内の始末さへ付かず誰れをなだめ彼れを説くなど情實の彌縫にのみ忙はしくして眼前の急なる國家の大事は恰も抛擲して顧みざるもの、如し斯る始末にして如何にして外交の困難に當り如何にして國家の危急を免かる可きか片刻も早く誠意誠心の本心に立返りて自家の責任の容易ならざるを覺知す可きものなり
(明治三十年八月二十一日)

政府果して決斷するか

我輩は過般來屢々政府の決斷を促して若しも決斷すること能はざるに於ては政府の破壊も止む可らずとまで論じたり或は當局者の輩は随分ひどき事を言ふと思ひたることならんれども我輩は敢て徒に他を罵るものに非ず實際に事の必要を認めて決斷を促したるのみ然るに昨今聞く所に據れば政府はいよ／＼決心して拓殖務省の廢止を手始めとし

て行政整理に著手し著々面目を一新する覺悟なりと云ふ果して眞實ならんには大に賛成なり本來我輩に於ては眼中、人を見ず只事の實を認むるのみにして喩へば婦人にして能く軍人の任務を盡さんには之を軍人と見做すと同時に軍人と雖も實際婦女子の舉動あらんには婦人として遇す可し政府に對するも同様にして昨日までは優柔不斷の當局者にて今日より其舉動を改むれば果斷政府として直に同情を表するに憚らず彼の伊藤の政府なるが故に同意なり松方の内閣なるが故に反對なりとて單に其人を見て去就するが如きは我輩の敢てせざる所なれば今の政府が愈々決心して大に奮ふの覺悟なれば大に賛成して其事を成さしむ可し前言激に過ぎたりとて決して怒る可らず我輩は徒に罵詈したるに非ざればなり左ればとて遽に安心す可らず實際の成行如何に由ては直に反對するも圖る可らざればなり念の爲めに茲に斷り置て扱政府の決斷は果して如何なる方向に出んとするものなるや拓殖務省の廢止は甚だ可なれども我輩に於ては單に臺灣改革の手段と認むるのみ總督に無上の權力を與へ第一流の政治家をして之に當らしむるは改革の目的にして速に斷行せざる可らず現任の當局者も決して不適任の人物に非ざる可し當人も大に熱心して成功を期するの決心なるよしなれども其熱心不熱心は兎も角も所謂臺灣王たるの資格に於ては何分にも不足の憾なきに非ざれば當人は氣の毒なれども國家の爲めには致方なし其地位を讓らしめて更に第一流の人を推選す可し又行政を整理して部内の改革を行ふは勿論の事なりとして從來の不始末を始末して統一を謀るが如き固より必要なる中にも老朽の老物を淘汰するは政務改良に目下の急にして就中地方官などには今の時勢に不通用の奇物少なからざれば早速取換へて然る可き者なり新人物の登用に就ては此程數輩の少壯者を取用ひたるが如き甚だ可なれども固より數輩のみにて満足す可き非ず此一段に至れば彼の官吏登用法の如き甚だ窮屈にして今日と爲りては無用の厄介物にこそあれば差當り全廢して

大に新進の路を開く可し勅任官なれば無試験なりとて之を利用して新進者を突出せしむるが如き窮策に非ずして何ぞや或は官界の重きを成すなど稱して妙な人物を持出し其口實に老練經驗を云々するものもあらんなれども老練經驗とは實際老朽の異名に外ならず苟も人物の登用には新教育新知識を標準として少壯者を採り老の字は禁句として堅く封じ込む可きのみ政府果して是種の決斷に出で、行政整理の實を全うしたる上は同時に増税の決斷を斷す可し増税は實際の必要止む能はざる所にして然かも目下の好機會に斷ぜざるときは到底決斷の機會はある可らず或は其實行に就ては多少の反對はあらんなれども既に實際の必要を知りつゝ區々たる反對を掛念して一時の安を偷まんとすることもあらんには尙ほ決斷の足らざる證據にして果して然らば行政整理の決斷も亦思ひ見るに足る可きのみ今や天下の輿論は行政整理の實を望むと同時に増税の必要を認めざるはなし此輿論に乗じて内に整理の實を擧げ外に増税の事を斷す何の恐るゝ所ある可きや目下の好機會苟も躊躇の場合に非ざるなり果して決斷の勇あらんには我輩は大に賛成して其事を助く可しと雖も若しも然らざるに於ては更に大に反對せざるを得ず現政府の存亡は此際の舉動如何に由るものと覺悟して勇氣を奮ふ可きものなり(明治三十年九月七日)

伊藤の入閣を望む

伊藤の歸朝に付き或は今の政府を倒して自から代はるの考ならんなど云ふものなきに非ざれども斷じて無稽の説にして當人も迷惑に思ふことならん伊藤に斯る野心なきは萬々保證する所なれども我輩の屢々述べたる如く目下の形勢は伊藤の如き政客を閑却せしむる場合に非ざれば政府は其歸朝を幸に速に入閣せしむ可きものなり蓋し當人に於ては

當分自から政府に出でざるのみか或は政治の事を口にするも敢てせざる積りならんれども如何せん多年の因縁は自から斷つ可らず年來その騏尾に追隨して得意を催ほしながら今は反對に失意の境遇に在る幾多の小輩は伊藤の歸朝に勇氣を回復して次第に種々の運動を試みる其運動は固より當人の預り知らざる所なれども外より眺むれば自から首領を戴て運動するの觀なきを得ず又局外の地位に立て政府の舉動を見るときは自から笑ふ可きの失策少なからざる中に今この政府は中心點の所在、明ならずして兎角統一の實を缺くが故に時としては随分辻褃の合はぬ舉動もある可し伊藤は素より言を謹しむの考ならんれども生來の啞に非ざれば時に客に接して時事を談する其間に自から政府の批評に及ぶこともあらんか其批評は單に親友間の談話に過ぎざるも俗に云ふ壁に耳の喩に漏れず次第に廣がりて彼の始末に就ては伊藤も云々の意見なりなど口耳相屬する其中には早く既に新聞紙上にも現はれて端なく政府攻撃の大氣焰と變ずることならん別に怪しむに足らざれども人間社會の事は斯る些細の邊より行違ひを生ずるの常にして一たび行違ひを生ずるときは種々の事情續發して本に返ること容易ならず即ち我輩が其歸朝匆々速に入閣せんことを望む所以なり我輩は敢て伊藤の人物に感服して非常の望を屬するものに非ず又今の松方大隈を以て事を託するに足らずと認むるものに非ず其伎倆に於ては敢て輕重する所あるに非ざれば此一點よりすれば今の儘にても差支なきが如くなれども目下の時節は毎度述べたる如く甚だ大切にして全國一致して大に國家に盡くす可き此場合に伊藤の如き有力の政客を局外に閑却せしむるは甚だ不本意のみならず双方共に知らずの間に種々の行違ひを生じて互に感情を惡くするときは政府の舉動も自から不如意を感じるに至らざるを得ず平日の場合ならんには政客の小争敢て意に介するに足らず勝手に争ふて差支なけれども目下國情の如何は其輩に於ても自から認むる所ならんれば速に一致協力、國の爲めに盡す可きものなり我輩の所見を以てすれば愈々伊藤の入閣に就ては年來の經歷もあれば自から之を首位に推して松方は大藏專任と爲り大隈の外務は無論その儘として更に板垣を入れて適任の地位に就かしめ以て組織を全うすること至當なる可しと認むるものなれども役割の如きは都合次第孰れにても差支ある可らず望む所は此際伊藤と共に板垣をも入れしむるの一事のみ思ふに伊藤自身に自から入るの考なしとするも斷て促したらば入らざることはなかる可し前政府の時に大隈松方を入るゝの議は伊藤の主張したる所にこそあれば今日自から入りて二人と事を共にするは當初の志に背くに非ず強ひて辭するの理由を見ざればなり或は伊藤に於ては如何に促さるゝも今の政府には斷じて入らずとの覺悟ならんか果して然らば假令ひ當人は全く淡泊にして毫も他を妨ぐるの心なしとするも其舉動は取りも直さず政府を妨ぐるものにして實際に邪魔物と見做さざるを得ず既に邪魔物となれば其存在は甚だ迷惑なり又々外國に漫遊するか又はいよゝ山奥に隱居して政界と全く絶縁すること國家の爲めなれども外遊隱居は一身の私にして他より強ふるを得べからず故に我輩は敢て其私を強ふることを爲さず伊藤が誠意誠心の人物たるを信じて國家の公の爲めに其入閣を強ひんと欲するものなり(明治三十年九月十一日)

選舉干渉の程度

明年七月は國會議員改選の期にして政府黨も反對黨もおひ／＼選舉の用意に忙はしきことならん先年政府の邊には所謂超然主義とて政府は政黨以外に立つ可しとの説あり當局者の毎度公言したる所なり超然主義の考案甚だ妙なりしかども實際の適用、何分にも意の如くならず内々政黨操縦の小刀細工を施して漸く目前の難儀を切抜けつゝ經過した

る其内に超然主義の本尊が遂に自から政黨結託の本音を吐くに至りしこそ奇態なれ既に國會を設けて多數に事を決するの例を開きながら政府が獨り政黨外に超然たる可しとは實際不通の談にして本尊の變色も今更ら怪しむに足らず自然の成行、斯くある可き筈なりとして扱現政府は最初より政黨の力を假りて組織を成し又隨て黨員の輩を登用して夫れ〴〵の地位を與へたるなどいよ〴〵結託の實を明にしたるものにして明年の總選舉に付ても自から政府黨員の選出に勉むることならん國會の議場に多數を制せざるときは政府自から立つ能はざるの事實確なる上は政府が自黨の選出に盡力するは當然の處置にして其手段としては當局者自から遊説を試みて應援するも可なり或は大に金を散じて運動を助くるも可なり苟くも法律に禁ぜざる限りの力を用ふるは我輩の敢て怪しまざる所にして彼の世間に所謂選舉干渉非難の如き決して意に介するに足らざれども爰に大に注意す可きは其干渉の程度なり本來を云へば議員の選舉に苟めにも干渉の舉動は好ましからず他の自由選擇に一任して始めて公平を見る可き筈なれども實際選舉は多數の選舉人を相手にして其多數の中には一定の意志あるもの少なく運動次第孰れにも傾くものこそ多ければ候補者の運動甚だ大切にして或は他の聲援を假り或は自から反間を放ち又は大に金を散じて其意志を動かすは目下の選舉に缺く可らざるの手段にして今の議員にして此手段を用ひざるものは極めて稀なる可し孰れの黨派も同様にして大に運動しながら獨り政府黨に對して其運動を禁ずるの理由はある可らず或は民間にては政府の運動を目して選舉干渉と唱ふることならんなれども其干渉にして斯る程度のものならんには毫も苦しからず颯々と干渉す可きのみ我輩の敢て怪しまざる所なれども實際に困難なるは其程度を誤らざるの一事なり今の地方の有様を見れば官民一般に政治上の知識尙ほ幼稚の域を脱せず中央政府の御趣意とあれば恰も詔勅同様に心得、苟めにも御趣意に反對の輩は亂臣賊子の如くに見做して之

を惡むこと一方ならず知事警部長以下の官吏は勿論、選舉人の中にも是種の頑民少なからずして只管政府の御趣意を遵奉する其政府の邊に自黨を助け他黨を排するの意ありて内意を云々することもあらんか其内意は單に自他を區別して成る可く自黨の選出に便宜を與へんとするに過ぎざるも地方の官民輩は政府に斯る御趣意ある上は國家の爲めに亂賊を退治せざる可らずなど思ひ違へ大に反對の輩を妨げんとする其結果は他の反動を來して互に血を流すの慘狀を現出するに至らざるを得ず前鑑遠からず明治二十五年の總選舉は即ち其適例にして當時の實際は國中の處々に恰も小戦争を演じて隨分騒々しかりし其騒動は一時の夢と過ぎ去りたれども互に殺傷を逞うしたる地方などには郷黨隣里の間に解く可らざるの怨恨を結び今尙ほ嫉視して施政上に妨害少なからずと云ふ我輩は今更ら當時の政府を責むるものに非ず當局者の精神は自から明白なれども其流毒の害に至りては決して看過するを得ず大に警しむ可き所のものなり聞く所に據れば政府は大に地方官の更迭を行ふ可しと云ふ甚だ可なれども若しも其人を得ざるときは選舉の實際に至りて大に間違なきを期す可らず既に今回埼玉縣下の選舉騒動の如き互に兇器を弄して死傷者を出したり一説に據れば地方官の處置も自から騒動を醸したる一原因なりしと云ふ其事實は姑く別として明年の總選舉に際し地方官には自黨のもの少なからざる其上に政府の邊より干渉の内意にてもあらんか其輩は此處ぞ自黨の爲め又國家の爲めに盡す可き場合など心得、大に運動する其結果は全く政府の精神に反して非常の大騒動を見るやも知る可らず今の政府には前年自から選舉干渉の局に當りたるものもあると共に又その干渉に遭ふて苦しめられたるものもなきに非ず自他の經驗に由り其邊の事情は自から明了なることならんれば干渉の程度に就ては大に注意す可きものなり外國などの例を見るに選舉の運動は隨分騒々しき常なれども之が爲めに故意に人を殺し血を流すが如き珍事は絶無と云ふも可な

り我國も近來いよ／＼世界外交の仲間に入りて外國人が我國情に注意すること頗る鋭敏なる其最中に選舉騒動に屢々血を注ぐが如き慘狀を演ぜんには忽ち彼等の耳目に映じて日本の立憲政は一時の虚偽なりとの例の妄想をしますます固からしむるのみか日本人は果して血を好むの人種なり文明政治の運動にも人を殺す程の次第なれば況して軍艦銃砲の如き文明の武器を持たしむる時は如何なる事を仕出すやも圖る可らずとてます／＼彼等の恐怖心を大ならしむることならん左れば選舉運動の始末は内の治安社交に妨あるのみならず自から外交上にも影響して容易ならざる次第にこそあれば政府の輩は今より大に心掛けて地方官の更迭に人物を選ぶは勿論、明年の選舉の用意に付ては深く謹しむ所なかる可らず思ふに現政府の運命は果して總選舉の期日まで持續するや否や知る可らず今日よりして明年の事を談ず俗に云ふ鬼の笑もあらんかなれども地方官の更迭は或は選舉の用意の爲めなりとの風聞ある其上に今回埼玉縣の事件の如き輕々看過す可き事柄に非ず依て注意の爲めに豫め一言するものなり（明治三十年九月十九日）

元老合同の實を收む可し

此程來誰れ云ふとなく元老合同云々の説を耳にすることあり漫然たる世上の風説、其由來を知る可らず我輩に於ては事の實否如何に拘らず只これを聞流すのみなれども顧みて目下の實際を見れば内外の多事多難は今更ら云ふまでもなく政府の當局者も大に心配の容子なる其折柄、外遊中の伊藤が遽に歸來して自から憂を同うするの色あるが如しと云ふ實際の事實は兎も角も斯る風説の生ずるも無理ならぬ次第にして自から人心の傾向を卜するに足る可し本來現政府は出來損ひに出來たる政府にして其組織に際して伊藤の去りたるは眞實一時の行違ひより妙な成行を見たるものに

外ならず双方の心事は共に明白にして別に隔意のある可き筈なければ今の組織の儘にして伊藤の入閣に差支はある可らず恰も最初の本に立返るまでのことにして當局者に於ても今日の場合、寧ろ其入閣を欲することならんなれば風説の事實必ずしも實際に行はれずとも云ふ可らず我輩の敢て怪しまざる所なり或は曰く元老合同は言ふ可くして行はる可らず管に行はる可らざるのみならず曾て行はれたることなきに非ずや其輩が國事に當りて表面には一致協力を云々しながら内實互に敵視の情を免かれざるは彼の木戸大久保の關係を見るも明白にして三十年來の事實なり是れぞ明治政府の痼疾、藩閥情實の然らしむる所にして藩閥元老の生存する限り一致の實は到底見る可らず事實の證する所、今更らの合同、無益の沙汰なれ斷じて望を絶つに如かずとの説なきに非ず實際に相違なき事實にして自から一説として見る可しと雖も爰に我輩の所見に於て年來の事實にも拘はらず目下の實際に元老の合同甚だ容易なる可しと認むる其理由は外ならず従前の國情に於ては時局自から困難なりと云ふも日本國は依然たる日本國にして決して國を失ふの掛念を見ず國內の小康、自から小功名を争ふの餘裕を存して誰れや先き彼れや後など些末の前後をも云々して政界の老客却て小兒の戲を演じて自から怪しまざりしかども今や時勢全く一變して國勢の危急一髮千鈞を繋ぐに等しく一步を誤れば如何なる危険も知る可らずと云ふ苟も日本國民として國を思ふの心あるものは協同一致、有らん限りの力を盡して此危険を免かれんとする切迫の場合にこそあれば況して國事の重きを一身に負擔する元老の輩に自家の小功名を争ふの餘裕はある可らず假令ひ年來敵視の間柄にても直に一致して共に大に盡くすの決心なきを得ざる可し喻へば目下の國勢は親の大病に殊ならず平日は兄弟喧嘩も差支なけれども親の大病とあれば直に喧嘩を止め介抱看護を共にして只管全快を祈るは子たるもの、至情なり今日までは病氣と云ひながら其病は旦夕の急に非ずして自から餘裕を存し

たるが故に喧嘩の仲直りも容易に行はれざりしことなれども病氣既に切迫して甚だ危篤となれば寸時も猶豫す可きに非ず兄弟の誰れ彼れに拘らず速に病人の枕頭に集りて介抱の勞を共にす可きのみ若しも其大病を見ながら相變らず喧嘩を止めざるか又は鼻誦を歌ひつゝ酒を飲むが如き舉動もあらんには是れぞ不届至極の不埒者なり苟めにも人間の子として齒するを得ず斷じて見限るの外なしと雖も今の元老の輩は孰れも誠意誠心の正直者にして國に對して孝行の心甚だ深きは平生の心掛に徴して疑を容る可らず前年大津に於て今の露國皇帝の身邊に不慮の危害を見たる時、その人は國家の大事容易ならずとて早速京都に駈付けて在朝在野の區別を問はず共に首を集めて善後の計を相談したるを見て其平生の心掛を知るに足る可し況んや親の大病とも見る可き大切の場合に際して孝國の至情、自から禁す可らざるものあるは慥に認むる所なれば我輩は目下の實際に於て元老合同の決して困難ならざるを信するものなり然りと雖も當人の心掛は兎も角もとして其輩には自から末派の付纏ふものありて一身の進退自から自由ならず末派の舉動を制するは固より長老の方寸に存す可き筈なれども實際は往々然らずして末派無數の方寸、却て長老の進退を制することなきに非ず年來の關係自から止むを得ざる次第なり果して斯る事情を存して遽に進退に便ならずとあれば強ひて其入閣を望まず自から他日の時機を待つこととして自然の成行に一任す可きのみ扱その成行に一任して目下の始末を如何す可きやと云ふに今の在野の元老とは取りも直さず伊藤板垣の二人に外ならず二人の如き在野の身と云ふと雖も本來政府の元老にして其籍は内に在りながら暫く外に寄留するに過ぎざれば出入勝手次第にして何時にても直に原籍に復することなる可し左れば其進退は恰も當番非番の別にして今日は非番なれども明日は直に當番たることもある身分にこそあれば今の當番なる當局者に於ては寧ろ同僚の先輩として之を遇し政治上の萬端、一切打明けて相談するは勿

論、平生の交際往來も極めて親密にして互に相親しむ可し或は政治には自から機密あり局外者に語る可らざること多からんなれども二人の如きは眞實の同僚として見る可きものなれば之を語るに何の差支ある可きや又人々の意見は自から相異にして若しも互に合はざる時は如何との掛念もあらんなれども今日の事を處するに何人の意見にも著しき相違はある可らず十中の八九は必ず相投合すること疑なければ其邊の事は掛念に及ばずして可なり斯くて一切打明けて相談し又その相談に應じて大に盡くす所あらんには其身は野に在るも實際は朝に在るに異ならず單に當局者の安心のみならず國民一般の満足する所なれば當分は先づ成行の儘に一任しながら實際に合同の實を收むること自から双方の便宜なる可しとして我輩の望む所なり（明治三十年九月二十四日）

眼前に事の切迫を如何せん

目下我國の事態は甚だ容易ならずして内外切迫の時節なりと云ふ何人も心に解せざるものなしと雖も眼前に形を見ざる時は心に恐れを懐きながらも自から事を怠るは普通の情にして人生の弱點なり喻へば人々の養生法にしても秋冷の時候は下痢を催はし易くして赤痢等の病に襲はるゝの危険ありと云ふ分り切たることにして豫め飲食を慎しみ運動を勉めて腸胃の強壯を謀ること病を避くるの法なれども暴飲暴食不養生の中に夏を送り秋を迎へ金風蕭颯此處にも彼處にも惡疫發生の後に至りて遽に注意するの常なり又大酒に耽ける過飲家が早晚酒毒に中らる可きは自から承知しながら平生の習慣自から癖を成して自から禁するを得ず一盃々々次第に量を増して止まる所を知らず一旦中毒の症を發して始めて悔ゆるの例は珍らしからず孰れも人生の弱點にして止むを得ざる次第とは云ひながら人間は單に情慾一

偏の動物に非ず自から其弱點を押へて自から一身の安全健康を保つもの世間に多々なるのみならず假令平生の不注意より病に冒されながらも早く自から決心して治療の法を講ずるときは其害を免かるゝこと決して難からず自から救ふと自から倒るゝと其死活の分目は只決心の遅速如何に在るのみ今の政府の當局者輩は目下の有様を如何に眺めつゝあるか單に事態不容易内外切迫と云へば自から形に見る可らざるが如しと雖も國家病の徴候は先づ政府の容體に現はるゝの常にして我輩の診察に據れば今の政府は今後の養生肝要なるのみか既に已に赤痢酒毒の病に冒されて徴候の著しきを認めざるを得ず臺灣の始末の如き漸く拓殖務省の廢止を斷じて更におひ／＼改革に著手する筈なりと云ふ其改革甚だ善しと雖も眼前の必要を今日まで空しく延引して今更ら改革とは既に手遅れには非ざるか又財政の計畫は如何對議會の覺悟は如何、更に外交の始末は如何と一々計へ來るときは孰れも眼前に切迫の徴候を呈しながら未だ之に對するの處方あるを聞かず甚だ心細き次第にして今後の經過寒心に堪へざるものあり既に徴候の著しきのみならず或は手遅れの掛念ありとすれば其病症は取も直さず主任醫の手に餘りたるものにこそあれば更に他の醫者を延き醫案の相談に及ぶは勿論にして或は事宜に據りては他をして主任の事に當らしめて之を助くるも可なり其醫者の數には自から限りあることなれば互に協同して有らゆる醫案を盡し治療に勉むるは目下の急にして世間に所謂元老合同とは此邊の意味なる可し我輩は本來政治家に非ざれば甚だ政界の事を知るに疎なり或は其内幕は聞けば聞くほど困難の事情もあらんなれども實際に切迫の情態は一見明白にして此儘にて無難の經過は甚だ覺束なきに非ずや例へば對議會の一事にしても明年は總選舉の期にして三百の議員孰れも當選の下心に忙はしく或は心にもなき反對を裝ふて自から硬骨を示し以て選舉の地を成さんとするが如き珍らしからぬ魂膽にして其鋒は自から本年の議場に現はれざるを得ず多數の向

背甚だ分明ならずと云ふ中にも議會の開會僅々數十日に過ぎざるの今日、其輩を操縦して多數を制するの成算既に成りたるや否や議會の操縦は姑く別としても更に明年の選舉に對する用意は如何三百の地位を争ふにおの／＼三名の候補者ありとすれば九百名の競争者を見る可き尙ほ其上に競争場裡に奔走運動の人数は幾千幾萬の多きに及ぶことならん全國の大騒動なりと云ふ可し現に今回埼玉縣下の補缺選舉の如き單に二人の競争の爲めに双方共に多人數を動かして殺伐の始末を演じ數名の死傷者を生じたるに非ずや若しも明年の大選舉に其取締方不行届にして埼玉の二の舞を見ることもあらんには國中到る處に如何なる慘狀を呈するやも知る可らず政府は果して充分に其騒動を制し得るの覺悟ありや否や大に警察の力を張り又地方官の怠慢を警しめて隅々まで取締るは選舉に對するの第一の用意なれども今回の始末を見ては其邊の用意甚だ覺束なしと云はざるを得ず況んや外交の一段に至りては危機切迫風雲の變態、朝に夕を計る可らざるものあり何人の思案にも餘る大事件にして單に當局者の方寸のみに決す可き場合に非ざるなり之を要するに目下の有様は内より失火して母屋の將に焼けんとする一般、本家本元の騒動にこそあれば家の主人を始めとして隠居分家の區別なく一家總掛りにて消防に盡力せざる可らざる此場合に隣家の下女下男等が何か云々するならんとして其評判を氣にして躊躇するが如きは家を思ふの精神未だ足らざるものにして自から不親切の責を免かれざる可し我輩は政界の事に不案内なれども事態の切迫は局外の目にも明白にして此場合に臨みては千萬無量の情實も一刀切斷の難からざるを認むるものなり如何に人情の弱點とは云ひながら眼前に險惡の病徴を呈して或は既に手遅れの掛念さへあるに左視右顧何を憚かりて治療の決斷に躊躇するや政府自から倒るゝは差支なければども國家をして看す／＼病毒に倒れしむるは斷じて許す可らず我輩の呉れ／＼も決斷を希望する所のものなり(明治三十年九月二十五日)

事實を見る可し

外交上には事實を見ること第一にして双方の約束の如き必ずしも重きを置くに足らざる場合少なからず例へば朝鮮に於ける露兵備問題の如き所謂日露協商の約束より見るときは自から論ず可きの點なきに非ず此方に於て云々するときは先方に於ても亦自から云々の理由ある可し事實を見ずして單に事の理非を争ふ所謂代言流の理屈にして双方共に種々の申分はあらんなれども外交は空論に非ずして事實の問題なり國家の爲めに外交を論ずるものは只事實の如何を見る可きのみとして扱今の朝鮮國の有様を見るに獨立とは名のみにして其實なきのみか更に適切な語を用ふれば國の體を成さずして國その國に非ずと云ふも可なり現に近來の報知に據れば兼て噂の通り尊號の議もいよ／＼決して朝鮮國王は今後朝鮮皇帝陛下と稱するよし驚き入たる沙汰にこそあれ國王と稱するも皇帝と稱するも他の勝手にして孰れにしても差支なければども其皇帝陛下の支配せらるゝ帝國の有様は如何と云ふに外より見れば殆んど國の體を成さず現に國王の如き此程までは他國の公使館に借住したる程の次第にして一身の居住さへ定め難なき其國王が遽に皇帝と稱したりとて内外に對して如何なる威嚴を加ふ可きや身代限りに瀕する貧乏士族が我れこそは清和源氏の嫡流、源の何某なりとて空威張りすると一般、小兒の戯も餘りに程を過ぎて取合ふものはある可らず此一事を以ても彼の國情を知る可きなれども本來朝鮮人は數百年來儒教の中毒症に陥りたる人民にして常に道德仁義を口にしながら其裏心の腐敗醜穢殆んど名狀す可らず上下一般共に僞君子の巢窟にして一人として信を置くに足るものなきは我輩が年來の經驗に徴するも明白なり左れば斯る國人に對して如何なる約束を結ぶも背信違約は彼等の持前にして毫も意に介するこ

となし既に從來の國交際上にも屢々實驗したる所なれば朝鮮人を相手の約束ならば最初より無効のものと覺悟して事實上に自から實を收むるの外なきのみ對朝鮮の覺悟は右の外なしとして扱その朝鮮に對する他の上等國の關係は如何す可きやと云ふに事の行掛りよりして自から約束の必要もあらん即ち日露協商の如き行掛上止むを得ざる必要に出でたるものにして今更ら其得失を論ず可きに非ず出來たるものは致方なければども第一に其約束の目的物は即ち前に記したる朝鮮人にして背信違約の如き何とも思はざる人間なりと云ふ喻へば兩人にて朽木糞土に等しき放蕩息子の後見して双方共に一錢の金をも貸す可らずとの約を結びたるが如し其息子が幸に謹慎して大人しければ差支なければども實際にはなか／＼放蕩を止めずして處々に借金するのみか後見の一人に對しても金談無遠慮なりと云ふ其時に當り他の一人が其違約を云々するの權利あるは固より約束の精神とは云ひながら放蕩息子の一舉一動ごとに一々約束を持出すが如き實際煩累に堪へざる次第にこそあれば斯る約束には左まで重きを置かずして事の成行に任ずること寧ろ智者の事なれ例へば天津條約の如きも本來は日清兩國が朝鮮に對して平和を保證するの精神に成りたるものなりしかども其平和の保證も實際に毫も無効なりし其次第は畢竟朝鮮人に自信自立の心なく單に目前の勢に眩惑し風の吹廻し次第に方向を轉じて支那の一方のみに依頼し遂に彼をして内政に干渉するの舉動を演ぜしめたるが爲めに外ならず朝鮮人を目的としての約束は實際にす可らざるを知る可し日露協商とても同様にして朝鮮と名くる朽木糞土を中に置いて一々貸借の關係までも咎め立てするときは互に双方の感情を傷けて如何なる益もなきのみか國交上に不利の影響を蒙ることこそ多からんのみ左れば傭兵云々は朝鮮國王の發意にして露國にても國王の依頼止むを得ず之に應じたる次第なりと云へば夫れは夫れとして大目に看過すも可なり今日こそ彼等は只管露國に取繼りて餘念なきが如くなれども實際は二

三執権者の私情に出づるものにして決して永續す可きに非ず早晩風の吹廻しにて更に我國に依頼するの時あるや疑ふ可らず其時に至れば協商條約を窮屈に解して傭兵云々は其精神に背くものなりなど明白に意義を一定し置くは寧ろ自から運動を牽束するの不利を見るのみなれば都て朝鮮の事に關しては其相手の誰れ彼れに拘はらず約束の空文に重きを置かずして他日の實際に實益を收むるの覺悟こそ肝要なれ我輩が傭兵問題を軽く視て敢て窮屈の論を爲さざる所以なり（明治三十年十月七日）

人を御する馬を御するが如し

政府は當初宣言の趣旨に従ひ行政整理の目的を達せんとて調査中なりと云ふ世人の注目して待つ所なれども果して如何なる結果を見る可きや抑も目下の時局多事多難と云ふ其中にも差當り對議會の一事は如何にする積りなるや或は議員の多數は政府臭味のものにして反對員は僅々の數に過ぎず今度の議會は政府の爲めに大安心なりとの説あり目下の形勢或は然らんなれども人心の向背は容易に知る可らず機微の間に如何なる變化を見るやも圖られざるのみか明年は總選舉の期限にして銘々に再選の下心を存して或は殊更に突飛の反對して人を驚かすものなどもある可し決して油斷す可きに非ざれば對議會の第一策は差當り部内の改革を斷行し議員の輩をして同情を表せしむるこそ肝要なる可し或は當局者の考にては議會の大勢は粗ぼ定まりて最早や安心なればとて其改革も單に小刀細工に止めて一時を彌縫する積りなるやも知る可らず議會に多數を得るの見込あれば目前の小安を保つには差支なからんなれども斯る姑息の始末にては天下の人心政府の爲すに足らざるを見て忽ち之を厭ふ其結果は議會の反對に比して更に恐る可きものある可

し抑も我輩が改革の決斷を望むは單に當初の宣言を質として之を責めんとするに非ず目下の緊急事は財政の始末にして増税の止む能はざるは何人も認むる所なれども實際に其目的を達せんとするには先づ取り敢へず部内整理の實を擧げて一般の同情を博せざる可らず即ち當局者の義務にして先づ此義務を果したる上にて増税の負擔を國民に訴ふるこそ事の順序なれ斯くありてこそ始めて當局者の責任を盡すものなれども果して其決斷ある可きや否や甚だ覺束なく思はるゝ其次第は近來の始末を見ても明白なるが如し例へば郵便電信の事業の如き現に擴張の急に迫りながら何分にも費用の出處を得ざるよしにて或は郵便税を直上げて収入を増し以て擴張費に供せんとするの説もある他の一方には如何なる必要にや工務省と名くる一省を新設し都て政府の工作事業を引受けしめんととの議を唱ふるものあるよし又臺灣の始末の如き何たる失態ぞや拓殖務省の廢止は頗る英斷なるが如くなりしかども後の始末を見れば唯大騒動にして總督府の官制さへ未だ定まらず況んや當局の人物に於てをや聞く所に據れば政府にては最初官制改正の草案を具して上奏に及びたれども裁可を得ず再三改正の上、總督の外に更に副總督を置き文武官の中より任命することゝして總督は内地に居るも差支なき代りに副總督をして専ら島治の事に當らしむるの趣向なりしに軍人部内の反對に遇ひ又々草案を改めて上奏中なりとか云へり何れ其内には何とか決することならんなれども斯くの如きは恰も小兒の戲を演じて目前に大切な臺灣の事を弄ぶものと云ふ可し呆れ果てたる始末にこそあれ要するに今の政府は部内に統一の實を缺くものにして自から種々の原因もあらんなれども我輩の所見を以てすれば畢竟統御者が其法を得ざる爲めなりと認めざるを得ず人を御する馬を御するが如し達人の御法を見れば如何なる悍馬と雖も自由自在に乗廻はして所謂鞍上人なく鞍下馬なく恰も同心一體の觀を成す其反對に未熟の者が乗るときは馬は忽ち騎者の伎倆を解して如何に急いで走ら

人を御する馬を御するが如し

しめんとするも道草などして容易に動かす之を鞭てば往々暴れ出して人を跳飛ばすことあり人を御するも同様にして若しも統御者の力に缺くる所あれば忽ち他の輕侮心を起さしめ銘々自儘勝手に運動して命令を聞くものはある可らず或は今の政府の始末も此邊の現象には非ざるか果して然らば眞實統一の實を保たしめんとするには統御者の手に合ふ可き極めて従順なる馬のみを養ふの外ある可らず誠に困り果てたる次第なれども蓋し今の統御者は必ずしも御法の未熟なるに非ず多年來老練圓熟の極、時に注意を等閑にして偶ま／＼群馬をして跋扈せしむるの奇態を呈したるものならんれば今後精々鞭撻を加へて屹度命令を聞かしむ可し若しも然らざるに於ては他の跳梁に遭ふて落馬の危険も圖る可らず我輩の餘所ながら掛念する所なり（明治三十年十月九日）

大隈の進退

政府は進歩黨の要求に對して斷然たる決答を與へたるにより同黨に於ても政府との提携を絶つ議に内決したるよしなれば双方の交渉は先づ物別れと爲るものと見て差支なかる可し只その間に恰も板挟みの姿と爲りたるは大隈の一身にして其進退を如何す可きやと云ふに抑も事の起りは増税問題にして大隈は内に在りて其問題に反對したりとのことなれども平生の意見に徴すれば自から進んで第一に増税を主張せざる可らず其當人が今更ら反對とは解す可らず其間には自から事の行違ひもあることならん喩へば増税は賣物の直上げに異ならず政治は商品にして政費は即ち其代價にこそあれば直上げの場合には先づ商品を改良して其實を示さざる可らず一方に於ては直上げて商品を改良す可しと云ふも一方に於ては改良を見ざれば直上げは承知す可らずと云ふ買手と賣手との情にして現に一年間も店晒しの品

物を其儘にして高く賣り付けんとなす買手に於て承知せざること明白なれば賣手なる政府に於て果して直上げの必要あらんには先づ商品を改良して買手の望に應ずること事の順序なれ商品の改良とは即ち政治上の改革にして差當り人物の新陳代謝を行ひ政府の面目を一新するが如き第一著の手段にして蓋し大隈の心事を推測するに其精神は必ず此點に存したることならん果して然らば最初より斯く打明けて明言したらんには造作もなき次第なれども部内の情實は自から格別にして局外より想像の限りに非ず我輩の如き筆硯の傍に何の憚る可きものなきが故に一枝の筆を揮ふて事を論ずるに甚だ自由なれども大隈の身として立言するときは左右前後の事情にからまれて心に思ひながら口に發するを得ざることも多かる可し例へば人物論にしても速き屬僚輩の黜陟ならんには之を談ずるに遠慮なけれども近き周囲の人に就て其進退を云々するが如き決して容易ならず其處が即ち情實にして大隈の如き平生の談論は極めて壯快なれども此一點に於ては自から躊躇の情を免かれずして直接に事を論ずるの勇氣を缺き遠廻りに農工商社會の經濟事情などを云々して増税の容易ならざるを唱へたるが故に自家の心に於ては自から事の明白なるを認めたるも他の傍聽者の耳には甚だ明白ならずして増税反對と聞做されたることならん又進歩黨の舉動を見れば彼等は政治商賣の一方にして事の要不要は一切顧みず只自家の暖簾を後生大事と守るのみ即ち年來地租輕減論の一點張にて勢力を張りたるものが今更ら増税に賛成とありては第一に暖簾に傷くるのみか明年の總選舉に容易ならざる關係を及ぼす次第なればとて單に商賣の一點よりして政府に要求を試みたるに過ぎず固より深き思案ありしに非ざれども外より見れば自から意味深長の觀なきを得ず或は大隈は實際自から進歩黨首領の地位に在る者なれば幕下の黨員輩を警めて政府に對して強迫がましき舉動を演ぜしめざるこそ利益なりしならんれども政黨は自から黨員の多數に動かさるゝものにして多數の勢、

一人の力にては容易に制す可らず若しも強ひて其運動を止めしめんとして却て之を激せしめ遂に相離るゝこともあらんには大隈は一身孤立すると同時に政府部内に於ける勢力も忽ち消失して實際に自家の地を失ふに至らざるを得ず即ち自から不利とは認めながら其舉動を警しむるを得ざるのみか却て他に迫られて恰も内外相應じて事を企てたるが如き形迹を招きたる次第なる可し扱又政府多数の意見は如何と云ふに最初より増税断行の説にして増税の上は政治の改良、自家の手の中に在りと信じて疑はず即ち直上げしたる上にて品物を善くせんとするものにして其覺悟は好けれども其趣は恰も貧乏人が金さへあれば何事も出来得べしと考ふると一般、實際果して如何ある可きや現に行政整理の如き政府組織の當初に宣言したる所なれども一年後の今日に至るも毫も其實を擧ぐるを得ず或は金なきが故に行ふを得ざるかと云へば實際に金は有り餘りて遣ひ切れぬ始末なりと云ふ断行後の改良、頗る覺束なき次第なれども兎に角に増税断行を第一著と認めて政治改良は手中の物と自から信ずる其覺悟の點に身を置いて他を見れば大隈の説は甚だ不明了にして恰も反對論と聞えたることならん前に記したる如く大隈の言論は常に壯快にして單に其言論を聞くときは甚だ喜ぶに足るものあり左れば今度の問題に就ても言論と共に其舉動をも壯快にして自家の所見を丸出しに打明けたらんに聴く者も其精神の所在を明にして寧ろ早分りなりしならん平生の壯快にも似ず言を婉曲にして農工商經濟社會の事情などを云々し間接に他をして悟らしめんとしたるこそ大隈の弱點なれ或は之を聞いて眞に精神の所在を解せざりしものもあらんなれども内實之を解するも解せざる爲して只その辭の儘に聞き取りしものもあらんなれば大隈の舉動に平生の壯快を缺きたる一事は確に目下の行違ひを致したる原因の一つなる可し兎に角に右の如き始末にして今日と爲りては大隈の一身は恰も板挟みの姿を成して自から進退に躊躇の意味もあらんなれども爰に我輩の所見を以て

すれば斯る些末の行違ひには一切頓著せず依然現在の地位に安んぜんことを勧告するものなり或は此儘に留任するときは進歩黨は政府との提携を絶つと同時に大隈に離れて一身孤立の境遇に陥らざるを得ず一身孤立して政府に留まるも何の益する所もなかる可し又その孤立を覺悟して獨り自から留まるは恰も政府に致されたるものにして從來の面目を如何せんなど云ふものもあらんなれども孰れも書生の進退論に過ぎず大隈にして留まるときは進歩黨の多数は自から離るゝことならんなれども黨中自から思慮あるもの少なからず政治上に勢力を得んとするには自から有力の政治家を推して事を共にするの必要を認むることならんなれば今度の一事の爲めに年來の關係を絶て恰も四分五裂の有様を呈するの不利を悟り依然外に居て首領を助けんとするものある可し且つ今の進歩黨なるものは種々の分子の集合したるものにして必ずしも一定の主義を同うするに非ず實際は大隈に不服のみか寧ろ反對の意見を懐くに拘はらず一時の便宜の爲めに姑く運動を共にするものさへなきに非ざれば假令ひ事なきも其分裂は遂に免かる可らず左れば大隈にして留任するときは自から離るゝものも多からんなれども離るゝものあれば留まるものもあり詰り黨中有識の輩は踏留まりて之を助くること疑なれば實際に全く孤立の掛念はある可らず我輩の斷言する所なり又政府に致されたりとの説の如き斷じて取るに足らず今回の事たる眞實一時の行違ひに過ぎず一時の行違ひの爲めに飽くまでも其人を悪んで之を排斥せんとするが如き決して行はる可らず或は明治十四年の時などには大隈專横の説盛に行はれて單に當人を辭職せしめたるのみならず多少の縁故ありと認めたるもの一人も餘さず政府より放逐したる程の次第なりしかども今日の時勢は全く當年に殊にして斯る暴断は斷じて許す可らざるのみか實際政府の輩と雖も夢にも考へざることならん左れば大隈にして此儘留任して依然その手腕を奮ふときは之に反對するものなきは勿論、今の政府を見れば自から人

物に乏しからずと雖も實際の伎倆に於て大隈の右に出づるものはある可らず實力の在る所に權力の歸するは自然の勢にして其伎倆を以てすれば政府部内に勢力を得ること敢て難からず本來大隈の政府に入りたるは自から進んで入りたるに非ず一般の輿論、目下の場合に其人物の出現を實際の必要と認め入閣を促したる次第にして今後ますます其必要を感ずることなれば前途の望、多々にして其志を達するの日あるは疑ふ可らず今日は決して引退の場合に非ず我輩の敢て留任を勧告する所以なり（明治三十年十一月二日）

決斷の足らざるを掛念するのみ

明治政府の宿弊は決斷の足らざるに在り從來の舉動を見るに政府組織の當時には施政の宣言など發表して何か大に爲さんとするの決心を示しながら實行の一段に至れば何時しか氣拔して無爲に終るの常なり單に今度の政府のみならず前々とても孰れも同様にして恰も龍頭蛇尾の始末は如何なる理由なりやと云ふに明治政府は所謂藩閥政府にして薩長人と云ふ中にも肥前もあれば土佐もあり又その他の混合物もなきに非ずして自から寄合世帯の姿なるが故に組織當初の間は意氣相投じて恰も同心一體の觀を成せども本來寄合ひの間柄なれば互に氣兼ねし互に遠慮して互に意の如くならず事の決斷を鈍くして遂に因循無爲に終るものなり年來の宿弊にして政府の大弱點にこそあれ然るに今度の政變の結果は世に所謂純薩内閣を現出して局面に立つものは薩人に非ざれば同臭味のものにして他人を容れずと云ふ明治以來政府の變化計ふるに迫らず隨て種々の現象を呈したれども今回の如き純粹無雜の政府を見たことは先づ稀れなる可し左れば今度の政府こそは眞實水入らずの内輪同士にして氣兼遠慮の掛念もなく事の纏り甚だ容易ならん

ば自から年來の宿弊を脱して如何なる決斷も自由自在ならざるを得ず此一點は我輩の望を屬する所なり政變前の政府を見るに大隈は素より明治元老の一人にして全くの他人に非ざれども實際には自から進歩黨の首領として恰も其黨員を率ゐて入りたる者なれば世間の見る所に於ては自から聯立政府の觀なきを得ず左れば政府に於ても内に多少の遠慮なきを得ずして或は大に奮發して事の實を擧ぐるも是れは大隈の決斷に出でたるものなりなど一般に認められて適ま適ま以て他の名を成さしむるの嫌あるのみか實際進歩黨の輩は政府をして決斷せしめたるは吾々黨員の力に外ならずとて得意に吹聴すること必然なれば恰も犬骨折して鷹の功名を成すと一般、人情自から不愉快の感もなきに非ざりしことならんなれども今や大隈も退き進歩黨も全く分離して政府は純然たる内輪同士の寄合ひと爲り世間に於ても政府の一舉一動は眞實自發の舉動として認むることなれば其決斷に就て最早や遠慮は入らぬ筈なり思ひ立つ日を吉日として直に斷ず可きものなり目下民論の趨勢を卜するに甚だ政府に可ならずして今度の議會には無論反對の多數を見る可しと云ふ其反對は明年の總選舉を氣に構へて特に氣焰を高めたるものなれども表面には兼約の改革さへも行ふ能はざる斯る意氣地なき政府には事を託す可らず云々とて實は政府に決斷の覺悟なかる可しと見込みて其弱點に乗せんとするものなれば政府は寧ろ其意表に出で民論の云々する所よりも尙ほ一層の大英斷を斷ず可し反對の輩も事の意外なるに驚き人氣自から一變して單に對議會のみならず政府維持の爲めにも妙なる可し或は今の政府に決斷々々として只管勧めたれば調子に乗りて如何なる舉動も圖る可らずとて或は尙ほ暴斷を恐るゝものもあらんなれども若し萬一も政府に此邊の考あらんには試に行はしめて見る可し今の時勢に到底行はれざるは明白のみか實際當局者と雖も夢にも斯る考なきは萬々保證する所なれば暴斷云々は眞實無益の心配に過ず我輩の所見に於ては如何に決斷を勸むるも實際に尙ほ

勇氣の足らざることを掛念するのみ只管これを勸めて憚らざる所なり（明治三十年十一月十七日）

政界の進歩

政府は今度自由黨との提携談に付き其條件として内閣二大臣の椅子を同黨に與へ黨員中より數名の局長知事を出し又人權問題に關しては全く自由黨の主義を採用す可しとの議を申出したるよし思ひ切たる條件にして一も二もなく同意と思ひきや黨議に於て斷然拒絶とは政府の意外に出でたることならん若しも政府が最初より斯る決心にて彼の進歩黨に對して同様の申出を爲したらんには過般の如き離縁騒ぎの風波もなくして目出度く和合を見たることならんに前には進歩黨の要求を過大なりとして擯斥しながら自由黨に向ては斯る思ひ切たる條件提出とは恰も前妻には自から愛憎をつかして之を放逐し更に結納を厚くして第二の妻を迎へんとし今度は却て先方より拒絶せられたるものゝ如し失策に相違なければども其失策は姑く擱き全體を眺むれば政府が大臣の椅子を賭けて政黨の援助を求むるに至りし其事實は取りも直さず政界の進歩にして民論政治の實行いよゝゝ遠からざるを證するものと云ふ可し思ひ廻せば明治十三四年の頃、國中に國會開設の議論甚だ盛にして頻りに其開設を促したれども政府は國會尙早の說にして容易に動かす漸くの事にて二十三年を期して開設を約束したれども爾來政府の舉動を見れば約束の實行を數年の後に控へながら實際の方向は全く反對にして恰も政府の威力を以て天下の民論を壓服せんと試みたるは明白の事實なり今日より顧みれば只驚くに堪へたる事のみにして當局者も今更ら赤面の外なる可し例へば今度の提携談に大臣の椅子に迎へんとしたる星氏の如き當時に於ては紛れなき亂臣賊子にして政府の爲めに捕はれて獄に繋がれ又は退去を命ぜられて放逐の

身と爲りたるなど散々辛き目に遭はせられたる其當人を歡迎して大臣の地位を授けんとしたるものは即ち威力以て民論を壓せんと試みたる同じ政府にして當時の亂臣賊子と手を握り政府の席を分て與に事を共にす可しと云ふ其變化驚く可きに似たれども自から時勢進歩の然らしむる所にして實際驚くに足らず今回は事の纏り妙ならずして其實を見るに及ばざりしかども今日の政界に政府政黨の提携は實際の必要にして今後政府が孰れの政黨と提携を約するも其條件は自から今回同様のものならざるを得ず必然の成行にこそあれば早晚實際に行はるゝことならん民論政治の到來トし得て間違なきのみか其到来の時機は案外速にして既に前途の春を認め得たるが如し冬より春に移る其間には自から嚴寒氷雪の變あれども季節の推移は自然の順序にして今や既に冬の半を過ぎて春風春水の佳辰に接すること決して遠からず昨今の紛紜は政海一時の波瀾のみ時勢の赴く所は甚だ明白にして既に民論政治の端を認め得たるものと云ふ可し我輩は此成行を見て政府の爲めにも喜ばず政黨の爲めにも喜ばず只日本政治上全體の進歩として之を祝せんとするものなり（明治三十年十一月二十一日）

獨逸の膠州灣占領

今回獨逸の膠州灣占領は宣教師殺害の賠償を求むるが爲め談判上一時の權宜として行ひたるものなりと云へども先頃來の舉動に徴すれば是れは表面の理由にして自から他に目的の存するに非ざるか或は獨逸は福建省廈門の近邊に土地を得んとして此程來頻りに運動したれども容易に抄取らざるをもどかしく思ひ宣教師殺害の出來事を好機會とし一時膠州灣を占領し置きて更に南方の目的を達せんとするものならんとの想像もあれども一説には膠州灣は既に露國

の借受けたる處なれば假令ひと時は云へ獨逸が獨斷にて占領とは信ず可らず左れば其占領は兩國内密の協議に出でたるものにして露は膠州灣を獨に譲り更に旅順大連灣の邊を借受けんとするの意には非ざるか果して然らば其占領は一時のものとして見る可らずとの想像なきに非ず右兩様の想像説は兎も角もとして爰に我輩の所見を以てすれば其一時占領と永久占領とを問はず今回の處置は甚だ穩當ならずして世界の交際上又平和上輕々看過す可らざるものなりと認めざるを得ず假りに一時の占領として之を見るに獨逸が其宣教師の殺害せられたる爲め支那政府に對して賠償を求めんとするは至當の手續にして怪しむに足らず或は同政府が賠償の談判を受けながら一切取合はずとならば時宜に由りては假りの手段として一時の占領も差支なからんれども今回の始末を見れば甚だ突然にして未だ正當の談判を試みざるに早く既に斷行したるやの嫌なきを得ず現に北京駐劄の獨逸公使は占領前より上海に在りて支那政府に對して頻繁の交渉を爲したりとも思はれず又近電に支那政府は獨逸の要求に對し占領を撤回するに非ざれば談判に應ぜずと答へたるに由て見るも占領前に正當の手續を経ざるは明白なるが如し宣教師の殺害に付き曲の支那に在るは疑なけれども從來とても斯る事件は毎度のことにして自から賠償の方法ある可きに今度に限り突然土地の占領とは決して穩當の處置に非ず其占領の際、支那の守備兵が穩に退去したるが故に無事に済みたれども若しも行違ひよりして戰端を開き斯る事端より兩國の開戦を見ることもあらんには局外諸國の見るところにて其曲直は孰れに在る可きや今の世界に事を決するものは只武力あるのみなりと云ふと雖も是れは最後極端の場合に於て然るのみ平和の國交際には自から禮儀の存するものあり文明國の守る可き所のものなるに今回の處置は全く其禮儀を缺きたるものゝ如し若しも果して以上の如き事實ならんには我輩は獨逸の舉動を明に國交際の常法に戻りたるものとして之を非認するに憚らざるものなり

又永久占領として之を見るときは更に甚だしきものあり抑も日清戰爭の結局に當り三國同盟の力を以て日本に干渉し遼東半島の割譲は東洋永遠の平和を妨ぐるものなりとて其還附を忠告したる主唱者は獨逸政府に非ずや即ち其忠告の趣旨は單に我國に對するのみならず如何なる國にても支那大陸の土地を割かしむるものあるときは之を目して東洋の平和を妨ぐるものと認むることならんと吾々日本人の敢て解釋して明に記憶する所なるに今や忠告の本人なる獨逸人が支那大陸の一部分を永久に占領することもあらんには取りも直さず反對の事を行ふものなり決して看過すること能はざるのみか實際に斯る舉動が通用して支那の大陸は無主無人の地に變化し大帝國の存在を認めず勝手に占領するの端を開かんには其成行は果して如何なる可きや支那の不幸は兎も角もとして他の諸外國は決して之を坐視す可らず露の如き佛の如き恰も同様の手段に出で、自から利せんとする其中にも殊に英國の如き支那に對して特別の利害を感じるものなれば更に大に求むる所あることならん此場合に至れば我國とても自國の利害上、對岸の事として傍觀するを得ず自から之に處するの策なきを得ざるが故に支那大陸は恰も分取りの姿と爲る其間には諸國の利害互に衝突して如何なる成行を見るやも知る可らず斯くの如きは單に東洋の平和に止まらず實際に世界の平和を破るものにして容易ならざる次第なりと云ふ可し左れば今回獨逸の目的にして若しも永久占領に在りとせんか取りも直さず世界大亂の端を開くものとして認めざるを得ず他の諸國は果して傍觀するや否や我輩の注目する所なれども其舉動は自から他人の事として我國人たるものは自國の利害の爲めに此際大に考ふる所なかる可らざるなり(明治三十年十一月二十四日)

今の政府に對外の覺悟ありや

東洋と西洋と相對して國の貧富強弱は言はずして明なり東洋諸國と云へば支那朝鮮その他の貧弱國にして固より西洋の強大國と對立の力ある可きに非ず左れば若しも彼の強大國が一旦東洋經略の志を決して力を此一方に注ぐときは恰も一瀉千里の勢にして之に抗するものはある可らず東洋の貧弱國は只激流氾濫の中に漂蕩し去らるゝの外なきのみ危険至極、大勢の賭易きものなれども從來東洋人の考に其強弱の數をば認めながら窃に安心して姑息の思を爲したるものは外ならず西洋諸國如何に富強なりと云ふと雖も東西の路程甚だ遼遠にして兵を動かすこと容易ならず兵家の言を聞くに西洋の強國中、三萬以上の陸兵を東洋に送り得るものはなかる可しと云ふ三萬は差置き一隻の軍艦、幾千の兵隊を送るも實際には甚だ困難にして東洋の經略など容易に行はる可きに非ず殊に今日の世界に一の強國が東洋に力を專にせんとするときは他の強國は權力の一方に歸するを恐れて斷じて之を許さず互に相妬み互に相制して獨り專にせしめざるこそ所謂權力平均なるものにして強國の間に此事情の存する限り東洋諸國は先づ以て安全なる可しと自から迷信して自から安心しつゝありし者もなきに非ざりしかども近來歐洲の大勢を觀るに各國の境界分野既に確定して復た動かす可らず例へば佛人はアルサス、ローレーンを獨逸より回復して千八百七十年の復讐云々を唱ふれども實際に行ひ難きは百も承知の上なり露國が土耳其事件に干涉するも列國を敵にしても圖南の志を遂ぐることは思ひも寄らず又英佛の關係は如何と云ふに佛國は英人の埃及占領に不平を唱へて頻りに呶々すれども之を放逐して他人を容るゝことは尙ほ好まず左りとて自から入ること能はざるは固より知る所なるが故に只口に不平を唱ふるのみにて實際

に事を生ずるの掛念なし英國も善く其事情を知るを以て佛人の小言をば馬耳東風と聞流して更に顧みざるが如き姿にて要するに歐洲現今の形勢にては假令ヒビスマルク、カプールの如き外交家ありと雖も最早や其伎倆を逞うするに處なきが如し是れぞ世間流行の辭に所謂武装せる平和なるものにして列國互に睨合ふて互に其隙を窺ひながら寸分の隙を見出さずして睨合ひの間に平和を保つこそ目下の實際なれば其平和は固より眞實の平和に非ずと雖も列國相對して目前に寸分の隙なしとあれば自から他に餘裕を生じて運動の方向を求めざるを得ず滿胸鬱勃抑へんと欲して抑ふ可らざるの野心を轉じて他に發せんとするは自然の勢なりとして扱その方向を求むるに彼の東歐問題の如き永久片付くの見込はなけれども恰も慢性病の態を呈して當分の處、先づ急激の變を見ることなしとすれば目下の外交活劇は亞非利加と絶東との二方面に向て開けざるを得ず近來歐洲諸國の運動が此方面に特に激しきを加へたるも自から故なきに非ざるなり亞非利加は吾々日本人に關係なければ之を擱き日本は現に絶東の一部分のみならず戰勝以來は東洋の立役者として其舞臺を占めたることなれば恰も歐洲列國運動の衝に當るものにして自から之に對するの覺悟なきを得ず即ち我輩が毎度對外の困難を説き危機一髮形勢切迫の次第を切言する所以にして若しも此場合に一步を誤るときは國家の存亡孰れに決するやも知る可らず全國民一致して對外の一事に力を致す可きは勿論なる中にも政府の當局者の如きは現に其局面に當りて親しく事情を熟知するものなれば夙に對外の覺悟を定めて一意専心鞠躬盡瘁して他を顧みざる可き筈なるに然るに現政府の始末を見れば組織以來既に一年餘を経ながら斯る國家の大事をば恰も餘所に看過して徒に眼前の細事に汲々たる其證據は凡そ政府の施設にして一として東洋政略より割り出したるものなきを見ても明白なり著しき例を擧ぐれば臺灣の如き對外上より見て最も大切の場所なるに總督の人選に就て適任不適任なりと云ふ其

選擇は政府の部内に於ける情實に由るものにして此人物ならば果して大任を託するに足るや否やの一點に至りては全く之を考へざるに非ずや又彼の進歩黨と提携しながら半途にして遽に手を分ち更に自由黨と結ばんとしたるが如き議會操縦の爲めならんれども其操縦とは單に内に對して自家の地位を守るの目的に外ならず要するに今の當局者の専ら心に關する所は藩閥民論の消長即ち老論と少論との勝敗に熱して其他を顧みざるものなり老少の勝敗は國內一局部の争のみ孰れが勝ち孰れが負くるも詰り政府の地位を授受するまでのことにして差したる大事に非ず否な國家の運命に關する目下危急の場合には眞實些細事として之を度外に置き専ら對外の一事を勉むること當局者の責任なるに實際には自から事の容易ならざるを認めながら眼前の些事にのみ汲々として一年來の施設、一として對外政略より割出したるものなしとは國家に對して相濟まさる次第なりと云ふ可し或は内に向ては戦後の經營など揚言して衆愚人を瞞著するも隠れたるより現はるゝはなし外國人の見る所にて日本人は只内の小利害を争ふに忙はしくして心を外に馳するの餘裕なしと認むるときは自から輕侮の念を起さざるを得ず今回獨逸が膠州灣を占領したるが如き我國に關係なきが如くなれども實に傍若無人の舉動にして其眼中、一衣帶水の彼岸に日本國あるを認めざるものゝ如し自から對外に重きを置かざるは即ち他に輕んぜらるゝ所以にして今日の儘に經過する其中には外の形勢次第に切迫して差當り臺灣の如き或は他に占領せらるゝが如き事變も圖る可らず實に寒心に堪へざる次第なり當局者の輩は茲に至りて果して如何なる覺悟あるや我輩の敢て聞かんと欲する所なり(明治三十年十一月二十七日)

對外の進退

獨逸の膠州灣占領は宣教師殺害の賠償を求むるの手段として行ひたるものなりと云ふ支那に於て宣教師の殺害事件は從來毎度の沙汰にして其都度政府より賠償を拂ふの例なれども金額は一人に付き通例二三萬兩の間にして恰も一定の相場を成したるものゝ如くなりしに然るに今回獨逸の要求は甚だ大にして從來の相場に外づれ二人の賠償に六十萬兩の金額、驚く可きのみならず其他の條件一として難題ならざるなし然かも其手段を見れば突然土地の占領を斷行の上、要求の談判に及びたるものゝ如しと云ふ其要求の當不當は兎も角も事の關係に於ては獨逸は債權者にして支那は債務者の地位に立つものなれば正當の手續を以て負債の賠償を申込みたる其返答に要領を得ずして財産差押の處置に出でたることならんには自から債權者の權を行ふものにして毫も非難す可らずと雖も最初より一應の交渉もなく出し抜けに土地の占領とは恰も白刃を提げて枕頭に立ち負債者を強迫すると一般、傍若無人亂暴至極の舉動にして國交際の禮儀上、斷じて許す可らざる所なりとて大に憤慨するものなきに非ず單に事の表面に著目して其舉動を眺むるときは其憤慨も一應無理ならずと雖も抑も今の世界に萬國公法と云ひ國際の禮儀と云ふ其禮法は單に表面を飾るの虛禮虛文に過ぎず實際の有様を察すれば所謂弱肉強食こそ國交際の眞面目にして頼む可きものは只武力のみ強きものは他の肉を食ひ弱きものは其食ふ所と爲る紛れもなき事實にこそあれば獨逸の舉動が亂暴至極なりと云ふも實際は只その虛禮虛文を脱したるまでのことにして毫も怪しむに足らず支那の現状を見るに人口多く物産豊にして廣大の版圖を占めながら國內に統一の實を缺て運動自由ならざる其趣を人體に譬ふれば血液の循環停止して神經も其働きを失ひたるに拘はらず五體は滋養に富み立派に肥滿して直立の姿勢を保つものに異ならず苟も餌食の漁る可きものあれば海の端、山の奥に至るまでも直に群集して之を争はんとする今の世界の中央に斯る立派なる食物の存在を認めて一見垂涎せざ

るものはある可らず歐洲諸強國が兼てより眼を注ぎながら世間の手前を憚かりて只内々に其汁を吸ひつゝありし處に今回獨逸が虚禮虚文を脱して第一著に手を染めたるは只有りの儘の眞情を呈露したるのみにして寧ろ率直の舉動として認む可きのみ毫も咎むるに足らざるのみか之を咎むること野暮の極なれども又一方より見るときは今の國交際は弱肉強食の實を演じながら兎に角に表面には虚禮を飾るの常なれば獨逸が遽に其虚禮を脱したること付込み處なれ一應は顔色を正うして無禮の次第を質問するも差支ある可らず即ち外交上の抗議にして場合に由りては之を試みるも可なれども其質問抗議は甘き汁の獨占を許さずとの意味を示すものにして心の底には此方にも直に虚禮を脱して其汁を分つの覺悟こそ肝要なれ平生の恩讐など云々して眞實他の無禮を非難するが如きは野暮の骨頂にして世界の笑を免かれざるものと知る可し左れば獨逸の舉動に對して之を看過するとせざるとは只この方の利害如何に在るのみとして扱内に顧みて我國の進退を如何す可きやと云ふに火元は對岸に在りと云ふも其對岸は纔に一衣帶水を隔つるのみにして飛火の危險も圖る可らず何は兎もあれ内の用心最も肝要なり即ち臺灣の如き既に我版圖に歸したる上は内地同様守備を嚴にして尺寸の土地も斷じて失ふ可らず日本の國土は古來金匱無缺と唱へて一點も缺けざるのみか近來大に膨脹したる其金匱の安全無缺を保たんには單に自から守るのみならず場合に由りては進んで攻むるの必要あり即ち十の物を失はざらんとするには其數を十三にも十五にもして始めて十を全うするを得るの常にこそあれば我國にして臺灣を守らんとせば更に進んで島外の地を守るの覺悟なきを得ず他の舉動に對して異議を提出するも大に進んで同様の舉動に出づるも其決斷は自國自衛の方寸より割出す可きものにして今や形勢切迫、國中最上の智力を集めて對外の一方に注ぎ全國の人心を導て向ふ所を一にす可き此場合に藩閥と云ひ民黨と云ひ老論と云ひ少論と云ひ區々たる長短消長を較

して内に争ふが如き斷じて許さざる所なり一念悔悟して早く其圖を改め外に對して進退を決せんこと我輩の切望に堪へざる所なり(明治三十年十一月二十八日)

元老の責任

東洋の危機切迫の次第は我輩の兼てより述べたる所にして今回佛獨露云々の電報の如き果して事實としても今更ら驚くに足らず將た無根としても決して安心す可きに非ず世界の大事に徴し凡そ此邊の成行を見るは明白にして膠州灣占領事件の如き既に其端を開きたるものとして認む可きものにこそあれば國家の大事、容易ならざる時節にして何は兎もあれ全國一致して事に當る可きのみ即ち我輩が在朝在野を問はず元老の合同を唱ふる所以なれども若しも此場合に尙ほ平素の行掛一身の事情など云々して互に相合はざることもあらんには國家に不親切の舉動として我輩は飽くまでも其責任を問はざるを得ざるなり今の在野の元老に指を屈すれば差當り山縣伊藤大隈等の二三人にして其輩の舉動を如何と云ふに山縣は軍職に在りと云ふも年來關係したる政治上の事には全く頓著せざるものゝ如く伊藤に至りては平素より陛下の御信任など云々しながら田舎の地方に閑居して容易に輦下にも寄付かず恰も太平の樂隱居を氣取るものゝ如し又大隈は此程まで政府に在りたれども何か當局者と意見を殊にしたるよしにて辭職の後は是れ亦事に關係せざるが如し其職に在らざれば其事を言はず政府には自から責任の當局者あり如何なる失策あるも吾々の知らざる所なりとて之を傍觀するは是れぞ小役人の根性にして苟も大人たるものゝ舉動に非ず其人々の如きは國家の元老にして其地位の如何に拘はらず一身の責任は斷じて免かれざるものなり抑も世間一般の平生に元老を推して之を重んずるは其

人々の一身を國家の柱石と認め之に重きを置くものにして其名譽は在官非官の別に由て相違あるに非ず即ち元老の身は朝に在るも野に在るも國民の待遇は終始同一様にして恰も名譽を專にするものなれば自から之に伴ふの責任なきを得ず然かのみならず實際には時として當局者に對して内々助言を與ふるなどの事實さへなきに非ずと云ふ其輩の政府に於けるは到底絶つ可らざるの關係にして偶ま／＼其局に居らざればとて恰も他人の事として責任を免かれんとするが如きは斷じて許さざる所なり或は内政の事にして租税を増す可しと云ひ否な増す可らずと云ひ又は議會を解散す可しと云ひ否な解散す可らずと云ふが如き問題ならんには如何に成行くも高が政府の運命に關するまでのことなれば高見の見物して他の失策を冷笑するも差支なけれども目下の對外問題に至りては眞實國家の大事にして次第に由りては如何なる大變も圖る可らざる危急切迫の大問題にこそあれば國家の柱石たる元老の人々は自から進んで其事に當るの覺悟を決し爰に一大會議を催ほして或は政府を改造するなり又は當局者の更迭を行ふなり大に局面を一變して外に對するの手段こそ肝要なれ平日は國民一般に推されて社會の上流に位し國家の元老たる名譽を擔ひながら斯る大事の場合に身を抽んで、事に當るの決心なく恰も他人の事として悠々傍觀するが如き舉動あらんには我輩は國民と共に飽くまでも其無責任を咎めて一毫も用捨せざるものなり（明治三十年十二月四日）

條約實施と法典

改正條約實施の期限は早きは明治三十二年五月晚きも同七月にして凡そ一年半の短日月を餘すのみ而して英米獨等の締盟十六箇國は去る明治二十七年來既に改正済みと爲りて殘る所は纔に埃佛の二國のみなれども埃地利は此程記名

調印の報告に接したれば本文の公布も近きに在ることならん又佛國は目下上院の審議中にて議決の上は直に批准交換の都合なれば是れ亦遠からずして目的を達することならん右二國の調印を終れば我國の條約改正は爰に一先づ結局を告ぐるものなり但し關稅の改革は諸國との改正結了六箇月の後には直に實施の約束にて例へば佛國の新條約にして本月の末までに批准交換と爲れば明年七月よりは改正の稅率に隨て關稅を徵收するを得べし其實施に就ては只六箇月を問するの外、何等の條件もなきが故に只先方の議決の一日も早からんことを望むのみなれども扱本條約の施行に至りては日英條約第二十一條の第一項に日本帝國政府に於て本條約を實施せんと欲する旨を大不列顛國政府に通知したる後一箇年を経るに非ざれば實施せられざるものとす尤も此通知は調印の日より四箇年を経たる後何時にても爲すことを得べしとあり而して之と同時に兩國全權の往復公文に於て帝國政府は日本帝國と大不列顛國との間に現存する條約の消滅に歸する時に當りて帝國政府が既に發布せし各法典の實施せられ居ることの利便なるを認めたるを以て目下未だ實施中に之なき法典の實施せらるゝに至るまでは調印せし通商條約第二十一條第一項に規定する所の通知を爲さざることとを約すと明言したり左れば實施期限は條約明記の時より計へて三十二年何月何日と定むるも夫れより一箇年前、先方に通知を爲すまでには我國内に各法典の施行を見ざる可らず即ち條約の實施に就ては諸種の準備必要なる中にも法典發布の一事は最急の準備のみならず取りも直さず改正の一條件にして若しも其發布を見ざるときは改正條約は實施の效力なきものなれば實施期限の一年前までには是非とも發布せざる可らず今締盟十六箇國との改正條約の記名、實施、通知の年月日を記せば左の如し

締盟國改正條約實施調

條約國名	條約記名年月日	條約實施年月日	同上通知年月日
英國	明治三十七年七月六日	明治三十三年七月五日以後	明治三十三年七月五日以後
米國	同三十七年七月三日	同三十三年七月七日以後	〇
伊國	同三十七年十二月一日	同三十三年七月七日以後	同三十三年七月六日以後
露國	同三十七年六月八日	同三十三年六月九日以後	同三十三年七月七日以後
丁國	同三十七年十月九日	同三十三年七月七日以後	同三十三年七月六日以後
清國	同三十九年七月二十日	〇	〇
獨國	同三十九年四月四日	同三十三年七月七日以後	同三十三年七月七日以後
白耳義國	同三十九年六月二十三日	同三十三年七月六日以後	同三十三年七月六日以後
秘露共和國	同三十八年三月十日	同三十三年七月七日以後	備考を見よ
伯刺西爾合衆國	同三十八年十二月五日	批准交換後直に實施	〇
瑞典諾威國	同三十九年五月二日	同三十三年五月三日以後	同三十三年五月三日以後
和蘭國	同三十九年九月八日	同三十三年七月六日以後	同三十三年七月六日以後
瑞西國	同三十九年七月十日	同三十三年七月七日以後	同三十三年七月六日以後
西班牙國	同三十九年一月二日	同三十三年七月七日以後	同三十三年七月六日以後
葡萄牙國	同三十九年一月二十六日	同三十三年七月七日以後	〇

備考

大不列顛國殖民地クキンスランドが二十七年七月十六日帝國と大不列顛國との間に締結したる通商航海條約に條件を付して加入の儀に付き兩國政府協議の上議定(明治三十年三月十八日外務省告示第一號)

米國通商條約第十六條を直ちに實施するの約定(明治三十年三月十二日公布)

日白領事職務條約(明治三十年七月三十日公布)

日獨條約第十七條及び日瑞條約第十一條は各批准交換の日より實施せらる

日秘條約は新條約實施の日より別に通知を爲さずして舊條約及び諸約定は全然消滅に歸す

抑も我國の外國條約は開國匆々徳川政府の時に結びたるものにして權利々益の點に於て種々の不都合を免かれず左れば王政維新の後に至り條約改正の一事は朝野一般の輿論にして政府に於ても非常の力を盡し明治初年岩倉大使の歐米派遣の如き其使命の重なるものは條約改正の談判に外ならざりしかども目的を達するを得ず其後井上外務卿の在職中にも専ら其事に勉めて談判の歩を進めたれども内外の故障の爲めに止むを得ずして中止したり殊に今の隈伯の如き明治二十二年外務當局の際には此問題の爲めに一身を危ふしたる程の次第にして凡そ我國著名の政治家にして條約改正の爲めに手を焼かざるものは殆んど稀れなる可し年來の難問題にして容易に成就の望なきのみか假令ひ望を達するも對等條約などは到底思ひも寄らざることならんを覺悟したる所なるに然るに明治廿七年故陸奥伯の當局の時に至り英國との談判頓に纏りて始めて改正の實を見たるは日英條約即ち其後諸國の改正條約の標準と爲りしものにして然かも大體に於ては純然たる對等條約として見る可しと云ふ畢竟國民一般の熱心と年來當局者の盡力とに由り次第

に歩を進めて遂に果を結びたるものに外ならずして其成功の偶然ならざるを知る可し左れば一日も早く其實施を見んとするは國人全體の希望にして聞く所に據れば政府にても爾來各法典の審査を急ぎ第十一議會の協賛を経て速に之を發布し條約實施の期を誤らざる覺悟なりと云ふ議會に於ても無論異議なく通過せしむることならんれども只爰に掛念に堪へざるは昨今反對黨の氣焰甚だ盛にして或は議會の開會劈頭第一に政府の信任を問ふ可しとの説ありと云ふ信任不信任の論の如き我輩の預り知らざる所なれども若しも其等の行掛りより議會の解散を見て各種の政府案と共に法典までも併せて埋没せしむるが如きこともあらば如何す可きや條約實施の期限に多少の延引は免かる可らずして其延引は自から自國の事にして差支なきが如くなれども抑も改正談判に就ては多年來外國政府に交渉して非常の困難を経たる末、漸く目的を達しながらいよ／＼實施の際に臨み更に延期とありては外國に對して日本國の信用を失はざるを得ず其關係する所甚だ大なりと云ふ可し左れば議會の内には如何なる魂膽あるも法典の一案だけは是非とも穩に通過して發布の期を誤まるることなく以て條約の實施を全ふせざる可らず思ふに今の議院の輩も此一事に就ては別に反對もなく自から此邊に見る所あることならんれども念の爲めに一言注意するものなり（明治三十年十二月十四日）

當局者に誠意誠心ありや

東洋の危機切迫の形勢は今更ら云ふまでもなし支那分割論の如き十數年前までは單に好事家の放言として聞流されたるものが今は公然これを唱へて世間に怪しまざるのみか事實に於て既に其端を開きたるものと云ふも可なり獨逸が宣教師の殺害事件を好機として膠州灣を占領したる其上に皇太弟をして艦隊に將たらしめ多數の兵力を率ゐて東洋に

派遣せしむるが如き實に傍若無人の舉動なれども他の列國の様子を見るに寧ろ同意を表して折さへあれば同様の舉動に出で兼ねまじき色あるが如し否な既に昨今の報知に據れば露國艦隊は旅順を占領し又英國艦隊も非常の準備して何か運動す可き模様なりと云ふ佛國の如きも此際必ず活潑の舉動に出づることならん取りも直さず分割の端を開きたるものにして形勢既に切迫となれば我國たるものは如何にして此變動に處す可きや抑も日清の戰爭以來歐洲對東洋の風潮甚だ急にして日に險惡の徵候を呈しつゝある次第は我輩の屢々述べたる所にして目下の成行は識者を持たずして明白なるに我國人は斯る危急の場合に瀕しながら官民共に内の些末事に忙はしくして外を見るの暇なく恰も夫婦喧嘩の騒ぎに紛れて隣家の延焼を知らざるものゝ如し劍呑至極なりと云ふ可し思ふに政府の當局者は親しく外交の事に接して自から知る所ある可きが故に此邊の成行に就ては大に警しむ可き筈なるに實際は議會の操縦、人物の更迭など單に内部の魂膽のみにして其施設計畫一として對外政略より割出したるものなきは畢竟其人の力量不足にして何分にも手の届かざる爲めか然らざれば見る所甚だ狭くして事を感じることも未だ切ならざるが爲めと認めざるを得ず試に思へ日清戰爭の時には全國一致敵愾の心を同ふしたる中にも當局者の如きは殊に部内協同の必要を感じたりしことならん戰爭の最中に松方伯を起して政府に列せしめたることありしが戦後に至りてはいよ／＼其目的を達せんとして在野の政客を入れんとしたれども一時の行違ひより事の纏らざりしは實際の事實に非ずや又天津事件の騒動には在朝在野を問はず老政客の輩は孰れも京都に馳集まり互に肝膽を披て共に國事を議したるに非ずや目下の事態に至りては其緩急大小、同日の談に非ず日清戰爭は非常の大事に相違なかりしと雖も對手は支那の老朽國にして戰爭の成行假令ひ我に不利としても國土を失ふが如き掛念は萬々ある可らず又天津事件の如き元是れ不慮の變事、恰も天災とも見る可きもの

にして國際上の問題には非ざれども其事の餘りに意外なるが爲めに上下一般等しく心を勞したるのみ然るに今回の變動は立國の根柢に關係して更に切言すれば危急存亡の秋と云ふも可なり一旦破裂の機に際するときは臺灣の如きは云ふまでもなく或は内地にも波及して如何なる非常の大變を見るやも知る可らず斯る切迫の場合に當りて政府の處置如何を見れば臺灣の始末に就ては當任者適否の問題さへ未だ決する能はずと云ふ殆んど度外に置くものと云ふ可し況して目下の實際に最も重んず可き外務當局の人物の如き其更迭は單に部内の都合のみを見て其伎倆如何をば問はざるものゝ如し當局者の輩は此場合に何を考へつゝあるか若しも全く無智無感覺にして眼前切迫の事態を見る能はずとなれば沙汰の限りにして夫れまでのことなれども自から事の急を察しながらも自家の力量足らずして何分にも意の如くなるを得ずとならば一身の毀譽榮辱は國家の大事に易ふ可らず在野の老政客を延ひて事を熟議す可きは無論、或は事宜に由りては自から地位を譲り他をして代らしむるも可なり其輩に果して誠意誠心の存するものあらんには今日は内の些末事に汲々たるの時に非ざるなり我輩の敢て勸告する所なり(明治三十年十二月二十一日)

今日は只對外の一事あるのみ

日本には從來外國交際なきに非ざりしかども其關係は甚だ軽くして國民が外に對して求むる所のものには條約改正の一事のみ只この方の權利を主張するまでのことにして成否とも非常の關係あるに非ず左れば毎度の失敗も立國の體面には毫も影響を及ぼさざる次第なりしかども今日は然らず日清戰爭以來我國の地位は遽に一頭地を抽んで、新強國として世界に認められたると共に對外の事態甚だ重きを加へて一舉一動他の注目を惹くに至りしは實際の事實のみならず同時に東洋の形勢は次第に切迫して歐洲列國の中には公然軍艦を派遣して野心を逞うせんとするものあり今や對岸の老大國は列國爭奪の野に變ぜんとして早晚分裂の大事變を見る其曉に至れば纔に一衣帶水を界する我國は自から其餘波を蒙らざるを得ず勢の賭易き所にして目下立國の計は只對外の一方あるのみ内の施政の得失の如き一時の便不便のみにして如何なる失策を演ずるも國の運命には關係なけれども若しも對外の方略にして此際に一步を誤るときは立國の根柢を動かす可き大變も圖る可らずと云ふ劍呑至極國家危急の場合にこそあれ此時に當りて内を顧みて政府當局の舉動を見れば昨今學生の心力を注ぎ日夜謀議魂膽に忙はしきものは只對議會の一事のみなりと云ふ或は議會に於ては開會勿々政府不信任の議を發す可しとの説もあるよしなれば當局の輩に於ては自家の立脚地に關する大事件なりとて大に心を悩ましつゝあることならんかなれども抑も信任問題の如き其成行は孰れにしても國家の大事に非ず我輩の所見を以てすれば只是れ小兒の戯に過ぎざる其戯の仲間入りして共に戯るゝは自から政界の常にして差支なければ實際に國事の衝に當る大切の責任を負擔する身に於てありながら戯の一方のみに忙はしくして外を顧みずとは畢竟その輩の力足らずして腦中一點の餘裕なきを示すものと認めざるを得ず一國の國事を擧げて只對外の一事のみなる目下の場合に左りとは堪へ難き次第なりと云ふ可し今や日本國中あらん限り最上の智力を盡して事に當らしむるも尙ほ力の足らざるを恐るゝ此時節に當局者の輩は果して國中最上の智力を集め得たるものなりやと云ふに決して然らず他の一身に關して云々するは甚だ好まざる所なれども今の政客中にて智識名望共に第一に指を屈す可きものは伊藤大隈山縣等の三五輩にして何人の見る所も同様なる可し然るに是等數輩の人々は現に政府の外に居て事に預らずと云ふ決して事の平均を得たるものと云ふ可らず當局者果して誠意誠心、國事を重んずるの精神ならんには今の時勢の容易な

らざるを考へ區々たる感情行掛りは一切断念して是等の政客を延ひて事を共にし與に對外の難局に當るの覺悟なきを得ざる可し或は議會の開期も既に定まりて劈頭第一に不信任の問題も提出せられんとする此場合に他人を延ひて責を分つが如きは苟も男子の面目として断じて爲すを得ず飽くまでも進んで斃れて已むの外なしと云はんか精神一偏甚だ壯快なるに似たれども斯る決心は只小兒の争を劇くするのみ自から斃るゝは恰も犬死同様にして國事の實際には何等の效能もある可らず我輩の取らざる所なり又外の政客に於ても當局の輩が勝手に仕散らして殆んど始末の付かざる其中に飛込み其不始末のお相伴とは迷惑至極、此方より断て御免を蒙る可し詰りは乃公の順番に廻はること疑なければ其時までは先づ高見の見物こそ得策なれとて横著に構ふるの意味もあらんかなれども斯くの如きは國家に不親切の舉動にして其輩の責任として断じて許す可らざる所なり双方共に不心得を免かれざる其中にも當局の輩は現に責任の地位に立つものなれば若しも一念悔悟して此儘にては實に國家に對して相濟まずと心付きたらんには今日とも云はず明日とも云はず思ひ立つ日を吉日として先づ其輩より事の端緒を開き局外の政客を迎へて國事を共にす可きのみ一日の遅延は國家に一日だけの不利を蒙らしむるものにして國民の不安心に堪へざる所なり(明治三十年十二月二十二日)

更に當局者の決斷を望む

獨逸が宣教師殺害の要償を名とし其東洋艦隊を以て膠州灣を占領すると同時に更に本國より艦隊を續發し皇弟ハインリヒ親王をして之に將たらしめ數千の陸兵をも搭載して東洋に向はしめたる其目的は果して何くに在るやロイテル電報に據れば獨逸皇帝が増遣艦隊の出發に際し親王の行を壯にする爲めに開きたる宴會の演説中に苟も獨逸に敵對し

獨逸を障害せんとするものあらば其何人たるを問はず卿が鎧袖を以て排倒せよとの辭あり意氣豪放既に東洋を呑むものと云ふ可し今回の舉動に徴するに僅々六百の水兵を以て卒然膠州灣を占領したるが如き傍若無人眼中支那帝國を認めざるものにして一方より見れば輕舉暴動の觀なきに非ざれども一方に獨逸帝が列國環視の中央に立ち斯くまでも放言して憚らざるを見れば彼の二三國の間には早く對東洋の政略を商議し方針既に一定して深く自から頼むものあるが爲めなる可しと認めざるを得ず左れば露國が自國に借受けたる膠州灣の獨逸に占られたるを名として急に旅順口を占領したるが如き偶然の思付きに非ず俗に云ふ双方の慣合ひに出でたるものと推測して差支なかる可し露獨の關係果して然りとすれば佛國の如きも從來の行掛りに徴して仲間の一人たらざるを得ず同國が果して如何なる手段を執る可きや其端緒は不日の中に何れにか發することならん列國同盟對東洋の事實は殆んど疑を容る可らざる所なりとして扱此際英國の舉動は如何と云ふに昨今同國の東洋艦隊が非常の準備して何時如何なる變に應ずるも差支なき用意を爲しつゝあるは或は他の列國の舉動に對して大に警しむる所あるが爲めなりと云ひ又は目下の場合に支那に向て何か求めんとするの用意なりと云ひ其意向分明ならざれども抑も英は東洋に一方ならぬ利害を有して且つ充分に爲すあるの勢力を備ふるものなれば他の列國にして果して其利害に反對の舉動もあらんには決して之を看過せざるは無論、實際に英の憚かる可きは他國に於ても固より熟知する所なれば殊更に其利害に觸れて怒を招くの愚は爲さざることならん果して然らば今回の運動に就ては豫め英の意向を探り其利害に觸れざる限りは傍觀の地位に立つ可しとの事實を確めたる上に事著手したるには非ざるか獨逸帝が獨逸に敵對し又障害せんとするものは何人を問はず云々と放言して憚らざるが如き若しも英の默諾を得ずとすれば假令ひ少年血氣の人の口より出でたりとするも餘りに大膽に過ぐ

るの感なきを得ざるなり然れども此邊の消息は外交の機微、容易に窺ひ知る可らずとして之を搦き抑も同盟運動の目的は支那に存すること疑なしと雖も其目的を達するに就ては即ち獨帝の公言したるが如く其運動に敵對し又は障害するものは力を以て排倒す可しと云ふ其敵對障害とは自から指す所のものなきを得ざる可し我國の如き彼等の運動に敵對するの必要を見ざるものなれども或は彼等の眼を以てすれば日本兵が威海衛に屯在し又我新領地の臺灣澎湖鳴が自から支那南方の地方を控制するの地位に在るが如き固より敵對と見る可らざるも運動に障害を與ふるものなりなど、て如何なる申出を爲すやも圖る可らず右は餘りに想像に過ぎて杞憂に屬するが如くなれども今の國交實際は相違もなき弱肉強食の有様にして彼我地を易ふれば孰れも同様の次第にこそあれば單に過憂として安心す可らざるのみか昨今の事態はまさしく切迫の徴候を呈して支那の騒動は決して對岸の火災として眺む可きに非ず其成行甚だ危険にして一步を誤まるときは如何なる大變も圖る可らず眞に是れ國家危急存亡の秋なるに然るに今の政府の當局者輩は恰も安閑として何事を爲しつゝあるか我輩の毎度述べたる如く國中最上の智力を盡して其事に當らしむるも尙ほ力の足らざるを恐るゝ目下の場合に厚顔地位に安んじ國民全般の希望を空うして更に顧慮する所なきが如き抑も如何なる心得ぞや彼れ是れする其中に非常の大變出來して苟めにも國家の基礎を傷くるが如きこともあらんには上下一般子孫後世に對して其責任は斷じて免かる可らず片時も早く決斷して智識名望國中の望を繋ぐに足る可き有力の政客を迎へ與に共に事を謀る可し此場合に尙ほ其覺悟なきに於ては我輩は誠意誠心の實なきものと認めて全く望を絶たんとするものなり(明治三十年十二月二十三日)

政府の解散

現内閣は組織の當初よりして既に不統一の實を免かれず世間の耳目に明白の事實のみならず當局者輩自身にも自から心に問ふて必ず其然るを認めたる所ならん大隈伯の辭職の如き畢竟統一に害ありとて事の茲に及びしものならん然れども其後の始末を見るも統一の實は更に擧らず終始内輪の不折合のみに經過して今日に至りしは是れぞ所謂尾大掉はざるものにして其弊根の所在は畢竟頭部の重からざるが爲めに外ならず即ち今の内閣は松方伯の總理にして松方内閣の名果して空しからずとすれば取りも直さず總理の重量足らずして其尾をして意の如く掉はしむる能はざるが爲めのみと云へば表面の議論に於ては右に相違なれども更に事の實際に就て察するに内閣の責任は必ずしも首相一人のみに歸す可らず各省の大臣孰れも國務の責に任ず可きものにして其大臣等が果して國務大臣を以て自から期することならんには内閣をして統一の實を保たしむるは銘々の責任にして其心掛ありてこそ始めて事の全きを見る可き筈なるに然るに實際に尾大掉はざるの奇觀を呈して今日の不始末を極めたるは畢竟其輩の不心得に在りと云はざるを得ず其證據は一にして足らざれども例へば政府當局者の口より出でたりとて世間に傳はりて新聞紙上にも記し確に間違ひなしと認められたる其言に政府は政黨の攻撃議院の反對などには一切耳を傾けず飽くまでも國務の責任を負ひ誠意誠心自家の所信を執て議會に對す可きのみ當局者の眼中只日本國あるのみにして其他を知らず云々とて其決心甚だ堅固なるが如し政府に果して斯る決心あらんには公明正大只一を執て進む可き筈なるに更に其内情に立入て見れば一方には斯くまでに公明正大の決心を示しながら一方には議會操縦の爲めとてあらゆる卑劣陰險の手段を運らして買収に金を

散じ脅迫に壯士を用ふるなど到らざる所なき其穢き手段の本を尋ねれば同じ政府の當局者中より發して脈絡判然疑ふ可らざるの事實なりと云ふ首相たるものが如何に責任を負ふて統一を保たんと欲するも同じ政府の當局者中に毫も責任を重んぜずして殊更に統一を妨ぐるものありと云ふに至りては沙汰の限りにして不統一の原因は自から其尾に存するものと認めざるを得ず我輩は敢て首相の爲めに冤を訴へんとするものに非ず首相其人に重量の足らざるは萬々承知する所なれども斯の如く閣中に自から責任を輕んずるものあるに於ては何人をして局に當らしむるも統一の實を收むることは難かる可し或は昨今政府の中には内閣改造の説を唱ふるものあり首唱者の考にては今の首相を更迭せしめ其頭を軽くしてますく尾大の勢を振はんとするの趣向なりと云ふ驚入たる次第にして斯る有様にては最早や自滅の外なかる可し本日は議會の劈頭第一に不信任案の提出ある可しと云ふ政府は如何に之に處せんとするか或は曰く政府は停會など姑息の策に出でずして最初より斷然解散の説なりと云ふ議會の解散可なりと雖も我輩は之に次で遠からず政府の解散を豫言するものなり(明治三十年十二月二十五日)

速に決す可し

議會の解散と共に政府の解散も遠からざる可しとは我輩の豫言したる所なりしに果して然り解散匆々西郷は第一に辭表を呈し松方も辭職の意を表明したりと云ふ他は兎も角も内閣の柱石たる松方西郷にして斯る次第とあれば現政府の基礎は既に動きたるものと云ふ可し或は閣員中には兼てより所謂内閣改造の説を唱ふるものあり其説に據れば政府の不人氣を回復するには首相の地位を更迭せしめて兎に角に目先を變へざる可らずとて松方に現職を讓るの意あるを

幸に西郷を推して之に代らしめ以て政府を維持せんとの趣向にて議會の解散を機會として實行の魂膽もありしよしなれども後任に當込みたる西郷が逸早くも辭職とありては其目的も齟齬したることならん從前の政界には斯る小策も實際に行はれて往々效を奏したることなきに非ず政府中の策士輩が尙ほ舊時の夢を夢みつゝ種々の空想を畫くも怪しむに足らざれども今は時勢一變して世間の耳目頗る鋭敏なれば是種の魂膽を以て一時を瞞著せんとするも到底目的を達す可きに非ず結局失敗の上塗りして人に笑はるゝは其輩の爲めに謀りても取らざる所にこそあれば今と爲りては自から解散の外なしと覺悟して潔よく進退を決す可きのみ扱ひよく解散と決して後の組織は如何す可きやと云ふに政界の事情は我輩の知らざる所なれども目下外交の危急切迫は今更ら云ふまでもなく眼前の事實に明白にして如何なる大變の出來も圖る可らず事の成行に由りては立國の運命にも係はる可き此場合に苟も國を思ふの誠心あらんものは決して坐視の時に非ざる可し思ふに閣外に在る老政客の輩は今日に至るまで何を爲しつゝありしか或は身その局に當らずして傍より喙を容るゝは事を妨ぐるに過ぎずと窃に心配しながらも當局者に對して遠慮し居たる次第にてもあらんかなれども我輩の所見を以てすれば其輩の如きは所謂國家の元老にして平生上下に對して名譽の地位を保つものなれば國事の責任は職の有無に由て輕重す可きに非ず甚だ不平に堪へざりし所なれども今や外の形勢は日にますます急にして危機眼前に迫れる其折柄、政府の基礎既に動搖して最早や自滅の外なかる可しと云ふ若しも此儘に因循して現政府組織の當時の如く恰も無政府の間に數十日を経過することもあらんには目下の場合に國事を度外に置くものにして容易ならざる次第なり元老の責任として斷じて相濟まざることなれば此際大に奮發して事の始末を付け自から責任を身に引受くるの決心肝要なる可し試に我輩の所見を以て新組織の概略を云へば總理は無論伊藤の役に於て外務は大隈の

外に適任の人を見ず大蔵は如何と云ふに是れは松方をして當らしむるこそ至當なる可し要するに昨年内閣の末路に思ひ立ちたる其宿案を實にするものにして板垣の如きも新組織の一人たる可きは無論、殊に今日は形勢切迫、國中の智力を擧げて國事に盡瘁せしむ可き時節にこそあれば山縣井上も入れざる可らず或は此内の人にて出でざるものもあり又外より出づるものもあらんれども目的は智識名望の政客を集めんとするものにして組織の實際は當局の人に任することゝ爲し我輩は只その決行の一日も早からんことを望むのみ今日と爲りて現政府の維持す可らざるは明白の成行にして又その結果として以上の政客中にて新政府を組織せざる可らざるは是れ又明白の成行なるに些細の事情の爲めに容易に進まず恰も國事を度外視する其間に外勢ますます切迫して策の施す可きなきにも至らば其責任は何人に歸す可きや我輩は眼中たゞ國事の急を見るのみにして其他を知らず敢て切言して憚らざる所以なり（明治三十年十月二十九日）

日本の政界既に薩長なし

政府は不統一不始末の極、歳末と共にいよ／＼末路を告げんとするが如し或は哀れ果敢なき最後なりなど云ふものもあらんれども本來現政府は最初より出来損ひに出来たる政府にして三日天下の評判さへありし程の次第なるに兎に角に今日まで維持したるは案外の上出来と云はざるを得ず當局者に於ても今更ら遺憾なきことならん今度の新政府は如何なる組織を見るや知る可らずと雖も抑も昨年の変更にて伊藤板垣を在職の儘にして大隈松方を入れしむ可しとの説は戦後内外の事態不容易の折柄、朝野の老政客をして合同一致の實を成さしむるの必要を感じたるが爲めに外なら

ず然るに些細の行違ひより出来損ひの政府を見たる次第なれば況して昨今外交の形勢非常に切迫して昨年と同日の談に非ざる此時節に際して合同の必要は勿論にこそあれ老政客たるものは些々たる感情行掛りなど一切抛擲し去り國家の爲めに老餘の老骨を犠牲と覺悟して速に合同の實を成す可きものなり思ふに現内閣創立の際には其組織の不完全なるに拘はらず世間の人氣は案外にして新聞紙の論調などは寧ろ歓迎の様子なりしに中途にして政黨との分離、大隈の辭職以來民論の調子遽に一變して藩閥政府、純薩内閣など論難攻撃到らざる所なき其中にも甚だしきは蠻酋蠻勇等の語を以て當局者を評するものさへなきに非ず大隈の去りたる後、政府の地位は自から薩人又は同臭味のものにて占めたるの姿を成したるは事實に相違なければも實際の舉動には決して武斷專横の實を見ず只議員の操縦、人物の取捨等に不始末を極めしは畢竟當局者の力量足らざるより部内の統一を缺きたるが爲めにして寧ろ薄弱無力の政府として認む可きのみ蓋し世人の考には今尙ほ薩長云々の舊想を脱せず薩人は無智無學腕力一偏の外に伎倆を見ず何としても氣に喰はぬ輩なりと漫に蠻酋蠻勇などの名を下して何か非常の亂暴にても働きたるが如く吹聴したることなれども實際に蠻勇内閣の毫も蠻勇ならざりしは其末路の甚だ大人しきを見て疑ふ可らず今の政界に藩閥の勢力は既に皆無にして恐る可きものなし之を云々するは寧ろ自から無識を表白するものと云ふ可きのみ左れば今回の新組織が果して元老合同とあれば伊藤は勿論、大隈も出づれば板垣も出づることならん固より藩閥の縁を以て集まるものに非ざれども或は伊藤を始めとして以下には自から長州臭味の輩多しとて今度は長州政府なりなど例の筆法を以て評する者もあらんには時勢を知らざるの放言と云はざるを得ず實際伊藤の政府には自から長州縁故の輩を見るやも知る可らずと雖も是れは現政府に薩摩出身のもの多きと同様にして毫も掛念するに足らず長と云ひ薩と云ふも今は只その出身の地名を

表するに過ぎざるのみ實際政界に於ける藩閥固有の勢力は既に已に地を掃ふて其痕迹さへも認む可らざる其證據は明治十四五年の頃に民權論を唱へて政府に反對したるが爲めに獄舎に投ぜられ又は放逐令に處せられたる其罪人が今は大臣の地位を以て政府より迎へられんとし又その頃の新聞紙は筆端苟も政府の機嫌に觸るゝときは忽ち發行を停止せられたるに昨今の有様を見れば薩酋長奸などの語を發して公然政府を罵詈するも如何ともする能はずと云ふ自からは時勢の進歩にして藩閥の勢力既に地に墜ちたるを見る可し假令ひ言論自由の世の中とは云へ今日の社會に對手もなきに藩閥蠻勇云々など獨り自から嘗て獨り自から喜ぶが如き其實無益の戯のみか若しも外國人などが其辭を誤解して日本は立憲國など稱しながら實際には今尙ほ蠻風の流行を免かれず蠻勇政府の下に治めらるゝ國民ならんには其無氣力知る可しなど思ふこともあらんには外に對して國の信用を損ずるの結果なきを得ず國民たるものゝ自から謹しむ可き所なり左れば藩閥蠻勇云々の如き辭は今後一切止めにして若しも政府の舉動に非難の點あらんには其利害得失に付き正々堂々男らしく眞正面より攻撃す可きのみ我輩の眼中には薩人なく又長人なし只日本國あるのみなれば苟も國事を託す可き有力の政府ならんには當局者の何人たるを問はずして其事を助けんとするものなり(明治三十年十二月三十一日)

軍事國防

武邊の心得を獎勵す可し

海軍擴張は我輩の素論にして過日來も篇を重ねて其必要を論じたり世論の如何に拘はらず飽くまでも目的を達せんとするものなれども一方に陸軍は如何す可きやと云ふに是れ又護國の爲めに固より缺く可らざるものにして其經費を減ぜんなどは思ひも寄らず苟も擴張の必要あれば多々ますゝ厭はざる所なれども現時の國情に於ては先づ現時の擴張計畫を充分と認め只管その實行に勉むること肝要なりとして扱陸軍は常備兵の制度にして國中の男子は何れも兵役に服するの定めなれども實際に其役に當るものは自から限りあるが故に其他のものは武邊の心得なきものと見るも可なり近來は新聞紙に演説に軍事を論ずるもの多しと雖も筆舌の議論は如何に喧しきも空論たるを免かれず目下の必要は國民をして銘々自から武邊の事に心掛けて一旦有事の場合に直に用を爲さしむるの手段肝要なるのみ此點より見れば各學校の生徒に兵式體操を授くるが如き固より必要にして其他尙ほ種々の獎勵法もある可し東京府下の消防組の如き全く軍隊の仕組にしておのゝ方面の受持を定めて自から之を指揮するものあり失火の場合に各方面より駆付て消防に従事する其消防夫は何れの方面の所屬にても必ず失火當局の方面なる指揮者の命令に従ひ苟も違ふを得ざるの紀律なるが故に命令一出で、齟齬の患なく恰も手足を動かすが如くにして功を奏すること容易なりと云ふ畢竟軍隊の紀律に由るものにして蒿口の代りに銃を持たしむれば有事の場合に直に用を爲す可し其他水防夫の如き各工場の職工の如きも此例に倣ふて訓練を施すときは平素の執業に便利なると同時に自から武邊の心得にも慣れて一舉兩得の策にこそあれば敢て注意を望む所なれども就中我輩の殊に必要と認むるものは前年も曾て論じたる如く國中に射的を獎勵するの一事なり其獎勵法にも種々あらんれども射的に限りて特に金錢を賭するを許すは最も有效の手段なる可し今日の實際に金錢の賭事は法の禁する所なれども賭博は勿論、鶏の蹴合と云ひ花合せと云ひ又は相撲競馬と云ひ内々

武邊の心得を獎勵す可し

に金錢の遺取りの行はるゝは事實にして人間の慾情として殆んど禁ずること能はざるものなるに今、射的に限りては青天白日に賭の公許とあれば一般の人情これに趨らざらんと欲するも得べからず射的の流行は忽ち國中に行はれて其繁昌を見るや疑ふ可らず昔し徳川政府の時にも參河地方には大弓に賭を許し又各藩に於ても射術に限りて士分の間に公に賭の行はれたるが如きも畢竟深意の存したるものにして自から奨励法として見る可し或は賭を許して少なからざる金錢を授受し之が爲めには家産を破るものなどを生じ惡風を惹起すの掛念もあらんには特に其金高を制限して一場の賭は八錢もしくは十錢を超ゆ可らずとの制裁を設くるも差支なし斯くて射的を奨励するときは知らずの間に其術に熟練して續々名手を生ずるは勿論、隨て種々の工風を案じて改良又改良、銃器の新發明を出すにも至る可し而して其取締法は如何す可きやと云ふに射的場の如きは固く制限を定め其圍を嚴重にして人を傷くるの危険を防ぐは固よりの事にして行はれ易けれども兎に角に人民の銘々に銃器を所有せしむることなれば其銃器は假令ひ軍銃と性質を異にするも萬一の場合を想像すれば自から掛念も少なからずして其取締に就ては充分の注意なきを得ず我輩の所見を以てすれば平生府縣の郡區役所又は警察署に於て銃器の數を取調べ置て内密に所有するを許さず一旦必要の場合には時を移さず直に取集め得るの仕組と同時に一方には火藥の賣買を嚴密にして一時に多量を賣ることを禁ずる等、今の警察の力を以て細々注意するときは決して掛念はある可らず況んや今の日本國に内亂の催しの如き假令ひ頼まるゝも應ずるものなきは明白なれば萬一を想像して注意は充分周密にしながらも其注意の實際に無用なる可きは我輩の保證する所なり而して國中の人々が射的の術に熟練して狙撃に妙を得る其結果を想ふに平時に於ては單に一種の慰みに過ぎざるが如くなれども一旦不慮の事を生じて敵軍が内地に侵入する場合には全國の人民は恰も精練の兵士にして然か

も狙撃に於ては百發百中の妙ありと云へば實地の效能は勿論、その評判のみにても他の心膽を寒かしむるに足る可し武邊の心掛一にして足らざれども射的に金錢の賭を公許して一般に其事を奨励し狙撃の妙を以て日本人獨得の長所と爲すの一事は陸軍の充實に最も有效の手段なる可しとして我輩の實行を希望する所なり（明治三十年一月廿八日）

海軍の士氣を奮勵す可し

海軍擴張に付き當局者の注意す可きは經理の一事のみならず部内の賞罰擧げを明にして士氣を奨励すること甚だ大切なり日清戰爭の光榮は重に海軍の力に歸す可き程の次第にして國中一般の人氣をして海軍に向はしむるには此上もなき好機會なるにも抱はらず國人の思想は割合に冷淡のみならず或は部内の軍人中にも停年勤績を欲せず滿期を待て他に轉ぜんとするものさへ多しと云ふ畢竟一般の人々が尙ほ海軍の思想に乏しくして未だ重きを置くに至らず又部内に於ては俸給の割合少なくして待遇の充分ならざる等の事情もあらんなれども兎に角に戰勝後擴張の今日に當りて斯る次第とは士氣の奮はざる證據として認めざるを得ず我輩の遺憾に堪へざる所なり抑も海軍部内に藩閥情實の談は年來の事實にして掩ふ可らず前年議會に於て海軍改革の議を生じ若しも行はれざれば要求の經費を承諾すること能はずとて眼前に必要な軍艦費さへも削除したるが如き決して穩當の議とは認む可らずと雖も政府の事業數多き其中に特に海軍に論鋒を集めたるは畢竟、内部に弱點を存したるが爲めにして双方共に非難を免かる可らず藩閥云々は單に海軍のみならず年來政府全體に行はれたる弊習にして時に一部に就て云々するは酷なるが如くなれども他の各部に於ては當局者を始め官吏の更迭も頻々行はれて次第に其弊を減じたるに海軍に限りては時に當局者の更迭なきに非ざれど

も其局に當るものは常に異名同人とも云ふ可き人物にして部内の空氣は新陳代謝の機會に乏しく以て二十幾年間を經過したることなれば自から特殊の情實を馴致したるも無理ならぬ成行と云ふ可し蓋し藩閥情實内の人とても決して私利私慾を謀るものに非ず其精神の公明にして只國を思ふの一點のみなるは我輩の髓に疑はざる所なれども自家の知己朋友のみを以て部内を組織するときは自から門閥の勢を成すと同時に情實の弊を生じて假令ひ故意に非ざるも己れに親しきものを近け疎なるものを遠くるの傾きなきを得ず人情の自然にして怪しむに足らず社會の交際には夫れにて差支を見されども紀律一偏を旨として最も賞罰撰叙を明にす可き軍人の部内に斯る成行あらんには一般の士氣に關係すること容易ならず海軍の情實云々とは此邊の事情より生じたる沙汰にして敢て人の罪に非ず同郷同臭の人物を以て組織を專にしたる結果にして種々の弊風は畢竟その餘毒に過ぎざるのみ前年の改革は果して右等の弊風を根底より拭ひ得たるや否や本來、人に伴ふの病症とあれば其人を一掃するに非ざれば根治を見ること難きが如しと雖も藩閥の人々も既に幾多の歲月を經過して老境に近づきたると共に新進の人物もおひ／＼地位を得たるものも少なからず自然の順序として其情實も次第に薄らぐ可きの數のみならず國民一般は假令ひ自家の負擔を重くするも海軍の擴張を希望する今日の場合に際しては最早や部内の情實など云々す可き時に非ず當局者先づ自から改めて大に士氣を奮勵することに注意す可きのみ即ち賞罰撰叙を明にするの一事は最も大切にして例へば同じ勳功を賞するに上級のものに厚くして下級のものに薄くするが如きは決して當を得たるものに非ず又目下擴張の時機に際して拔擢進級の如き自から必要ならんなれども多數の中に就て拔擢を行ふが如きは動もすれば一般の不平を醸すの掛念なきを得ず最も謹しむ可き所なり何れも尋常普通の事にして今更ら注意するの必要もなきが如くなれども我輩の尙ほ云々するは一片の婆心のみ尙ほ序

ながら一言せざる可らざるは彼の坂元少佐の遺族の如き若干の一時金と普通の扶助料とを受るのみにして特殊の恩典なしと云ふ少佐の如きは海軍第一の戦死者にして其勳功は決して他人に譲らず若しも生存したらんには高級の勳章は勿論、昇任の命もありたることならんに死したるが爲めに生者の光榮を受くる能はずして遺族の如きは僅に生活するの有様なりと云ふ法文の規定、致方なしとは云へ生者に厚くして死者に薄きが如きは決して士氣を獎勵する所以の道を盡したるものに非ず此一事は陸軍も同様にして單に海軍のみに非されども當局者の大に考ふ可き所なり有形上の擴張は其效を奏して大に軍艦兵器を備ふるも若しも軍人の士氣奮はずして無形上に缺くる所あらんには眞實の目的を達したるものとは云ふ可らず我輩は當局者が能く其邊の事情を察して士氣奮勵の一事に大に力を致さんことを希望するものなり(明治三十年二月十二日)

内國にて軍艦の製造

海軍省にては曩に造兵の技術を實地に習得せしむるの目的にて十名の職工を外國に派遣したるが今回更に造船職工八名造船職工四名を派遣するの計畫にて其費用を議會に請求したり其説明に據れば海軍擴張の爲め艦船兵器の製造大に増加し我職工の未だ經驗せざる甲鐵艦及び其他新式艦船の製造も内地に於てするの計畫あり依て職工中の經驗熟練に富み且つ學識あるものを撰拔し實地に新知識を習得せしむるの急要を認む云々と云へり尤もなる次第にして内國にて軍艦を製造するには第一に熟練の職工を得ざる可らず外國に派遣して新知識を習得せしむること固より必要なれども我輩の所見を以てすれば職工を外に派遣すると同時に國內の造船所に於て軍艦の製造に著手すること肝要なる可し

と信するものなり國內にて軍艦の製造は我輩の兼ね、主張したる所にして或は一萬噸以上の甲鐵艦の如き今の國情に於て遽に著手は容易ならざることならんと雖も巡洋艦以下の艦船に至ては現に經驗もあることにして決して困難ならず勿論今日の實際に内地に於て著手するには鐵材木材を始めとして諸器械の類の如き過半は外國より輸入せざる可らざるのみか技師職工の輩も外國人を雇入れて従事せしめざる可らず隨て外國に注文するに比して製造費の嵩むは實際に免かる可らず一見不利益なるが如くなれども造船業の獨立は軍國の必要上、是非とも缺く可らざるものにして其獨立は材料の供給、器械の製作を自國にて辨する等、種々の要素も必要なれども第一の必要は職工に熟練を得せしむるの一事にして外國派遣の計畫も畢竟この目的に出でたることならん自から目下の急にして其費用とても論ずるに足らざることなれども如何せん派遣の人の數に限りありて本來の目的を達するに足らざるや分り切たることなれば國內に軍艦の製造を企つると同時に外國の技師職工を雇ふて内外の職工を一場内に使用し内國人をして自然に熟練を得せしむることその事の捷徑なれ第一期の擴張計畫に屬する艦船は既に外國に注文したれども第二期のものは是れより著手することなれば甲鐵艦若しくは急を要するもの、外、差當り二三隻は内國にて製造すること、す可し況や今後は現在の計畫を外にして續々新造の必要あること勿論なれば此機會に際して速に計畫せざるときは何れの時を期して造船業獨立の基礎を立つることを得べきや其方法は政府の造船所にて自から著手するは勿論、民間私立の造船所にも注文して成る可く多數の艦船を國內にて造るの方針を執る可し或は軍艦を造るには技師職工を雇入るゝの必要ある其上に工場規模も自から擴張せざるを得ず一時の製造の爲めに諸般の用意を整へながら其事終れば無用に歸することもあらんには如何なる特殊の約束あるも當業者に於て承知するや否やの掛念もあらんれども海軍擴張の計畫次第に行はるゝ

に至れば絶えず軍艦製造の必要あるは無論、今後航海業次第に發達して造船の事業ます、繁昌するは疑もなき所なれば約束次第に由りては私立の造船所にても喜んで引受くることなる可し既に造船業の發達を見るときは一方に於て製造其他の工業も其需用に促されて國內に自から材料供給の道を開き事業獨立の基礎を固むること敢て難きに非ず目下の機會に兎に角に軍艦製造の事より始めんこと我輩の希望に堪へざる所なり（明治三十年二月十七日）

軍備縮小説に就て

近來軍備縮小云々の説を爲すものあり其所説明白ならざれども陸軍の擴張計畫は過大に失せり宜しく從來同様の規模に復す可しと云ひ又は其計畫は現在の儘にしながら財政の都合の爲めに年期を延長す可しと云ひ自から二様の説あるが如し何れの邊に何人が之を唱ふるやは姑く擱き兎に角に是種の説が或る一部に行はれつゝあるは事實なりと云ふ我輩は本來軍備擴張を主張して現在の計畫を相當と認むるものなれば一言以て其非を辯ぜざるを得ず第一その計畫を過大なりと云ふは今日の實際に擴張の必要なしとするか將た日本の國力に割合せて不相當なりとするか既に過大と認むるは右の理由に出でざることならん抑も我國の軍備は自國自衛の爲めに外ならず他國侵害などは思ひ寄らざることなれども自衛とは必ずしも敵を内に引受る場合のみに限らずして國內には敵の一兵を見ずして事の危急を感ずることある可し例へば對岸隣比の要地にして敵の占領に歸することもあらんには我國は恰も咽喉を扼せらるゝと一般にして國脈を縮めらるゝの結果なきを得ず國內の土地を掠めらるゝに非ざれば國の獨立に關係なしとは云ふ可らず左れば自衛の爲めには時として外に争ふことも必要にして自から其用意なきを得ず現に日清戦争にも十餘萬の兵を海外に出し

たる爲め國內の守備甚だ空乏を感じたるは事實にして彼の干渉事件に遇ふて殆んど策の出づる所に苦しむたるは今尙ほ記憶する所なる可し目下の形勢に於て現在の計畫を過大なりと認むるは何事ぞや或は其計畫は日本の國力に比較して過大なりと云ふか抑も論者は國力を如何に測量して斯る説を爲すものなるや我國力の三十年來著しく進歩したるは實際の事實にして何人も疑を挟むものはある可らず封建の時代には士族と名くる四十萬の常備兵を養ふて然かも其妻子眷族までも扶持したる尙ほ其上に三百の大小名はおのゝ其士族に君臨して種々の贅澤に無益の金を費したるは非常のものなれども即ち當時の軍備費にして當時の國力は充分に之を支へ得たるに非ずや然るに廢藩置縣の一舉、三百諸侯を廢して士族の常祿を止めたるのみか爾來國力の増進は貿易輸出入の一事に徴するも明白にして今後ますます進歩の一方のみなりと云ふ現在の國力にて現在の計畫を過大なりとは我輩の斷じて認むる能はざる所なり次に延長論に至りて財政不如意の爲めに年期を延長するとは是れ又何事ぞや戦後の財政は以前に比して著しく膨脹したり事實に疑ふ可らずと雖も財政の膨脹は國力の膨脹に伴ふ必然の結果にして近年來國力膨脹の實にも拘はらず政府の歳入は依然舊のまゝに据え置きて大に軍備を擴張せんとす實際に出來ざる相談なるは明白なり幸に償金の收入ありたればこそ兎に角に擴張も計畫も立たることなれども若しも其収入なきのみか萬一不幸にして彼の戦争に反對の結果を見たることもあらば如何す可きや吾々國民は如何なる手段を盡しても國力を擧げて軍備の擴張に勉めざる可らず分り切たる次第なるに戦争の成行は甚だ目出度くして償金さへ得たることなれば其償金は悉く軍備に支出す可きは勿論、軍備の擴張と共に經常の維持費も増す可きは自然の成行にして軍事費の一事のみにも今の財政計畫にて永く支ふ可らざるは明白なり況んや目下擴張す可きは軍備のみに止まらずして何れも國勢の膨脹に伴ふ可き必然の結果なるに財政計畫は今

の儘にして諸般の擴張に應ぜんとす數に於て許さざる所なり左れば國勢増進の實を認めざらんには夫れまでなれども既に之を認めたる上からは大に歳入増加の工風を講じて實際の必要に應ぜんとすることその當を得たるものなるに其工風には考へ到らず財政の不如意を云々して計畫の年限を延期せんとするは解す可らざることなり思ふに干渉の當時に在りては自から内を顧みて一人にても兵隊の多からんことを望みたるは何人も感を同うしたる所なるに喉元過ぐれば熱さを忘るゝの喩に漏れず擴張の計畫に著手するやせざるやに早く既に延期説を唱ふるが如き腐儒者の俗見に非ざれば素町人の根性に出づるものとして我輩の飽くまでも排斥する所なり或は論者の精神は單に軍備の縮小延期を唱ふるに非ず陸海相對して權衡を得ざるものとし一方の費用を割て一方の擴張に供せんとすることならば自から一説として聞く可しと雖も我輩の所見を以てすれば今の日本の國力は陸軍の現計畫を其儘にして更に海軍擴張を斷ずるに差支ある可らず果して海軍擴張の説ならんには何ぞ大に進んで其事を主張せざるや今日に際して軍備の計畫を縮小延期するが如き斷じて許さざる所なり論者にして尙ほ言ふ所あらんには我輩試に問はん我國の現狀は果して軍備の必要を認めざるや否や既に其必要を認めたらば何故に縮小延期の説を唱ふるか或は現在の計畫を思ひ止まり若しくは年限を延長して空しく歳月を消費する其間に果して事變の絶無を保證することを得るや否や苟も保證し得ざる限りは我輩は無責任の空論として之を排斥するに憚らざるものなり(明治三十年二月二十五日)

海軍當局の人物

日本は海國なり海國の軍備に海軍を主とす可きは勿論の次第なるに海陸比較して陸軍の整頓に引換へ海軍の振は

ざるは何故なるや國人一般の氣風海軍の思想に乏しくして其事を重んぜざるが爲めなりとは云へ自から當局者の責も免かる可らず一國の社會に宗教の盛ならざるは宗教家の責にして實業の起らざるは實業家の怠慢に外ならず況して同じ町内に商賣の店を並べながら一方は繁昌して一方は然らずと云へば其原因は主人の不勉強と認めざるを得ず陸軍の繁昌、海軍の不景氣その原因は果して何かに求む可きや蓋し我海軍の歴史を尋ねれば創立年尙ほ淺きのみならず其當初に於ては海軍をば船乗仕事として一般に輕蔑するの氣風を免かれざりしが故に少しく有爲の志あるものは之に入るを好まず隨て人物に乏しく隨て勢力を缺きし事情もありしならんれども戦後の今日、海軍の擴張を主とす可き此場合に際して尙ほ因循振はざるの觀あるは遺憾千萬なりと云ふ可し或は一般の氣風、海軍に向はずして其事を重んぜざる事情もあらんには大に工風を講じて人氣を一變せしむるの手段を勉む可し或は財政上の都合の爲め充分の計畫に反對の説もあらんには世界の形勢上より大に其必要を説て假令其他の經費を節せしめても擴張の目的を達せざる可らず何れも當局者の責任にして自から自家の見識を定めて固く信ずる所あらんには其所信を實にすること敢て難からざるに然るに當局者の平生を見れば自から奮ふの勇氣なきのみか毎度議會などの攻撃を受けて退縮の一方のみとは何ぞ腑甲斐なきの甚だしきや幸に過般の戦争に勝を得たればこそ不充分ながらも今日の擴張を見たることなれども若しも戦争の一事なかりせば如何なる有様に陥りたるやも知る可らず我輩の所見を以てすれば我海軍の當局者は常に軍人に限るの例にして部下の統御法は兎も角も時務に當るの一點に於ては自から伎倆に乏しきの遺憾なきを得ず蓋し海軍の事は其關係する所甚だ廣し即ち經濟財政技術教育商賣等細大の事情を参照して一定の計畫を案じ又その事情の變遷に應じて計畫を消長することなれば自から緻密の思想活潑の才智を要するものにして其思想才智は軍人一偏の氣質と兩

立せざること多し例へばウヰルリントンの如き戰場に臨んでは天晴の名將なりしかども他日自から政局に當るに及んでは失策少なからずして甚だ不人望なりしに非ずや又ネルソンの如き海戦の伎倆に於ては争ふものなかる可しと雖も若しも政府の中に座して海軍一般の事を整理するの任に當らしめたらば果して斯くの如き名譽を博し得たるや否や覺束なく思ふ所なり左れば西洋の海軍國に於ても其當局者は敢て軍人に限らず文官にても武人にても只その伎倆を信じて就任せしむるの例少なからずと云ふ禦侮折衝の任と處辨整理の才とは自から長所を殊にするものなれば海軍擴張の急を要する今日に當り内外細大の事を擧て其責任を全うせしめんとならば長官を始めとして次官以下重要な地位は必ずしも軍人と限らずして廣く有爲の人物を選ぶの自由を與ふること肝要なる可し或は軍人以外の人にては逆も部内を統御すること能はざる可しなど云ふものもあらんれども斯くの如きは飽くまでも部内の情實を保存せんとするものにして今日の場合に言ふ可きことに非ず我輩は國の爲めに其情實を切斷して一新の大決心を希望するものなり(明治三十年三月十日)

水雷艇員の特待法

水雷艇の效能は世人の一般に認むる所にして日清戦争以來は殊に其必要を感じ政府にても戦後の議會に七十五艘の製造費を提出し滿場異議なく可決したるを以て目下既に著手中のよし軍備擴張は海陸の何れを問はず兵數を増し器械を備ふるより外に手段はある可らず我輩の賛成する所なれども水雷艇にて敵艦を狙撃するは恰も爆裂彈を抱きて火中に投ずる如く危険といはんより寧ろ必死を期せざるを得ず艇員たるものにして十人が十人まで敵艦と共に碎けて斃る

るの覺悟ならんには一艇を賭して一艦を撃碎し一葉の小艇能く大艦巨舶の死命を制する場合なきに非ず水雷艇の效能偉大なる所以なれども巧に敵艦を撃碎しながら身命を全うして無事に逃れ歸らんことは萬に一も覺束なければ艇員にして必死の決心なき以上は容易に目的を達す可らず曩に我水雷艇隊が威海衛の港内に闖入して敵艦を撃沈したる壯舉は内外人の稱賛して措かざる所なれども當時黄海の戦に半ばは戦鬪力を失ひたる彼の北洋艦隊に對し十一月より翌年二月に至る其間幾多の苦辛經營を経て始めて目的を達したるものにて外より見たる如く容易の業に非ず等しく死を決しながらも軍艦に在りて居ながら敵弾に斃るゝの勇氣と水雷艇に乗じて自から進んで死地に入るの決心とは自から別にして實戦に當りたるものに非ざるよりは殆んど其度合を推測し得ざる可し抑も戦に臨みて死を争ひ危険を冒して顧みざるは軍人の國に對する義務にして敢て俸給待遇の厚薄如何に依るに非ず我海陸の軍人が戰場に向ひたる以上は如何なる場合にてても卑怯の振舞なかる可きは我輩の斷じて疑はざる所なれども文明の戦は成る可く多く他を傷けて自から全うするを旨とするものなるに水雷艇の如き勝敗の如何に拘はらず彼我共に損傷を免かれざる武器を使用せんとするは艇員たるものに決死の覺悟ありて始めて能く可し若しも其覺悟なきに於ては使用の機會は甚だ稀れにして寧ろ無用の長物に歸するの掛念なきに非ず左れば水雷艇を巧に使用して恐る可き働きを爲さしむると否とは艇隊に乗組むものゝ決心如何に在りて其責任極めて大なりと云ふ可し然るに今日の實際に死者に對する國の報酬は寧ろ薄くして其の遺族の中には或は路頭に迷ふものあるに反して生命を全うしたるものは却て昇級敘勳の光榮を得て豊に生活するの有様なりと云ふ一般の事は兎も角もとして水雷艇員の如き斯る大任を負ふものに對しては特に平素の待遇を厚くし萬一の場合には後を顧みずして甘んじて死地に入るの覺悟を爲さしむるの方法なきは軍人を養ふの道に非ざるなり若

しも艇員特待の法行はれて日本の海軍には決死の水雷員多くして如何なる危険も冒さざるなしとの評判を博するとき
は其評判のみにても我國の爲めには幾萬噸の甲鐵艦を得たるよりも心強きものある可し況んや實際の效能は非常のものあるに於てをや海軍擴張の今日に際して當局者の注意す可き所のものなり(明治三十年三月十七日)

死者の贈位賜金に付き

日清戦争の功を賞するに付き特に死者に厚うす可しとは我輩の屢は論じたる所なりしに近頃聞く所に據れば政府に於ても其議を生じ死者に對し特別に贈位賜金の事ある可しとて目下既に取調中のよし誠に美事なれども扱その特典に就ては夫れ々生前の勳功を調査し將官相當官にして金鷄勳章又は爵を授く可きものには何位、佐官尉官準士官下士卒以下も右の例に準じて何位を贈るなど甚だ綿密にして苟も遺漏なきを期する筈なりと云へり蓋し死者の贈位を生者の敘勳と同様にして勳功の大小高下に依て位の階級を異にし其位階に相當する金額を與ふるの趣向ならん固より至當なれども現に生存して職に在るものさへ勳功の取調は少なからざる日月を要したることなれば死者の如きは一層困難にしていよゝ調査の結果を得るまでには容易ならざる手數を見ることならん然るに實際の事情を如何と云ふに遺族の有様は實に哀れなるもの多く既に黄海戦争に第一の偉功を顯はして名譽の戦死を遂げたる坂元少佐の妻子の如き主人の死したる爲めに生計さへも困難なる最中に過日は其遺孤なる最愛の娘も病死して未亡人の難澁は目も當てられぬ有様なりと云ふ況して親戚朋友の頼む可きものなき人々の遺族に至りては現に路頭に迷ふものも少なからず其悲聞慘話は毎度我輩の耳にする所にして實に堪へ難き次第なれば假令如何なる優渥の恩典あるも調査の爲めに手數を要し

て永く延引することもあらんには恰も轍鮒の水と一般にして其急に及ばざるのみか遺族の中には既に一家の離散を告げて其跡を求むること能はざるものもあるに至る可し斯くては特別の恩典も只その名のみにして實際の效能は見る可らず遺憾の上もなき次第にこそあれば爰に我輩の所見を以てすれば既に死者に厚うするの議に決したる上は其勳功の調査は姑く別とし例へば將校には何千圓、下士卒には何百圓と給與の額を一定して其金額だけは一般の遺族に對し同一様に與へたる其上にて實際に勳功ありしものは調査の次第に由りて更に特別に與ふるこそ至當なる可しと信ずるものなり或は其賜金は特別の勳功、贈位の資格ある者に限り其位階に應ずる金額を與ふるものにして一般の死者に及ぼす可らずなど云ふものもあらんかなれども既に戦場の死とあれば生前の勳功は兎も角も國の爲めに死したるものにして其死したる一事こそ取りも直さず勳功に外ならざれば一般に之を賞して區別することなく然かも其死者の中に特別の勳功あるものは特に位階を贈り其位階に應じて更に賞與することを得たるものなる可し又或は戦死者と病死者との別に就ても説を爲すものあるが如くなれども既に戦場に臨みたるものには戦死と病死とを別つの必要はなかる可し例へば臺灣の役の如き其死者の大半は病に斃れたるものにして現に北白川宮殿下の御不幸の如き御病氣の爲めに外ならざれども其御偉勳は御戦死同様にして決して尋常の御終焉とは認む可らず左れば戦場の病死者は實際戦死したるものと同様に認めて一般の賜金並に贈位の特典も其取扱を同一にせんこと勿論なる可し

生者の論功行賞は一般に行渡りたるのみならず遼東半島より轉じて臺灣の役に従事したるもの、如きは既に一回の賞與を得たる其上に臺灣云々の爲めに更に再度の恩典を受けたり生者に對するの恩賞は殆んど至れり盡せりとも云ふ可き次第なれども死者に至りては國の爲めに盡して其勳功は寧ろ生者よりも大なるもの多きにも拘はらず一時の賜金のみ止まり今日に至るまで特別の恩典を得ざりしは單に其遺族の爲めのみならず國家の爲めに謀りて決して輕々に付するを得ず我輩の屢ば論じたる所なりしに今回政府に於てもいよく贈位賜金の事に決したりと云ふ我輩宿昔の希望にして事は甚だ美なれども若しも其實にして空しく延引することもあらんには如何なる恩典も實際に其效ある可らず敢て一言して當局者の注意を望むものなり(明治三十年五月二十九日)

容易に用兵を談ず可らず

我國對外の前途を想像すれば甚だ容易ならず其困難は今より大に覺悟す可き所のものとして扱對外の實際に至りて世人動もすれば兵力の必要を説くもの多し其説敢て無稽に非ず外交の背後に兵力の缺く可らざるは勿論、國力の許す限り多々ます、海陸の軍備を充分にして外に對する其覺悟は封建の武士が双刀を腰にして他に接すると一般、寸刻の油斷も容るす可らずと雖も電光一閃直に抜き放すの決斷はいよく切迫して萬、止むを得ざるの場合に限る可きのみ國際の關係は甚だ微妙にして一方より見れば事態切迫間、髪を容れざるが如くなる中にも他の一方より窺へば乗す可きの間隙を存して自から手腕を試みるの餘地なきに非ず其間に處して虚々實々の働きを逞うするは外交の妙にしていよくの場合にはいよく腕力と覺悟しながらいよく用兵の前には自から外交の掛引談あるを忘る可らず抑も兵力と云ひ外交と云ひ其目的は平和に外ならず一は既に破れたる平和を回復し一は未だ破れざるの平和を維持するの相違あるのみなれども兵力は有形の數に現はれたる力にして十の數は矢張り十に外ならず自から限りなきを得ずして強弱の數は自から明白なるに反し外交の働きは所謂虚々實々にして其掛引の妙に至りては實際に五分のものを七分八分

乃至は十分に見せて二倍の效能を収むるの場合も少なからず是れぞ即ち西洋諸國にても外交の掛引に重きを置く所以にして彼等が常に平和々々と唱へて表面を飾りながら實際には互に兵力の競争に忙はしく甲に百萬の陸軍を養へば乙は直に其以上の數を増し他の二國の間に同盟の契約成るを聞けば一方には其聯合に當る可き海軍力を備ふるなど殆んど國力を擧て軍備の用意に傾け一寸の隙もあれば直に乗ぜんとして互に睨み合ひつゝある其有様は實に劍呑至極にして破裂の危機眼前に現はれ眞實の平和とは認む可らずして或は此有様を目して武裝的平和など稱する次第なれども兎に角に其平和を維持して破裂せしめざるは外交の力に由るものにして其情態は普佛の關係に徴しても明白なる可し彼の千八百七十年の戦争は兩國の間に解く可らざるの怨を結んで一方に復讐の念、禁する能はざるは勿論にして一方には自から之に備ふるの必要なきを得ず双方共に只其用意のみにして或は時に切迫の場合もなきに非ざりしかども爾來殆んど三十年に近き今日に至るまで兩國の間に一發の砲聲をも聞かずして兎に角に平和を維持し來りしは如何なる次第なるやと云ふに彼の佛露の交際甚だ親密なるに對して獨逸伊の三國同盟を形成し互に相牽制して禍機の破裂を豫防するなど虚々實々の手段は終始双方の間に行はれたる其中にも日清戦争の結末彼の干渉事件に不俱戴天の怨敵たる兩國が端なく手を握て露國と運動を共にしたるが如き畢竟外交の掛引に外ならずして殆んど端倪す可らざる其妙術こそ今日まで平和を維持して双方共に戦争の禍を免かれたる所以なる可し左れば我國今後の對外上に外交術のますゝ必要なるは勿論にして其當局者に第一流の人物を推して之に信任す可きは申す迄もなければ如何に大手腕の人物にて一人にて充分の働きは望む可らず喻へば軍隊を率ひて敵と戦ふに將軍は異常の人物にて軍略、圖を誤らずと雖も幕僚に人材なくして部下に熟練の士卒を缺くときは幾萬の兵を擁するも勝軍は到底覺束なきが如く外交の掛引も同様に

して主任の當局者に人を得ると共に有爲の人材を網羅すること必要なれば朝野を論ぜず人物を其局部に集めて活潑の働きを爲さしめざる可らず之が爲めにも金を要するは勿論なりとして我輩の更に望む所は人物を選んで之に任ずると同時に大に金を與へて自由に使用せしむるの一事なり即ち所謂機密費の如き充分にして當局者の働きを自由ならしむ可し若しも外交を一切無用のものとして頓著せざれば夫れまでなれども既に其必要を認めて當局者に任ずる以上は其働きを自由ならしめて充分の實を責む可し俗に言へば双露盤上の利害なり假りに外國に對して兵力を用ふる場合ありとせんに幾千幾億の費用は實際に免かる可らず幸に勝を得て償金を收むるも殖産商賣等間接の損害は非常のものにして幾十年の間に一回の戦争も其影響は容易ならざるに今、外交の手段に由て戦争の禍を避け得ること難からずとすれば之が爲めに年々幾十百萬圓の費用は敢て吝しむに足らず外交は恰も對外の避雷針とも見る可きものなれば其費用の如き思ひ切て支出す可きものなり左れば兵力は立國の爲めに固より缺く可らずと雖も充分に其力を蓄へながら平時の對外には之を懐にして容易に言はず外交手段を第一の必要として只管これに依頼し萬々止むを得ざる最後の場合に至りて始めて用ふるものと覺悟す可きのみ(明治三十年六月二十六日)

軍備は無用を目的とす可し

軍備擴張に就ては自から内外の異説なきに非ず或は單に經濟の一方より見て成る可く計畫を緩にして殊に陸軍の如きは従前の儘に据置ても差支なしとの説あり又外國人の如きは日本が戦後殊更に軍備に汲々たるは何の爲めか解す可らず目指す敵は何くに在るやなど疑を挾むが如くなれども何れも目的を誤解するものなり抑も經濟の一點より云へば

目下の計畫は過大なる可し否な無用なる可し其計畫に先だつものは金にして現在の財政を以てすれば今後その金の出處は外國に借金するか更に租税を増して辨するの外なしと云ふ無益の談にして若しも止めて差支なきものなれば全く止めたきは萬々なれども如何せん戦後の國勢は更に切迫して危険の度を増し四邊の形勢容易ならずして危機一髪の實なきに非ずと云ふ況んや我國の軍備擴張は世界に知れ渡りたる事實にして騎虎の勢、今更ら躊躇は許す可らず之が爲めには借金も増税も辭する所に非ず著々目的を達す可きのみとして扱その上の覺悟は如何と云ふに軍備は固より國家自衛の爲めに外ならず進んで之を用ふるは敢てせざる所なれども若しも漫に立國の面目利益を傷けんとするものあらんには正當防禦の手段として之に應ずるは無論、時の場合に由りては其手段の爲めに或は自から進むこともある可し用兵の法として臨機應變の掛引は止むを得ざれども抑も平素の覺悟を云へば戦争は容易に談す可らず否な戦を欲せざるに非ず實際に戦ふの不利を知ればなり而して國家の爲めに其不利を避けんとすれば軍備擴張の外に手段なきは事實明白疑ふ可らざる所なり例へば日清戦争は他の亡状を責むるが爲めに萬、止むを得ずして戦ひたるものなれども若しも支那政府の當局者にして我兵力の實を知悉して憚かる所ありしならば其亡状も決して斯くまでには至らざりしことならんなれども如何せん實際には彼の我を知らざると同時に我も亦彼を詳にせず現に黄海々戰の其時までは吾々と雖も口にこそ言はざれども窃に手に汗を握りたる程なれば況して彼の寡聞固陋の老輩が單に國の大小を比較して我を小弱と侮り無謀の舉動を演じたるも無理ならぬ次第にして彼に最初より物を視るの明あり又我軍備に一層憚かる可きの實あらんには兩國の間に彼の戦争を見るに及ばざりしことならん即ち軍備は戦争の爲めに非ずして寧ろ戦はざるの用意と知る可きのみ更に事實の數に徴すれば例へば一國の軍備が軍艦何隻陸兵何萬のみにして他に比して並立を得ずと

あれば優勢の兵力を有する強國は其與し易きを見て何かの機會には動もすれば輕侮の態を現はし端なく戦争を惹起すの掛念なきを得ず一國の安寧を維持すること能はざるに反して更に何十隻の軍艦を備へ何十萬の陸兵を養ふて四邊の兵力に甚だしく懸隔なきに至れば他の侮を禦で戦争の危険を避くること難からず即ち軍備の不足は戦争を招き其充實は寧ろ其危険を避くるものにして其何十隻の軍艦何十萬の陸兵は恰も無用に歸しながら實際に無用の用を爲すものと知る可し我國の軍備擴張は即ち其無用の用を爲さしめんとするものにして單に經濟の一點より見れば甚だ無益に似たれども苟も反對の場合を考へたらば其無用物の實際甚だ有用物たるを悟る可し我輩のますゝ進んで目的を達せんとする所以のものなり左れば其目的は甚だ明白にして之を用ふるなど萬々期する所に非ず日本に如何なる軍備を備へたりとて漫に戦を開くが如きは國家の不利のみか世界の強國を對手として到底力に及ばざるは彼の三國干渉事件の始末に見るも明なり日本人決して愚ならず事の利害得失は自から知るのみならず既往の經驗も今尙ほ記憶して忘れず目的の誤用は斷じて謹しむ所なり歐洲列國の有様を見るに互に競争して軍備の擴張に勉めながら其軍備は戦争を避くるの用意にして實際には無用の物を備ふるに外ならず吾々日本人は只世界の例に倣はんとするに過ぎず軍備擴張は實際その軍備をして無用たらしむるの目的に外ならずと知る可きのみ(明治三十年七月三日)

財政經濟

銀行家と企業家と自から區別す可し

我國の社會を見るに西洋文明の風次第に行はるゝ中にも商賣上に株式組織の營業の如き他の趣向に倣ふて成功したるものに外ならず從來資金の融通法は一個人の事にして身代の如何に大なるも其金は自から知れたる額なりしに銀行の仕組に據れば五十圓百圓の少額にても廣く之を集むるときは幾十萬幾百萬の資本と爲るが故に融通の道も甚だ豊にして世間の便益一方ならず金融上の一大進歩にして銀行創立の賜と云はざるを得ず又會社の營業の如き例へば一人の力にて運送の業を營まんとするに其身代一萬圓に過ぎざるときは一隻の船も買ふを得ず思ひ止まりたるものが株式の仕組として株主を募り一萬圓のものが二十人も三十人も集まれば茲に二三十萬の資金を得て容易に目的を達す可し銀行と云ひ會社と云ひ株式の組織は何れも西洋流の仕組に倣ひたるものにして其始めに於ては往々失敗の例もなきに非ず或は組合の商賣は日本人に不適當なりとて失望したることもあれども爾來の成行を見れば事に慣るゝに隨ひ次第に效を奏して其結果大に觀る可きものあり現に國中幾百の公私銀行は何れも相當の資本を具へ世間の金融機關として營業繁昌の色あり又會社の營業に至りては汽船鐵道を始めとして各種の製造の如き一個人の力にては到底企て及ぶ可らざる大事業が續々發起して目下の盛況を呈するに至りしは從來の社會に夢にも思ひ到らざりし所にして株式組織の效能こゝに於てかますゝ著しと云ふ可し大に望を屬する所なれども爰に熟らゝ目下の有様を察して文明

の趣向を學びながら尙ほ未だ到らざる所のものありとして我輩の遺憾に堪へざるは營業上に分業の經界甚だ分明ならざるの一事なり酒屋は自から酒屋餅屋は自から餅屋にして商賣に兼業の不利なるは分業の主義に於て斷じて疑ふ可らざる所なり本來銀行の營業は金を貸すの一方にして相當の借手と認めたらば或は抵當を取り若しくは信用貸にて之を貸付け利息を收むるを目的とす可きのみ苟も貸金業の外に自から手を下して利を謀るが如きは直接にても間接にても分業の主義に反し自から危険を冒すものにして本來の目的に背かざるを得ず即ち銀行の役員なるものは自から行内に安座し世間の需に應じて金を貸出し相當の利益を收むれば能事終りて他に所望はある可らず又商賣實業の計畫は之に反して苟も有利有望の事業と見込みたらば其資金は銀行その他の金主に仰いで自から著手し只その事業の成功を唯一の目的として一意従事す可きのみ其事業にして果して利益あらんには借入金の子を拂ひ又隨て元金をも徐々に返済するの道に乏しからざればなり即ち分業の主義にして銀行家と企業家とは全く其事を別にしながら兩々相待て始めて商賣實業の安全鞏固を見る可き筈なるに然るに目下の實際を如何と云ふに其區別甚だ分明ならず銀行の役員にして種々の商賣事業に關係して自から手を下すもの少なからず甚だしきは營業の資金を得るの目的にて銀行を造り自から双方の業を兼ねるものさへなきに非ずと云ふ銀行と云へば自から金を集むるの便利あるが爲めなる可し斯くの如きは銀行と事業と其入口こそ異なれども一たび門を潜れば内は雜居同棲の姿にして喩へば一家の夫妻が表面に財産の所有を殊にしながら良人たるものが細君の名義なる財産を借用して使用するものに異ならず孰れが銀行の資金にして孰れが事業の資金なるや實際には區別す可らず其分界果して何れに存するや曖昧至極と云はざるを得ず斯る有様にして其成行は如何ある可きやと云ふに若しも其銀行に面白からざる評判を生じて預金の取付などに遭ふときは影響は忽ち事

業の上に及んで銀行の閉鎖と共に事業の中止を引起す其反對に事業上の失敗は銀行の不信用を來して双方共倒れの窮態を現はさざるを得ず自業自得如何ともす可らざるものなれども斯る流行は商賣實業の全體に容易ならざる故障のみか銘々自身の爲めに謀るも遂に永久の計に非ざるは明白の次第にこそあれば従前はイザ知らず自今當業者たるものはよくよく其利害を考へ分業の主義を明にして事に當るの心得ある可きものなり（明治三十年一月十五日）

金本位案提出

金銀問題は一非世論未だ決する所なきが如くなれども近日の様子を窺へば金論漸く多數にして勢力を得たるのみならず政府は素より金論の發源にして昨日既に其法案を議會に提出し議會の風光も亦貴衆兩院共に差したる大異論なくして通過す可しと云ふ扱その提出案の理由を聞けば世界の大勢に照らして我經濟進歩の現状を見れば銀本位は不利なりと云ふ蓋し其意中は世界中の富大國にて逐年漸く銀を排斥すれば今後凡そ文明國の貨幣と稱するものは黄金に定まり白銀などは見るかげもなき金屬たるに至る可し斯る賤しき金屬を一國の通貨として用ふるは不體裁なり且つは他の金貨國に對する貿易商賣上にも不便利不安心なりとの趣意ならん至極漠然たる理由にして感服す可きにも非ざれども金論が何故に世間に勢力を得たるやと其由て來る所を求むれば亦自ら偶然ならざるを發見す可し日本の經濟社會中殊に工業に關心厚き人々は數年來銀價下落の時勢を憍倖して我製造品を外に輸出し隨て内の技士職工の熟練を致して日本工業の前途多望なるを喜び得々勉強の折柄圖らずも日清の戰爭に逢ひ戦後の經濟俄に膨脹して云はゞ全國一般に通貨の價を下落せしめ物價も貨銀も日に騰貴して從來我國に憍倖したる銀價下落の賜も漸く旨味を薄くする其矢先に

に歐米諸國の理財界を見れば金銀複本位の說に漸く勢力を増して遂に或は其說を實行するの日ある可しいよ／＼其日に至れば銀貨は一時に昇騰して爲めに我工業の衰頹を招く可し斯る慘狀を見るよりも今日既に已に旨味の薄らぎたる憍倖を割愛して金貨本位を斷行し以て後日の大災難を豫防するに若かずとて扱こそ金論に熱心する者なり前者は銀の未來を安く視て金論を執り後者は其騰貴を恐れて金論に熱す、其視る所は正反對にして金論を可とするの一點に至りては毫も異なる所なし奇なりと云ふ可し又議會の風光を觀るに本來斯種の經濟論に無頓著なる人もあらん假令ひ然らずして方寸深き處に事の利害を明にする人あるも滔々たる天下の人心は日本が金貨國に爲れば外國より正金の流入すること際限なく所有公債證書も株券も拍子を揃へて昇るのみならず商工繁昌金錢は糞土の如くにして借入金金の返済にも苦勞なしなど非常の景氣を催はしたることなれば此時に當りて金論に不同意を唱ふるは俗に云ふ我利々々亡者の氣配を損じて自から撰擧區民に對するの策に非ざるが故に心ならずも金論に賛成せざるを得ず

大勢既に斯の如くなれば今度提出の政府案は無事通過と豫想して間違なかる可し我輩とても絶對的に金論に反對するに非ず世界各國時として金本位を可とし、時として銀本位を利なりとし又時として複本位を妙なりと云ふ歴史の示す所にして苟も立國經濟上の利害に訴へて確に利益なりと認むる上は如何やうにも變化して妨なしと雖も目下これを日本國の經濟に訴へて果して金貨本位にして果して視る可きの實利益あるや否や我輩の明視せざる所なり外資を輸入すれば公債を外人に賣て政府の財政に便利なりと云ふも財政いよ／＼不如意ならば先づ増稅案を講じて後に公債の事を語り其公債募集も先づ内國に試みて後に外國に及ぼす可し我輩固より外資輸入を恐るゝが如き頑陋物には非ざれども事に順序あり前後あり難きを避けて易きに就き今日の易きが爲めに後日の困難を遺すが如きは取らざるなり又銀價

が下落す可しとの理由を以て金本位とするの説は我輩の反對する所にして果して下落するならば其下落に任せて我れは故さらに銀本位を持續し従前の如く金貨國に對して直に製造品を賣り又他の市場を競争して我工商の繁榮を謀る可きのみ日本の通貨は銀にても金にても工商繁榮の爲めに作り得たる製造所なり鐵道なり船なり車なり又或は農事の改良なり一切萬事國の富にこそあれば我輩は通貨の種類如何を問はずして單に國の貧富を喜憂する者なり左れば我輩は銀價今後の下落を憂ふる者に非ず憂ふる所は正しく其反對にして他年一日歐米の經濟界に銀論の勢力を増すと共に復本位の行はれんことを恐るゝのみ此一段に至りては世間一派の論者と所見を同うする者なれども尙ほ全く之に服することを得ざる其次第は論者は多年一日復本位實行の爲め銀貨騰貴す可きが故に今より其豫防の爲めに金本位を斷行せんと云ふと雖も我輩の所見は其一日の到來を待ち注意に注意して經濟界の雲行を窺ひいよ／＼到來と見定めたる上に活潑に用意するも敢て晩からざるを信するものなり驟雨に濡れるは誰れも忌む所なれども今日尙ほ未だ確乎たる豫報なきのみか一種の論者が反對に銀價下落す可しとまで熱論するは取りも直さず昇騰の驟雨は斷じて來らずと保證するものなり孰れが果して中るか盲目の杖を振ふに異ならず斯る取留めもなき空論最中に遽に金貨本位の兩具用意とは我輩の感服せざる所なり之を要するに我輩は一日も我既得の僥倖を永くして商工の發達を願ふ者なれども國家の問題は往々空論を實にして種々様々意外の事を生ずるの例少なからず我輩は今度の金論も兎に角に實行せらるゝものと視做し其成跡の如何を他日の實地に徴して自から鄙見の是非を知らんと欲する者なり（明治三十年三月二日）

註「福澤全集」第九卷に收録せる「幣制改革」参照。（編者）

議會は幣制案を如何せん

金銀論は頗る難かしき問題にして其利害得失は容易に斷す可らず政府に於ていよ／＼之を實行せんとならば先づ以て十分に調査す可きは勿論あらゆる手段を盡して普く學者に問ひ實業家に質し全國の智囊を絞り出して遺算なきを期す可き筈なるに然るに當局者は只内々大藏省に於て一通り調査したるのみにして別に委員を設けて審議せしむることなく又實業團體に向て大に諮問したることなし故に今回發表の金案は恰も政府一家の私見にして天下經濟界の輿論を代表するものとは見る可らず遺憾の至りなれども既に發したるものは復た回す可らず只此上は議會に於て綿密に調査せんことを望むのみ蓋し此問題は獨り政府の問題に非ず又政黨の問題にも非ず百姓の休戚に關すると等しく商人の利害にも影響し金持の財産を増減すると共に貧乏人の生活に難易を生ずることもある可し即ち全國民の問題にして喻へば猶ほ戰爭の如し敗すれば則ち日本帝國の恥辱にして勝てば則ち國民全體の榮譽なり左れば金論の前には固より政黨の異同ある可らず進歩黨員も此一事に關しては其黨を脱し自由黨員も亦同様にして共に／＼一切の繫累を絶ち純粹無垢單に日本國民の代表者として國の實利害の上より調査研究せざる可らざるに然るに昨今の模様にては自由黨は單に政府案なるが故にとて反對の色を示し進歩黨は又政府黨なるが故に一も二もなく賛成す可しと云ふ誠に言語道斷にして喻へば戦を布告するに一は在野黨なるが故に國權上已む可らざる戦にても強ひて反對せんとし他は政府黨なるが故に無名の戦をも賛成するに異ならず共に國事を弄ぶものにして愛國の本色に非ず故に今度の金論に就ても何は扱置き第一番に黨派根性を脱して虚心平氣に調査するの一事のみが爲に何程の時日を費すも問ふ可き限りに非ず年々の

豫算の如きは固より速決の必要もあり又其議決の間違に心附くことあれば來年度より改めて甚だしき差支なきことなれども金問題に至りては百年の利害を定むるものにして一旦決すれば容易に改む可らず又實際に於て是非とも今日決せざる可らざるの必要あるにも非ざれば決して急ぐに及ばず根を掘り葉を掘りて穿鑿し若しも今度の議會に議を盡すこと能はざれば調査の了り次第臨時に議會を召集するも妨なく來年の議會を待て決するも不可なし或は財政上速決せざれば不都合とあれば租税を増すなり一時借財するなり別に方法を求めて可なり一時の都合の爲めに百年の問題を即決せんとするが如きは國家の大事を輕視するの譏を免かる可らず例へば歐米の金銀問題にても數年來各國各團體の間に議論紛々として今日尙ほ未だ決する所を知らず而して其紛々不決は歐米人の愚なるに非ず實は其人々の論旨緻密堅固、大事を重んずるの證として認む可きものにこそあれ或は今の議員中には經濟の思想に乏しく獨り退て熟考するも要領を得ざるものもあらん斯の如き人々は須らく東西に奔走して或は學者の門を叩き或は實業家の事實談を聞き知らざるを知らずとし勞を勞とせずして一意専心研究す可し議長や豫算委員の選舉にさへ夜の目も睡らずに幾晝夜も集會協議又奔走して殆んど身を忘るゝに非ずや況して金談の如き大小輕重同日に非ざれば之が爲めに心身を勞す可きは勿論にして若しも新聞條例改正など些々たる問題には熱中して物論喧しきにも似ず此國家の重大問題を冷眼に附し去るが如きあらば是れぞ蟬翼を以て千鈞よりも重しとするものにして共に國家の事を談するに足らず政府も審議熟計して遺算なきを期し議會も親切鄭寧に調査して萬全を勉めたる上にて判斷を誤まることあれば是れは人智の不明に坐するものにして致方なけれども匆卒に發案して匆卒に議決し以て災を醸すこともあらば其責は遂に免かる可らず我輩は本問題に對する議員の冷熱と黨派根性の有無を見て議會の價如何を卜せんと欲するものなり(明治三十年三月四日)

公債募集と租税增收

等しく經濟の法にても一國と一家とは自から別にして同様に視る可らずと雖も國の公債は家の借金に同じくして素より喜ぶ可きものに非ず一個人の場合に於て其利害を察するに商賣人が他より資本を借用して業を營み金利を拂ひながら自から益するは例外として衣食住その他、日常の贅澤に一定の收入を遣ひ盡して更に借金するは家の維持法に於て斷じて許す可らず是種の借金は破産自滅の本として警む可き所なれども之に反して例へば井戸を掘り石垣を築くが如き事柄は漸次に償却の工風さへあれば一時借金して其事を成すも敢て差支ある可らず自から永遠に餘澤を及ぼして其利益を享くる者あればなり今公債の募集に就て或は内債と云ひ或は外債と云ふも實際に其必要あることならんは内に募るも外に募るも何れにしても格別の相違を認めず内債の場合には政府は國內に有餘の金を借りて必要の事業に費し應募者は政府に金を貸して安全に利息を收むることにして双方の便利と云はざるを得ず又外債に就ては自から利害の論なきに非ざれども外に募るときは或は利息も安くして且つ募集に便なるの利益ある其上に自から國際の關係を密にして外交の圓滑を助くる間接の效能もなきに非ず例へば英米間の如き境界漁獵事件その他の關係より國交上の葛藤を醸して或は開戦にも及ばんとするなど珍らしからぬ沙汰なれども纏れに纏れたる末、結局は干戈を見るに至らずして穩に解合ふの常なるは米國には英國の資本の投入せらるゝもの甚だ多きが故に双方の實利害に訴へて遂に平穩に歸するものなりと云ふ斯る點より見るときは外債は恐るゝに足らざるのみか寧ろ大に喜ぶ可し我輩の敢て反對せざる所なれども内外債いづれにしても之を募集して其金額を消費するには自から必要の目的なかる可らず我輩の間はんと

欲する所は只その目的の如何のみ例へば築港、運河、鐵道もしくは市區改正の事業の如き何れも永遠の利害を目的にして其利益は後世子孫に至るまで永く享くる所のものなれば事業は今日に終るも其費用の償却法は後の利益を享くるものに遺し今人後人共に同様に負擔せしむること至當なる可し即ち是種の事業費は公債として募集するも差支なきものなれども彼の軍備擴張などの費用に至りては之に反するものなり軍備は護國の爲めに必要なりと雖も護國の必要は決して現在のみに限らざる其上に例へば海軍の軍艦の如き其命脈には自から限りありて永くも二十餘年を維持するに過ぎず又陸軍の銃砲器械の如き絶へず改造を要するものにして何れも後世子孫に遺す可きに非ざれば其費用は前に擧げたる種類のものとは全く別にして時代の國民に於て自から負擔す可きものなり即ち公債の工風に依らず租税を課して處辨する筈のものなる可し政府の豫算に據れば三十年度の歳出は二億四千何百萬圓の中、凡そ一億は租税の收入より支出し他の一億四千何百萬は公債募集又は償金繰入を目途とし然かも其大部分は軍備擴張に費すものなりと云ふ蓋し政府の見込にては軍備擴張は償金を當にして臨時費として支出し一定の期限間に擴張の目的を達すれば臨時費の支出も同時に終りを告げて歳出も舊に復する計畫のよしなれども實際に果して行はる可きや否や喻へば一家の經濟にしても經常費は一年何百何千圓と定めながら今年は新婚の爲めに臨時費を要したれども明年は復舊と思ひの外、老父母の不幸に遭ふて又臨時費を出し其翌年には子女の誕生の爲めに又々支出を要するなど年々殆んど臨時費の必要を見ることなきに非ず日本今後の國情を察するに内外の成行ますく多事にして毎々臨時費の支出は免かる可らず歳出の復舊到底覺束なきは明白の數にこそあれば結局の覺悟は増税と定めて次第に歩を進むるの外なかる可し増税の工風も自から種々あらんなれども我輩の毎度主張したる清酒税増加の如き差當り實行を要するものなる可し本來の目的は

今の税率を二倍以上三倍まで高むるも差支なきを信するものなれども突飛の變化は増税の道に非ず從來四圓のものを七圓に増したるは昨年のことなるに今又非常の増率は大に考へざる可らず敢て勧めざる所なれども既に歳出増加の必要を告げて増税の止む能はざるを覺悟したる上は年々次第に税率を進めて遂に目的の程度に達せしむること當然の順序なるに政府は臨時費増加の爲めに財政に窮して公債募集の窮策に出でながら今度の議會には曾て増税案らしきものさへも提出せざるは如何なる精神なるや今後歳出の増加は明白の成行なるにも拘はらず増税の方針を決する能はず單に公債募集の窮手段に依頼して眼前の安を偷まんとす難きを後に譲るものにして後世子孫に對して相濟まざるの處置と云はざるを得ず政治家の伎倆に於ても又その徳義に於ても我輩の斷じて取らざる所なり(明治三十年三月十三日)

民力の發達と租税の増徴

日清戰爭以來我國の財政は非常に膨脹し現に本年度の豫算に於ては歳出總計二億四千七百四十三萬四千餘圓の多額に上りて一昨年度即ち戰爭前の歳出に比すれば殆んど三倍の増加を呈せり斯く歳出の増加したるは陸海軍の擴張を始として諸般の新事業に要する臨時費の増加に基くものなれば政府に於ては公債と償金との二財源に依て歳入の増加に應ずる見込にして本年度の豫算に於ても歳入二億四千七百七十一萬二千餘圓の内償金の繰入の收入五千二百十七萬餘圓公債募集の收入五千九百二十八萬圓と定め今後陸海軍の擴張製鐵所の設立臺灣歲計の補足電話電信鐵道の擴張に要する費用は重に此二財源を以て支辨するの計畫なり然れども償金には始めより一定の額ありて此以上は如何ともする

能はず又公債の募集は一時歳入の不足を補ふには妙なる可けれども其性質を云へば國の債務にして結局償還の責を果さざる可らざるのみならず信用に任せて多額の債務を負へば其利子の仕拂にも少なからざる金額を要して之が爲めに特に財源を求むるが如き不始末を來すこともある可し兩者とも決して永遠に依頼す可き財源に非ざるなり而して一方に於ては軍備の擴張其他諸般の新施設にして計畫の效を收め得たりとするも擴張後の軍備を維持するには自から多額の費用を要せざるを得ず又社會の進歩に連れて政府の行政事務も次第に膨脹し物價の如きも次第に騰貴すること自然の勢にして今後歳出の減少は容易に望む可らず否な寧ろ其増加を覺悟せざる可らず左れば財政の整理を謀り歳出入の平衡を得んとならば公債償金の外に永遠に依頼す可き財源を求めて確乎たる収入を得るの必要は明白なりとして我輩の所見を以てすれば今日の場合租税の増徴を除ては他に手段なきを信するものなり扱増税の一段に至りて利害の決する所は民力如何の問題のみ近年來我民力の増進は明白にして一般人民の生活の有様が如何に變化したるかを一見して其實を知るに難からざる可し例へば近來蝙蝠傘帽子メリンス等の類が多く田舎の地方に賣行くが如き地方人民の生活豊なるの徴候に外ならず又各地鐵道の乗客を見るに田舎の人々は大抵下等に乗るの常なりしに近來は中等に乗るもの甚だ多し或は是等の事實は田舎の地方に奢侈の風を催はしたるが爲めのみ決して喜ぶ可き現象に非ずと云はんかなれども兎に角に其事實は生活の豊なるを示すものにして生活の豊なるは取りも直さず生産力の増したるが爲めに外ならず又前年の有様を見れば民間の士人が出身の目的は唯官途の一方にして一たび其門に入るときは當人の得意は勿論世間に於ても無上の榮譽として之を羨みたりき官尊民卑の習慣とは云ひながら實際には官吏の俸給が他の職業に比して割合に豊なりし爲めに特に人心を其一方に引寄せたるの事情なきに非ず彼の政費節減論の如きも詰り官吏の地位を

羨むの餘りに出でたる俸給節減論とも見る可きものなりしに今は全く反對にして同日の談に非ざる其證據は政府の大臣の年俸六千圓と云へば此上になき高給として世間に羨まれたるものが今の民間の職業には一箇月に六千圓の報酬を得るものなきに非ず以て一般の有様を想像す可し畢竟民業に報酬の多きは事業の發達即ち民力の増進を證するものにして斯る事例は一にして足らざれども實際の事實に就て其増進の數を示さんに明治十二年は西南の騷亂も終りて内政の秩序も粗ぼ整ひたる時期なれば今年と二十八年とを比較す可し

明治十二年	明治二十八年	米作段別		米收穫		麥作反別		麥收穫	
		石	町	石	町	石	町	石	町
11,101,833	11,767,337	2,900,669	977,661	1,922,168	1,922,168	6,877,355	1,922,168	1,922,168	1,922,168
69,668	22,566	1,344,909	3,494,975	69,668	857,499	1,344,909	3,494,975	69,668	857,499
2,311,566	1,903,538	5,303,800	5,182,460	3,699,999	3,226,228	2,311,566	1,903,538	2,311,566	1,903,538
6,366	3,666	1,339	2,546,623	1,339	1,666,336	6,366	3,666	6,366	3,666
3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773
2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623
1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339
3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773	3,773
2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623	2,546,623

右重要物産々出額の増加海陸運の發達外國貿易の増進等は何れも民力の進歩を證明するものなり而して民力の發達が年來財政上に及ぼしたる影響を示せば左の如し

年	海關稅	酒造稅	煙草稅
明治二十三年	四、三九三 <small>千円</small>	一三、九一二 <small>千円</small>	一、八一四 <small>千円</small>
明治二十四年	四、五三九	一四、六八六	一、七九八
明治二十五年	四、九九一	一五、八一二	二、一六一
明治二十六年	五、一二五	一六、六三七	二、六四〇
明治二十七年	五、七五五	一六、一三〇	二、六八〇
明治二十八年	六、七八五	一七、七四七	二、七四〇
明治二十九年	六、一六六	一八、四〇七	二、九五〇

右數種の租税は税率と云ひ徴收法と云ひ右の年間に於て曾て改めたることなきに年々増加の割合は斯くの如くにして海關稅の如き輸出稅免除の事ありしにも拘はらず非常に増加したるは國民の生産力及び消費力進歩の結果にして要するに民力の増進を示すものに外ならず元來一國の財政は一家の會計と異にして場合に由ては出を量て入を定めざる可らず國政を行ふに必要な費用を幾何と算し而して民力に負擔の餘裕ある以上は之に應ずるの收入を徴するに差支ある可らず目下我國の民力に餘裕あるは右に述べたる如くにして其事實は數に於て明白なるのみならず今後多々ますます發達の一方のみなれば當局者たるものは租稅の増徴を決斷し以て歲入の不足に應ずるこそ至當の處置なる可し區區たる情實に拘泥して決斷を躊躇するが如きは決して許さざる所なり尙ほ増稅の方法に就ては別に論ずる所ある可し

(明治三十年五月三十日)

稅法の改正と租稅の增收

一國の租稅は軍備を始めとして國の安全を保ち社會の公益を擧ぐる爲めの費用に供するものなれば苟も負擔に堪ふる限りは多きを辭す可らず幸に我國力は近來著しく發達して國民の納稅力綽々餘裕あるは明白の事實なれば政府に於て増稅の一事を決斷するは敢て難事に非ざる可し扱増稅に就ては如何なる租稅を増す可きやと云ふに我輩の所見を以てすれば政府にして眞實財政整理の目的を達せんとらば單に租稅の増徴に止まらず稅法の全體に就て相當の改正あらんことを願ふものなり古來我國にて唯一の財源と頼みたるは地租にして其他には是れと定りたる稅目を見ず稅法甚だ簡略なりしに維新以來諸般の新施設に忙はしく歲出の増加に連れて歲入増加の必要を告げ其都度種々の稅法を案出して之を實施したる其結果は非常に稅法の煩雜を來したり先づ地方稅に就て見れば彼の雜種稅と名けて飲食店遊藝人を始め諸種の雜業者に課稅するが如きは決して當を得たりと云ふ可らず徴收に困難のみならず納稅者の迷惑一方ならざる苦情は我輩の毎度耳にする所なれば假令ひ中央政府にて船車稅菓子稅等を全廢したりとて地方に斯る繁雜の稅法行はるゝ以上は細民を苦しむる弊は依然たらざるを得ず殊に今後營業稅法の規定に據り各府縣に於て納稅の義務ある營業者に營業稅十分の二以内の附加納を課するに至らば地方稅の繁雜は愈々著しかる可きが故に稅法改正の端緒として地方稅の中に徴收に煩はしく苦情の多きものは成る可く廢止せざる可らず斯くて地方稅に改正を施すときは地方の收入は頓に減少して收支相償はざるの恐もあらんかなれども其補充の方法は別に新財源を求むる迄もなく年來の問題たる監獄費の國庫支辨を斷行し又地方の警察費をも全く中央政府の支辨に移すこととせば彼是相償ふて稅法改正

の效を收むるを得べし又中央政府の税法を見れば彼の登録税營業税所得税の如き孰れも改正廢止を要す可きものなり登録税中戸籍に關する事項は先頃削除せられたれども該税の性質として日常の人事に課税するを以て納税者は種々の面倒を免かれざる其上に政府の所得は案外に少なしと云ふ寧ろ全廢するの勝れるに如かず又營業税は課税標準の不完全なるが爲めに脱税の困難と負擔の不公平とを避くる能はず政府は成る可く課税標準を多額に推測して收入を増さんとし納税者は政府の認定を不當として抗議するを以て苦情百出今日の有様にては到底豫定の收入を得る能はざるは勿論前途甚だ氣遣はしき次第なれば大に改正を加へて完全のものとして爲し得んには兎も角も然らざれば斷然全廢の外に適當の策なかる可し次に我輩が改正を希望するは所得税法なり所得税は中等以上に位する人民の負擔たるものにして多少税率を重くするも差支なきが如くなれども徴收の實際を見るに甚だ不公平にして例へば公債證書の利子株券の配當、官私の俸給年金恩給等を受くる者は其所得の調査甚だ容易なるを以て相當の税を負擔するに反し商賣營業より生ずる所得に至ては脱税の弊極度に達し當局者に於ても殆んど當惑の有様なりと云ふ畢竟其收入の微々たるも斯る事情の爲めにして好しや一方には課税の最低額を三百圓以下に引下げ又一方には税率を増すも今日の如く所得を隱蔽するの風盛なるに於ては其結果知る可きのみ或は現行の調査法を改めて嚴密にするときは面目を一新す可しとの説もあらんかなれども財産を秘密にして勉めて人に知らしめざるは日本人古來の習慣にして容易に脱す可らず調査を嚴密にするは取りも直さず此秘密を發かんとするものにして政府と納税者との間に種々の衝突を來すこと今の營業税と一般にして結局正直の者に負擔を重くし不正直の輩を利用するに終る可し斯くては何の效能もなければ寧ろ大に税率を輕減し只所得税の名目丈けを存し置くこそ得策なれ我輩が所得税の弊を認むるにも拘はらず其全廢を云はずして其名目を存し置

かんとするは自から理由なきに非ず抑も戰爭洪水飢饉等不慮の事變は人間社會に免かれざる災害にして其都度臨時の費用を要すること勿論なれば豫め之に應ず可き確乎たる財源を具ふるは財政の安全を謀るに最も必要なり左れば假令ひ低率ながらも平生より所得税を課し居らば調査の方法も略ぼ具はりて一旦必要に際して只その税率を二倍し三倍するときは新に租税を課し又は公債を募集するなどの不便なくして優に臨時の費用に應じ財政の急を救ふを得べし即ち我輩が所得税の名目を存し置かんとする所以にして其收入の如何は問ふ所に非ず唯將來の事變に備へんと欲するものなり

斯く税法の改正を斷行して煩雜なる地方税を廢する其上に登録税營業税を止めにし又所得税をも減ずるときは歳入の不足は免かるゝ能はず其始末は如何す可きやと云ふに我輩は爰に年來の宿説を實にして大に清酒税を増して歳入の増加を謀らんとするものなり我國の酒税は其始め一石に付き二圓のものを四圓に増し昨年に至りて更に七圓に増したれども我輩の所見にては酒一石の原價を十圓と假定し十分の二十乃至三十即ち租税額の三四倍に増加するも敢て差支なきを保證するものなり假に今の税額を二倍して一石に付き十四圓となし全國の清酒釀造高四百萬石に課するとせば其收入は五千六百萬圓を得べし而して税額を増加すると同時に政府に於て酒造營業を充分に保護するは勿論の事にして其手段として收税吏には成る可く高尙の人物を選び營業者の事情を酌量して納税の便を謀り又自家用酒の製造を禁止其取締を嚴重にして清酒の販賣を保護し納税の期限を緩うして營業者に資金運轉の道と與ふるの必要は我輩の每々論じたる所にして既に已に明白なり或は目下の實際に歳入の増加は必要なりとして増税は止むを得ずとするも其増税は國民一般に負擔せしむ可し獨り酒造家に重くするは甚だ偏頗なりとの説もあらんれども酒税の負擔は實際酒造家

に非ずして飲酒者なり今其税額を二倍したるが爲めに酒價騰貴して清酒の需要減少可しとは從來増税の實歴に徴して我輩の信する能はざる所なり清酒の需要にして減ぜずとすれば酒造家は酒税の増す割合に其價を高くして之を需要者より收むるを得るが故に納税の時期さへ緩うせば酒税の増加は決して酒造家を苦しむるものに非ず飲酒は人間の嗜好中最も大なるものにして社會の繁昌に連れて其量を増すを以て酒税の收入はいよ／＼増加して毫も減少の恐なかる可し我輩が年來の持論として其増加を主張する所以なり（明治三十年六月一日）

財政の始末を如何せん

目下の財政策は増税か借金か二つに一つの外なきのみ政府に決斷の勇氣なきときは國民に納税力はありながら其力に訴ふるを得ず借金又借金一時を姑息して遂に始末の付かざるに至る可し數の明白疑ふ可らざる所なり抑も政府が金貨制度を採用したる其目的は償金を領收して準備金の貯に乏しからざるを幸に幣制を改めて公債賣出の道を開き以て間接に借金の便を開くが爲めに外ならざる可し果して充分に目的を達し得るや否やは知らされども左なきだに償金の輸入以來國中一時の狂熱を催ほし諸般の物價はます／＼騰貴しながら多々ます／＼買入るゝの勢を呈して忽ち貿易上の不平均を來し昨年の輸入超過は五千三百八十餘萬圓、又本年は去る五月までに千八百五十餘萬圓の超過を見たるは自然の數にして若しも此上外資輸入の道も開けたらんにはます／＼物價を騰貴せしめてます／＼貿易の不平均を致す可きのみ怪しむに足らざれども年々歳々輸入超過の一方のみにして輸出の商勢甚だ振はざるときは其不平均の結果として國中の金貨は續々外國に流出し準備金の額は次第に減ぜざるを得ず或は償金の現在する間は當局者の方寸にて何

とか遺繰も付くことならんれども其金額は既に使用の途を定めて外國に支拂ふ可きものこそ多ければ實際内國に取寄する額には自から限りあり當局者の魂膽甚だ密なりと云ふも隠れたるより顯はるゝはなく若しも準備不足の事實にして次第に世人の耳に傳はるときは如何なる有様を呈す可きやと云ふに差當り世間に金貨を秘藏するの風を生ずることならん前年不換紙幣の時代にも人民は頻りに正金を悦び造幣局にて之を鑄造すれば隨て其所在を失し市場には殆んど一片の銀貨を認むること能はざるに至りき蓋し海外に出でたる額も固より多かりしに相違なければれども銀貨は其實質の貴重なるが爲め田舎の老婆が俗に云ふ臍線金として筆筒の底に仕舞ひ込みたるもの甚だ少なからず實際の事實にして疑を容れざる所なり然るに金貨の性質は銀に比して更に貯蓄に便利にして隠るゝに易しと云ふ其次第は例へば量目の上より見るも銀の一圓は七匁餘にして一萬圓の目方七十貫目以上なるに反して金の一萬圓は僅に二貫目餘に過ぎず其不便同日の談に非ず況して政府の準備少しく怪しなど、嗅付けらるゝときは事實の如何に拘はらず忽ち一般の不安心を催ほして單に老婆のみならず經濟社會の全體に金を貯ふるの風を生ずるは自然の人情にして其始末を如何す可きや一方には貿易不平均輸入超過の爲めに續々金貨の流出を見る其一方に内には貯藏の風ます／＼盛にして一たび手に入るときは深く囊底に藏めて復た出すものなしと云ふ國中に全く金の跡を收めて金貨制度の基礎は立つ可らず前途甚だ危険なりと云ふ可し我輩が幣制改革案提出の時に際し其改革は假令ひ百年の利益としても之を行ふには苟も輕忽にす可らず千思萬考よく／＼利害を究めたる上にて徐ろに決す可しとて切に其輕舉を警しめたるは畢竟この邊の成行を掛念したるが爲めなりしかども既往の事は今更ら如何とす可らず目下の緊急問題は只善後策のみとして其策は増税を外にして果して手段ありや否や今の國民に納税力なければ致方なしと雖も實際に其力ありと認めたる上は借金の

窮策は萬一の場合に譲つて先づ差當り増税を斷すること至當の順序なる可し増税は取りも直さず人民の負擔を重からしめて其生活にも多少の影響なきを得ざるは勿論なれども抑も軍備擴張は全く不生産の事にして之を一家に喻ふれば刀劍の類を具ふるに外ならず家の収入は毫も増す所なきに拘はらず從來の生活法を其儘にして更に武器を具へんとす經濟上に許さざる所なり今の政府の所爲を見れば一方には大に不生産の事を企てながら一方には借金の手段を以て巧に彌縫し去らんとするものなれども數理は遂に欺く可らず早晩一國經濟の紊亂は免かる可らず否な禍の機は既に眼前に在りと認めざるを得ず左れば目下の計は増税の外に手段なしとして之を斷行せんか實際に人民を苦しむるに至らざるは明白なれども兎に角に従前に比して幾分の重きを負擔せざる可らずとあれば銘々自から時勢の容易ならざるを悟りて自から警むる其結果として自然に餘計の物を買ふことを止むれば物價も隨て下落して輸出入の不均の如きも自から常に復するの傾を呈するに至る可し國家經濟の常經にして眞實の利害を思へば目前に多少の難儀は忍んでも此道を行くの外なきは明白なるに政府が殊更に權道を踏んで危險を犯しつゝあるは畢竟基礎の薄弱にして決斷の勇を缺くが爲めのみ一時の政略なれば其成敗は何れにしても差支なければも國家經濟の運命をして看すゝ危難に陥らしむるは斷じて忍ぶ可らず況して今の政客輩の如きは孰れも責任の輕からざる人々にこそあれば此際眞實一致結合して強固なる政府を組織し以て大に斷ずる所なかる可らず政客の共同いよゝゝ急要なりと知る可し(明治三十年七月十日)

實業家の軍備縮少運動に就て

一昨年來我國の通貨が次第に膨脹して殆んど際限なきは既に世人の認むる所にして收縮の必要は甚だ明なるに然る

一方には金融の逼迫に苦しみ尙ほ一層通貨を増して資金の不足を補はんと希望する者少なからずと云ふ既に通貨に非常の増加を見ながら資金に不足を訴ふるは甚だ奇なるが如くなれども事の真相を察すれば敢て奇とするに足らず即ち戰爭以來政府の爲す所を見るに民間より巨額の資金を吸收し軍事費として中流以下の社會に散布し資金缺乏の端を開きたる其上に講和の後に至り其善後策として軍事費を償還して事業家に資金を供給せんとはせず却て償金を取寄せ軍備擴張を始めとして其他の計畫を續々實施するのみなりと云ふ通貨膨脹して物價の騰貴するは當然の成行なりと云ふ可し若しも兌換制度にして常態を保たんに於ては斯る場合には輸入超過して正貨流出し物價は自から平準に歸す可き筈なれども償金取寄の盛なるが爲めに全く自然の作用を失ひ昨年來一億圓に近き輸入超過を見るに拘はらずいよゝゝ物價を騰貴せしめたり既に物價騰貴すれば銀行の預金も自から其數を減じ又銀行に資金を借入るゝものは多々ますゝ借入るゝを以て銀行の貸付資金次第に缺乏するは必然の成行にして此際日本銀行が如何に兌換券を増發して資金の急に應ぜんとするも其資力は本來無盡藏に非ず結局金利の引上げは已むを得ざるのみならず其増發したるだけの兌換券は騰貴したる物品の代價として市場に出で永く銀行の庫中に止まらざるが故に其結果はますゝ物價を騰貴せしめて金融の逼迫を招くに至る可し今日の經濟社會に一方には通貨膨脹の非難を聞く其一方には通貨不足の苦情を訴ふる者あるは要するに斯る事情より出でたるものにして變態の甚だしきものと云はざる可らず或は一派の實業家中には此一時の變態を見て憂慮一方ならず其治療の手段として軍備の縮少を唱ふる者少なからず近々其運動に著手するの筈なりと云ふ果して其目的を達して現在の軍備計畫を縮少したらんには幾分か目下の苦痛を免かるゝの效能はあらんれども本來軍備擴張の計畫たる我國今日の位置より見て是非とも實行せざる可らざるものなるは我輩が屢々述べたる所に

して或は單に砲臺兵營を建築し軍艦兵器を製造すると云へば不生産の甚だしきが如くなれども一方より考ふれば軍備は今の世界に立國の體面を全うする自國自衛の計畫にして國の平和を保ち經濟の發達を謀るの道と云はざる可らず或は實業家の唱ふるが如く實際軍備の擴張が國力不相當にして計畫の成る其曉には維持の費用をも辨じ難しとなれば縮少の必要もあらんかなれども近年我國力が著しく發達して國民に納税の實力あるは甚だ明白にして政府が増税の一事を斷行すれば財政を整理し豫定の計畫を實行するに難からざるは我輩の敢て保證する所なり殊に昨今經濟社會變態の近因は軍備の擴張と云はんよりは寧ろ政府が財政上の都合より償金を輸入するが爲めに其輸入を止めて財政の基礎を増税に置くこととせば變態の復舊敢て期し難きに非ず成程一旦膨脹したる通貨が收縮して物價の下落を招き且つ増税の爲めに中等以下の社會に幾分か購買力を減ずるときは一時不景氣の到來は免かる可らずして實業家をして苦境に陥らしむるの掛念もある可けれども一方より考ふれば既に經濟社會に今日の變態を呈したる以上は不景氣は早晚免かれざるの數にして自から覺悟せざる可らず昨今軍備縮少の運動に熱中する實業家の中には固より實業の發達に熱心なる人もあれども或は株式専門に従事して運動の眞意は單に株式市場の景氣を盛にして目前の難儀を逃れんとするに過ぎざるものなきに非ず畢竟その源を探ぐれば戦後日本銀行が所謂膨脹的方針を以て貸出を盛にし一時市場に好景氣を招きたる其勢に乗じて種々の事業を計畫し又は身分不相應に株式を引受けたる其結果にして止むを得ざる次第なり左れば眞に實業の發達を希望する人々は軍備擴張の計畫が我國勢上已むを得ざるのみならず經濟の發達にも缺く可らざるものなるを思ひ寧ろ増税を負擔するの覺悟を爲すこそ今日に處するの道と云ふ可けれ一時の變態に恐れて軍備を縮少せんと云ふが如き短見者流の運動に與せざらんこと我輩の勸告する所なり(明治三十年十一月十四日)

産業貿易

資本主と職工

古來足ることを知るの教はあれども實際に足るを知らざるは人間の通情にして金満家が金を積み英雄豪傑が土地を略して多々ます／＼厭かざるが如き最も著しきものなれども如何なる種類の人物にても苟も氣力のあらん限り自から満足して安んずるものはある可らず畢竟人間の大自然にして其慾心は開闢以來毫も變化を見ず實際の事實に徴するに商賣上に利益の競争は申す迄もなく工業製造に資本主と職工との關係の如き正しく双方の慾心の度を見るに足る可きものなり一方に於ては職工を督責鞭撻して飽くまでも勞働せしめながら成る可く賃銀を少なくして利益の多からんことを目的とする其反對に一方の所望は監督者の目を偷み成る可く勞働を減じて賃銀を食らんとするのみか若しも出來得ることならば終日働かずして賃銀の只取を欲することならん双方共に内心を叩きたらば互に足るを知らずして目的は多々ます／＼利するの一點のみ資本主と職工との關係は全く右に相違なしとして只その事實に現はるゝ所は自から緩急硬軟の別なきに非ず西洋諸國の有様を見れば資本主の職工を視る恰も奴隸と一般にして賃銀を安くして精一杯に勞働せしめ若しも苦情を唱ふるときは直に放逐して他國人を雇ひ入る可しなど嚇し付け恰も實際に絶食を命ずるが如き残酷の舉動して彼等をして泣く／＼勞役に服せしむることなきに非ず又職工の如きも元來資本家の利害には全く無頓著にして只賃銀を食るの一方のみなるが故に工場繁昌して利益の多き時に付込み賃銀を増さざるに於ては一同即刻よ

り休業す可しとて他を脅迫して要求の目的を達するは毎度の事なり所謂同盟罷工なるものにして其有様は双方共に慾心の丸出しを演ずるものと云ふ可し翻て我國の事情を如何と云ふに大に趣を殊にするものあり日本にて大地主と小作人との間柄は正しく資本主と職工との關係に異ならず地主は他に勞働を課して小作米を收め小作人は地主の爲めに耕して自から衣食するものにして利益の點に就ては反對の地位に立ちながら其關係甚だ滑にして然かも情誼の温なる父子の如く又親戚の如し凶年不作の時などには地主は約束の小作米を收めざる上に却て自から蓄の米麥を散じて小作人を恤むが如き敢て珍らしからず又平常の場合にも小作人の家に病氣不幸等あるときは醫藥を與へ香奠を惠むことさへなきに非ず左れば一方に於ても平生より地主の恩に懐いて火災地震風雨の變は勿論、冠婚葬祭の事には争て其家に走て力を致しながら毫も報酬など受くるの意なく親切一偏恰も家長の事を助くるものゝ如し斯る次第なるが故に地主たるものは銘々に自家の小作人の穩和なるを説き小作人はおのゝ地主の人物を稱して互に相誇るの常にして其優しさ加減は西洋人などの夢にも知らざる所なる可し左れば日本人は利を知らざるかと云ふに決して然らず亦是れ世界普通の人間にして生々の目的は利益の外なし地主が小作人を遇するにも又小作人が地主に對するにも心の中には決して十露盤の數を忘れたるに非ず一舉一動自から利害の考より割出すことなれども表面に現はれたる處は如何にも穩にして慾心丸出しの西洋風に比すれば非常の相違にして自から國風の別を認めざる可らず近年來我國も工業繁昌、例へば紡績の如き鑛山の如き多數の職工を役するの事業少なからず扱その使役法の一段に至りては或は是種の新事業は本來西洋の風に倣ひたるものなれば職工の使役法も亦彼の風にす可しとの説もあらんなれども事業其物は西洋風にしても其事業を執るものは日本人なり既に日本人とあれば資本主と職工との關係も地主と小作人との例に倣ふて實際に行は

れざるの理由はある可らず或は職工の氣風も次第に西洋風に變ずるは自然の成行にして文明の趨勢遂に防ぐ可らざるに似たれども扱いよゝゝ進歩しいよゝゝ切迫して例の慾心丸出しの殺風景に至るまでは尙ほ多少の歲月ある可きが故に其間は自から固有の習慣に従ひ内心深き處に慾を藏めて穩に業を營むこそ資本主の利益なるに然るに其利を謀るに急にして猶豫なく眼前の十露盤に制せられて後日の利害を忘れ自から固有の習慣を破て自から慾心丸出しの端緒を開かんとするが如き我輩固より之を道德論に訴へて資本主の不徳を責むるに非ずして唯その自から損するの不智を憐むのみ例へば職工を養ふに三十人前の飯を炊きて之を三十三人に分配するときは實際には三人前を省きながら容易に認むるを得ずして數に於ては益するが如くなれども冥々の中に職工の不平を醸し實際に其氣力を減じて幾分か製造力を殺ぐの結果あるに反し三十三人前の飯を三十人に分配すれば眼前には損するが如くにして知らずゝの間に製造力を増すの利益ある可し使用法の相違は凡そ此邊の心得にして其他職工を苦役して用を爲さざるに至れば直に之を放逐するが如きことを爲さず病氣の時に醫藥を與ふるは勿論、衣服寢室等を清潔にして平素の衛生に注意し又時間の暇には筆算等を授けて自から身だしなみを知らしむるなど心を用ふるときは眼前の計算に於ては自から費用も多くして幾分か利益の配當を減ずるの結果はあらんなれども事を急にして彼等を酷遇し平生の仕事を粗末にせらるゝのみならず自から種を蒔て同盟罷工などの騒動を惹起さしめ平地に波瀾の其結果は詰り賃銀の増加に終るものに比すれば其損得自から明白なる可し職工の輩は固より良民を以て視る可らず若しも監督を怠るときには物を盜むの無賴漢も多かる可し恩を以て懐く可らざるは勿論、厚遇と云ひ薄待と云ふも詰り慾心より割出したる利害の勘定に外ならずして只丸出しにするると然らざるの相違に過ぎず彼の德義論より待遇法を云々するが如きは我輩の斷じて取らざる所にして見る所は

只利益の一點のみなれども今その利益の點より見て我工業社會の遂に西洋風に轉化するは免かる可らざる成行なるにも拘はらず今後尙ほ何十年の歲月を要することなれば其間は依然固有の習慣を利用し滿腔の大慾心を包むに表面の恩徳を以てし鬼にも角にもして小輩を優待するときは其成行甚だ滑にして容易に激變を呈せず自から利益を永うするに反し遽に西洋風に改めんとすれば未だ其利を認めざる中に早く既に弊害を誘發して自から始末に窮するに至る可し今の時に際し靜に考へて細く永く利すると事を激にして太く短く益すると其取捨は當業者が自から自家の利害に訴へて決斷す可き所なり事業の利害は詰り國家の損益にして其關係は小ならず我輩は此事に就て敢て徳論を論ぜず只利論の一點よりして當業者の熟考を望むのみ(明治三十年一月二十日)

職工條例制定の必要ありや

此頃政府の邊には職工條例制定の説を生じて或は取調に著手したりとも云ふ今の日本の社會に如何なる必要あれば職工條例など造らんとするや迂闊にも程のある次第にして只呆るゝの外なきのみ或は西洋諸國にも條例の設あるが故に我國にもなかる可らずと何れ労働の時間に制限を置き又何歳以下の男子は工場に使用す可らずなど西洋のものを其儘に翻譯して日本の職工に當嵌むるつもりならんれども斯くの如きは彼我の風俗習慣を知らざるものにして實際に不通のみか新條例の一發却て一新害を生ず可きのみ日本と西洋と民情習慣の相違は今更ら記すまでもなきことなれども例へば宿屋などにて客の出立の後に下婢の輩が室内の取片付を爲すは東西同一様なれども彼國の下婢は客の遺失品を見出して自分の懐に入るゝを目的とする其反對に我國の宿屋にては聊かの品物にても遺しあれば態々客を呼返

しても返付するの常なり道中の人足に貴重なる品を持たせて主人と道を殊にし前後するも紛失の憂少なく人力車中に物を忘れて車夫が警察に訴へ出るは毎度新聞紙上に見えたり凡そ是等を計ふれば枚舉に遑あらず吾々日本人は通常當然のことと思へども西洋人は之を見て驚き其事實を聞いて容易に信ぜざる者ありと云ふ即ち彼我民情の相違にして下流の者に律義なる心あれば上流の人も亦これに接して優しきは自然の勢にして工場に於ける職工の待遇法も我國には自から我國固有の習慣を存し之を西洋諸國の風に比較すれば恰も地獄極樂の懸隔にして我職工は今尙ほ此樂境に安居して概して苦痛もなき其處に西洋に行はるゝ條例を移し來りて我社會に施さんとす地獄の法律を極樂に行ふものに異ならず日本の職工に如何なる罪業あれば斯る殘酷の取扱を爲さんとするか無益の殺生と云ふ可し例へば時間を制限して八時間以上の労働を禁ずるが如き飽くまでも職工を督責鞭撻して斃るゝに至るも顧みざるが如き地獄の境界には自から必要ならんれども日本の職工は然らず實際には八時間はおろか十時間も十二時間も働くものある可しと雖も彼等の働くや決して他の強迫に由るに非ず自から喜んで従事するのみならず使用者に於ては寧ろ親切に注意して過度の労働を戒しめ少しく不快の色にてもあれば丁寧に諭して休業せしむる等、到らざる所なき次第なるに法律を以て時間を制限するの必要は果して何くに在るや若しも條例など設けて時間を限るときは是れまでは十二時間働きて一日二十四錢の賃銀を得たるものが八時間に限られて十六錢の外を得る能はず斯くては生活も出來ざればとて雇主に嘆願するも法律の制限は如何ともす可らざるが故に職工は止むを得ず餘りの時間には家に歸り妻子と共に手を空うして空腹を忍ぶの外なし條例に強ひられて貧民を饑ゑしむ殘酷に非ずして何ぞや往昔徳川の時代にも自から職工條例の如きものなきに非ず道中の人足が荷物を運ぶに五貫目の兩掛を擔ひ一日六里を歩して一里の賃錢十六文の定めなり即ち一日に